

平成30年度障害者総合福祉推進事業

身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究  
報告書

2019（平成31）年3月



みずほ情報総研株式会社



# 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査 概要

本調査研究では、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として、アンケート調査並びにヒアリング調査を実施した。

## 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的に、訓練事業者・指定法人を対象としたアンケート調査（郵送配布・郵送回収）を実施した。

調査実施期間	2019（平成31）年1月
回収	介助犬・聴導犬訓練事業者票 22件/27件（81.5%）
	介助犬・聴導犬指導法人票 7件/7件（100%）
	盲導犬訓練事業者票 10件/11件（90.1%）
	盲導犬指定法人票 10件/11件（90.1%）
調査項目	訓練事業者：適性評価の実施状況、訓練の実施状況、人材育成の取組状況、関係機関との連携状況等 指定法人：審査の実施状況、フォローアップの状況、適正な評価実施のための取組等

### 【調査結果からわかったこと】

- ✧ 介助犬・聴導犬の訓練事業者では次の実態・課題が明らかになった。
  - ・ 事業者によって職員数や訓練士の経験年数に大きな幅があり、必ずしも身体障害者補助犬の訓練について養成を受けた訓練士が確保されていない。
  - ・ 過去3年間の相談件数や認定頭数が0件の事業者が散見されるなど、身体障害者補助犬の育成・認定に係る経験やノウハウの蓄積に差がある可能性がある。
  - ・ 適性評価において医療機関や指定法人等と連携している団体は3割未満であり、障害の評価等が不十分である可能性がある。
  - ・ 訓練やフォローアップに関する記録、契約書の取り交わし、マニュアルや手順書等の整備は、高くて5～6割程度に留まっている。
  - ・ 公共の場での訓練に際し、事前に許可を得ずに訓練をしている場合がある。
  - ・ 身体障害者補助犬の実働する年齢について必ずしも上限設定が設けられていない。
  - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、利用者からの連絡があった場合のみ対応している事業者が少なくとも3件あり、適切なフォローがなされていない可能性がある。
  - ・ 社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
  - ・ 使用者から苦情が寄せられた経験がある訓練事業者は約2割であったが、その要因までは明らかにできていない。
- ✧ 介助犬・聴導犬の指定法人では次の実態・課題が明らかになった。
  - ・ 認定頭数にばらつきが見られた。また、審査会1回当たりの認定件数も1.0～2.6件と幅があり、1件当たりに要している時間や審査内容が指定法人によって異なっている可能性がある。
  - ・ 基礎訓練の動作検証のうち、屋外での排泄について未実施である指定法人が1件あり、衛生管理の確保への提供が懸念された。
  - ・ フォローアップの実施頻度が年1回未満の指定法人があった。
- ✧ 盲導犬における訓練・認定に関しては次の実態・課題が明らかになった。  
(盲導犬においては訓練と認定は同一法人で行うこととなっているため、訓練と認定についてまとめて記載する)
  - ・ 団体によって認定頭数に幅がある。
  - ・ 盲導犬の実働する年齢について上限設定を設けている団体は8割、使用者と契約書を取り交わす団体は9割など、質を担保するための取組がなされていたが、必ずしも全ての団体で実施されていない。
  - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
  - ・ また、フォローアップの頻度が年1回未満と回答した団体が1件あった。

## 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

身体障害者補助犬のうち、特に介助犬・聴導犬の訓練や認定方法等の実態や課題についてより具体的に深堀りすることを目的として、訓練事業者・指定法人を対象にヒアリング調査を実施した。

調査実施期間	2019（平成31年）1月～3月
調査対象機関	訓練事業者10件、指定法人7件
調査項目	訓練：訓練の流れ、質を担保するための取組、フォローアップの方法、課題等 認定：認定の流れ、適正な評価・透明性確保のための取組、フォローアップの方法、課題等

### 【調査結果からわかったこと】

- ✧ 訓練事業者における実態・課題として以下が明らかになった。
  - ・ 大まかな訓練の流れはあるものの、訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多い。
  - ・ 記録の作成・保管やチェックシート、動画等を活用して訓練士間の質の平準化、外部機関による助言・評価への活用等を行っている訓練事業者もいるが、その必要性や有用性を感じていない訓練事業者もいる。
  - ・ 医療機関と連携することで適性評価、訓練計画の立案、訓練の実施を適切に行おうとする訓練事業者がいる一方、医療機関とのつながりがなく、連携を取ることができていない訓練事業者もいる。
  - ・ 人材育成に関して、「人」よりも「犬」の知識や訓練に偏重している傾向がある。
  - ・ 訓練事業者同士の横のつながりがなく、訓練の技術やノウハウの共有が難しい。
  - ・ 利用相談や訓練、認定後フォローアップ等に要する経費を自弁している。また認定に至らない場合や申請期間に合わない場合は身体障害者補助犬育成事業の助成金が降りないため、安定的な事業運営が難しい。
- ✧ 指定法人における実態・課題として以下が明らかになった。
  - ・ 記録の作成基準や各種様式、認定基準、認定方法等が指定法人によって異なるが、指定法人同士で情報共有する機会がない。
  - ・ 指定法人によって認定審査会1回当たりの審査頭数や動作検証に要する時間が異なっており、認定の質に影響を及ぼしている可能性がある。
  - ・ 訓練事業者からみて、認定基準が不透明であり、同一指定法人内であってもばらつきがあるとの意見がある。
  - ・ 必ずしも本人に直接フォローアップを行っていない。また、訓練事業者が廃業したことで本人と連絡が取れなくなった事例がある。
  - ・ 業務量が多く、指定法人を増やす必要があるとの意見がある。
- ✧ その他実態・課題として以下が明らかになった。
  - ・ 現状では利用者自らが訓練事業者等に問合せをしてきている。
  - ・ 病院や障害福祉の担当者、行政職員等における身体障害者補助犬の認知度が低く、潜在的な利用者に対する身体障害者補助犬の紹介や訓練事業者等への橋渡しがなされていない。

## 考察

今回の調査により、訓練や認定の実態や課題を一定程度明らかにすることができた。より質の高い訓練・認定制度の実現に向けて、更なる調査検討が必要である。

- ✓ 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
- ✓ 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査

## 目次

第1章 調査研究事業の概要 .....	1
1. 調査研究事業の背景・目的 .....	1
1) 調査研究事業の背景 .....	1
2) 調査研究事業の目的 .....	1
2. 事業実施内容 .....	2
1) 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査 .....	2
2) 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査 .....	2
3) 検討会の設置・運営 .....	3
3. 成果の公表方法 .....	4
第2章 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査 .....	5
1. 調査概要 .....	5
1) 目的 .....	5
2) 調査方法と調査対象の選定 .....	5
3) 調査内容 .....	7
4) 回収結果 .....	7
2. 主な調査結果 .....	8
1) 介助犬・聴導犬訓練事業者調査 .....	8
2) 介助犬・聴導犬指定法人調査 .....	43
3) 盲導犬訓練事業者調査 .....	54
4) 盲導犬指定法人調査 .....	60
3. 調査結果のまとめ .....	63
1) 介助犬・聴導犬の訓練事業者の状況 .....	63
2) 介助犬・聴導犬の指定法人の状況 .....	65
3) 盲導犬における訓練・認定の実態 .....	65
4) 身体障害者補助犬の制度に関する課題 .....	66
第3章 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査 .....	67
1. 調査概要 .....	67
1) 目的 .....	67
2) 調査方法と調査対象の選定 .....	67
3) 調査内容 .....	68
2. 調査結果のまとめ .....	69
1) 介助犬や聴導犬の訓練の質確保のための取組について .....	69
2) 介助犬や聴導犬の認定の透明性確保・評価の適正性の確保のための取組について .....	71
3) その他身体障害者補助犬の制度のあり方について .....	72

第4章 考察・まとめ	74
1. 訓練事業者や指定法人における現状と課題	74
2. 訓練や認定の質確保に向けた取組	75
3. 今後の検討課題	76

## 参考資料

- ・アンケート調査票
- ・集計結果一覧
- ・ヒアリング調査記録

# 第1章 調査研究事業の概要

## 1. 調査研究事業の背景・目的

### 1) 調査研究事業の背景

身体障害者補助犬（国家公安委員会が指定した法人が認定した盲導犬及び厚生労働大臣が指定した法人が認定した介助犬及び聴導犬）は身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する重要な役割を担っており、平成14年に施行された身体障害者補助犬法においては、訓練事業者の義務や補助犬の認定等について明記されるとともに、同年に厚生労働省が設置した検討会を通じて、従来からガイドラインが整備されていた盲導犬だけでなく、介助犬及び聴導犬についても、認定要領及び訓練基準が整備されることとなり、こうした各種基準に基づいて、補助犬育成や利用者支援が進められてきた。

身体障害者補助犬法の施行から15年が経過し、より質の高い育成や使用者への支援のあり方など、質的拡充に向けた検討が求められているが、実際の訓練プログラムや認定方法等に関する詳細な実態や課題は十分に把握されていない。また訓練と認定を同一の主体で実施することが許されており、認定プロセスを透明性、公平性の観点から検証し課題を抽出することも求められている。

### 2) 調査研究事業の目的

上記を踏まえ、本事業では、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査並びにヒアリング調査を通じて、現行の訓練・認定の実態及び課題を明らかにすることを目的として実施した。

## 2. 事業実施内容

### 1) 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

介助犬・聴導犬の訓練事業者と指定法人、盲導犬訓練施設・指定法人の実態について把握するため、全訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査（郵送発送・郵送回収）を実施した。

### 2) 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

訓練プログラムや認定方法等の実態や課題についてより具体的に深堀りすることを目的として、協力の得られた介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人 15 団体を対象にヒアリング調査を実施した。

図表 1 ヒアリング対象・日時

	訓練事業者*	指定法人*	ヒアリング日時
指定法人			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		介・聴	2019年1月29日
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月14日
社会福祉法人日本聴導犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月28日
公益財団法人日本補助犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		介	2019年3月7日
社会福祉法人日本介助犬福祉協会	介・聴	介・聴	2019年3月27日
訓練事業者			
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	聴		2019年2月18日
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	介		2019年2月19日
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	介・聴		2019年2月25日
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	介・聴		2019年3月13日
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	介・聴		2019年3月18日
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (※ヒアリング先：びわこ みみの里)	聴		2019年3月19日
特定非営利活動法人九州補助犬協会	介		2019年3月22日
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	介・聴		2019年3月23日

※「介」は介助犬、「聴」は聴導犬の訓練または認定を行っていることを示す。

### 3) 検討会の設置・運営

調査の設計・実施・とりまとめにあたり、専門的見地からの議論を行うため、下記の有識者、当事者等からなる検討会を設置した。

#### <「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」検討会委員一覧>

秋田 裕	日本身体障害者補助犬学会 理事長
飯塚 善明	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 常務理事兼事務局長
○ 江藤 文夫	元国立障害者リハビリテーションセンター 総長 日本リハビリテーション連携科学学会 理事長
遠藤 千冬	一般社団法人日本作業療法士協会
岸田 ひろ実	株式会社ミライロ
斎藤 秀之	公益社団法人日本理学療法士協会 副会長
立石 雅子	一般社団法人日本言語聴覚士協会 副会長
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
橋井 正喜	社会福祉法人日本盲人会連合 常務理事
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部 准教授
吉田 哲朗	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事兼バリアフリー推進部長
吉野 幸代	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事

(敬称略、○：座長)

検討会の開催状況は以下のとおり。

図表 2 研究会の開催概要

研究会	開催日時	議題
第1回	2018年9月28日 10時～12時	○ 事業実施計画 ○ アンケート調査
第2回	2019年3月8日 10時～12時	○ アンケート調査 ○ ヒアリング調査
第3回	2019年3月26日 10時～12時	○ 報告書案

### **3. 成果の公表方法**

本調査研究の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。  
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)

# 第2章 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

## 1. 調査概要

### 1) 目的

身体障害者補助犬に関しては、身体障害者補助犬法の施行から15年が経過し、より質の高い育成や使用者への支援のあり方など、質的拡充に向けた検討が求められているが、実際の訓練プログラムや認定方法等に関する詳細な実態や課題は十分に把握されていない。また訓練と認定を同一の主体で実施することが許されており、認定プロセスを透明性、公平性の観点から検証し課題を抽出することも求められている。そこで、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握すること目的として、アンケート調査を実施した。

### 2) 調査方法と調査対象の選定

#### ■ 調査対象

全国の盲導犬訓練施設・指定法人、介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人について、悉皆で調査を実施した。

具体的には、厚生労働省ホームページに掲載されている情報をもとに、調査対象リストを作成した。

#### 【参照先：介助犬・聴導犬】

- ・厚生労働省： 4 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人 (H30.5.1 現在)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushou-gaihokenfukushibu/0000174177.pdf>
- ・厚生労働省： 第二種社会福祉事業届出状況一覧 (H31.1.1 現在)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/000482425.pdf>

#### 【参照先：盲導犬】

- ・厚生労働省： 盲導犬指定法人・訓練施設一覧 (H31.1.9 現在)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/000467628.pdf>

図表 3 調査対象：介助犬・聴導犬の訓練事業者・指定法人（全 32 件）

訓練事業者(24 件)	訓練事業兼指定法人(7 件)
学校法人佐山学園アジア動物専門学校	社会福祉法人日本介助犬福祉協会
公益社団法人日本聴導犬推進協会	社会福祉法人日本聴導犬協会
特定非営利活動法人聴導犬育成の会	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団*
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団*
社会福祉法人日本介助犬協会	公益財団法人日本補助犬協会
滋賀県聴覚障害者福祉協会	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団*
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団*
特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会	
ドッグスクールSue	
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター えひめドッグスクール	
特定非営利活動法人九州補助犬協会	
特定非営利活動法人介助犬協会キスマット	
特定非営利活動法人 Earth Angel Dog	
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会 千葉介助犬協会	
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	
社会福祉法人日本介助犬協会	
京都介助犬トレーニングセンター	
京都アシスタントドッグ育成協会	
社会福祉法人兵庫盲導犬協会	
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	
特定非営利活動法人日本動物介護センター	
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	

\*訓練事業者兼指定法人のうち、身体障害者補助犬の育成を行っていない団体は指定法人向け調査のみ実施した。

図表 4 調査対象：盲導犬の訓練事業者・指定法人（11 件）

北海道盲導犬協会
東日本盲導犬協会
日本盲導犬協会
アイメイト協会
中部盲導犬協会
日本ライトハウス
関西盲導犬協会
兵庫盲導犬協会
九州盲導犬協会
日本補助犬協会
全国盲導犬協会

\*日本盲導犬協会は、厚生労働省ホームページ上は訓練センターごとに掲載されていたため、センターごとに調査へのご協力を依頼した。最終的には協会としてまとめてご回答をいただいた。

## ■ 調査方法

アンケート調査は、調査対象ごとに、「介助犬・聴導犬訓練事業者票」「介助犬・聴導犬指定法人票」「盲導犬訓練事業者票」「盲導犬指定法人票」の4種類を作成した。

各調査とも、紙面調査票の郵送発送・郵送回収とした。

ただし、希望のあった事業者には、E-mailにより、電子調査票の配布・回収を行った。

## ■ 調査実施期間

調査は平成31年1月。

### 3) 調査内容

主な調査内容は以下のとおり。

図表5 訓練事業者向け調査

- ・団体の概要（訓練対象、職員数、認定頭数 等）
- ・身体障害者補助犬の使用の適性評価の実施状況
- ・訓練の実施状況（基礎訓練、介助動作訓練・聴導動作訓練・歩行誘導訓練、合同訓練の実施状況、公共の場で訓練する場合の手続き、フォローアップの実施状況）
- ・人材育成に関する取組状況
- ・関係機関との連携状況
- ・身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望 等

図表6 指定法人向け調査

- ・団体の概要（訓練対象、職員数、認定頭数 等）
- ・審査の実施状況（認定の流れ、審査委員会の構成、動作の検証内容、公共の場で検証する場合の手続き 等）
- ・フォローアップの状況
- ・適正な評価実施のための取組
- ・身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望 等

### 4) 回収結果

回収結果は以下のとおり。

図表7 各調査における回収状況

調査	配布数	回収数	回収率
介助犬・聴導犬訓練事業者票	27件	22件	81.5%
介助犬・聴導犬指定法人票	7件	7件	100%
盲導犬訓練事業者票	11件	10件	90.1%
盲導犬指定法人票	11件	10件	90.1%

## 2. 主な調査結果

本項では主な調査結果を示す。個別の集計結果は参考資料を参照のこと。

### 1) 介助犬・聴導犬訓練事業者調査

#### ①団体属性

##### ■ 届出の状況・指定法人か否か等（問1③・④）

回答のあった 22 件のうち、介助犬の訓練を行っていると回答した団体は 18 件、聴導犬の訓練を行っていると回答した団体は 15 件であった。

指定法人を兼ねていると回答した団体は 3 団体あり、1 団体は介助犬の認定のみ、2 団体は介助犬・聴導犬の認定を行っていた。

図表 8 回答団体の概要

回答番号	類型	訓練対象	
		介助犬	聴導犬
訓練事業者 1	訓練のみ	○	×
訓練事業者 2	訓練のみ	○	×
訓練事業者 3	訓練のみ	○	○
訓練事業者 4	訓練のみ	×	○
訓練事業者 5	訓練のみ	○	○
訓練事業者 6	訓練のみ	×	○
訓練事業者 7	訓練のみ	○	○
訓練事業者 8	訓練のみ	○	×
訓練事業者 9	訓練のみ	○	×
訓練事業者 10	訓練のみ	○	×
訓練事業者 11	訓練のみ	○	×
訓練事業者 12	訓練のみ	×	○
訓練事業者 13	訓練のみ	○	○
訓練事業者 14	訓練のみ	○	○
訓練事業者 15	訓練のみ	○	×
訓練事業者 16	訓練のみ	×	○
訓練事業者 17	訓練のみ	○	○
訓練事業者 18	訓練のみ	○	○
訓練事業者 19	訓練のみ	○	○
訓練事業者 20	訓練・認定	○	○
訓練事業者 21	訓練・認定	○	○
訓練事業者 22	訓練・認定	○	○
合計		18件	15件

## ■ 開設年（問1①）

回答のあった 22 件のうち、開設年は身体障害者補助犬法が施行された 2002 年を含む 2001～2005 年が 8 件と多いが、2011 年以降の団体が 4 件と、開設から年数があまり経過していない団体もあった。

図表 9 開設年

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
1996～2000年	2	9.1
2001～2005年	8	36.4
2006～2010年	6	27.3
2011年以降	4	18.2
無回答	0	0.0

## ■ 団体の職員数（問2-1、2-2）

回答のあった 22 件のうち、職員数は全体で平均 9.0 人、うち訓練士は平均 2.8 人であった。団体によって、職員数は 2～38 人、訓練士は 0～10 人と大きな幅があった。

また、訓練士について、「訓練士の養成課程を受けている」と回答した団体は 15 件あったが、「特に養成は受けていない」という団体もあった。また、「訓練士の養成課程を受けている」と回答している場合でも、その内訳を見ると、必ずしも介助動作や聴導動作に特化したものではなかった。

なお、訓練士の平均経験年数は 3.0 年から 31.0 年と、団体によって大きな違いが見られた。

図表 10 団体の職員数等

	平均
全体	21件
管理者	1.2人
訓練士	2.8人
研修生	0.4人
事務職員	1.8人
その他	2.9人
合計	9.0人

※職員数の内訳すべてについて有効回答のあった団体について集計。

図表 11 訓練士のうち、訓練士の養成課程を受けているか否か

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練士の養成課程を受けている	15	68.2
特に養成は受けていない	4	18.2
無回答	3	13.6

### 【訓練士の養成課程を受けている場合の具体的な内容】

- ◊ Bergin University of Canine Studies Association of Science in Assistance Dog Education 修了
- ◊ ドッグトレーナー専門学校
- ◊ サンフランシスコ SPCA 聴導犬プログラム
- ◊ 介助犬、聴導犬訓練者研修会、国立身体障害者リハビリテーションセンター
- ◊ JKC 公認訓練士
- ◊ JSV 公認訓練士
- ◊ ジャパンケネルクラブ公認の訓練士資格
- ◊ 愛玩動物飼育管理士(1級、上級)
- ◊ 愛犬飼育管理士(JKC公認)
- ◊ 公認動物看護師
- ◊ 国際盲導犬連盟基準による認定
- ◊ 社会福祉士
- ◊ ヘルパー2級
- ◊ 他の盲導犬協会での10年以上の実務と、養成保税の経験。
- ◊ 警察犬協会等の資格を有する。
- ◊ 日本聴導犬、介助犬訓練士学院併設（2009年～）。
- ◊ PD 公認訓練士 等

※下線部：身体障害者補助犬の訓練に特化した内容あるいはそれに類するもの。

## ■ 過去3年間の相談件数（問2-1、2-2）と平成27～29年度における認定頭数（問4(1)）

回答のあった22件のうち、過去3年間における身体障害者補助犬の利用に関する相談件数は団体によって大きな違いがあり、介助犬に関しては0件～85件、聴導犬に関しては0件～57件と幅があった。利用に関する相談件数が「0件」の団体は、介助犬では3件、聴導犬では4件であった。

また、平成27年度～29年度における認定を受けた頭数をみると、介助犬では0～8頭、聴導犬では0～11頭と幅があった。認定頭数が「0件」の団体は、介助犬では10件、聴導犬では5件であった。

相談を受けたが認定に至らなかった理由としては、そもそも身体障害者補助犬の対象ではない、補助犬の管理が難しい等の理由で適性がない、利用者の補助犬に対する理解が不十分、周囲の理解・協力が得られないといった理由が挙げられた。また、相談を受けて訓練を実施したが認定に至らなかった理由としては、訓練課程で適性がないことが判明した事例や本人からの辞退等があったほか、認定基準に合致しないためという回答が1件見られた。

図表12 過去3年間の身体障害者補助犬の利用に関する相談件数、及び平成27～29年度における認定頭数

	過去3年間の相談件数						認定を受けた頭数	
	介助犬			聴導犬				
	利用に関する相談件数	訓練に至らなかつた件数	認定に至らなかつた件数	利用に関する相談件数	訓練に至らなかつた件数	認定に至らなかつた件数	介助犬	聴導犬
訓練事業者1	85件	68件	1件				8頭	
訓練事業者2	0件	0件	0件				0頭	
訓練事業者3	0件	2件	4件	0件	0件	0件	0頭	3頭
訓練事業者4				5件	1件	0件		1頭
訓練事業者5	5件	-	-	3件	-	-	3頭	4頭
訓練事業者6				9件	7件	0件	0頭	2頭
訓練事業者7	-	5件	0件	-	1件	0件	0頭	0頭
訓練事業者8	2件	2件	0件				0頭	
訓練事業者9	61件	42件	8件				2頭	
訓練事業者10	-	-	-				3頭	
訓練事業者11	-	-	-				0頭	
訓練事業者12				-	4件	2件		3頭
訓練事業者13	3件	2件	3件	2件	1件	1件	0頭	0頭
訓練事業者14	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1頭	0頭
訓練事業者15	3件	3件	-				0頭	
訓練事業者16				0件	0件	0件		0頭
訓練事業者17	4件	2件	-	4件	2件	-	0頭	-
訓練事業者18	-	1件	1件	-	2件	2件	1頭	3頭
訓練事業者19	9件	9件	9件	0件	0件	0件	-	-
訓練事業者20*	13件	2件	0件	1件	1件	0件	0頭	0頭
訓練事業者21*	11件	4件	0件	28件	21件	0件	5頭	11頭
訓練事業者22*	8件	1件	1件	57件	34件	18件	3頭	7頭
合計	192件	132件	26件	102件	65件	19件	26頭	34頭

\*過去3年間の相談件数の「合計」：利用に関する相談件数、訓練に至らなかつた件数、認定に至らなかつた件数のすべてに有効回答のあったものについてのみ集計。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。また、表側の「\*」は指定法人を兼ねていることを示す。

### 【相談を受けたが訓練に至らなかった理由】

分類	介助犬の場合	聴導犬の場合
身体障害者補助犬の対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 介助犬導入の有効性が感じられない／相談の内容が、訓練を必要としない事項であった</li> <li>✧ 指定法人の介助犬使用者の基準に合致しないと、当協会で判断したため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 使用者としての適性がなかったため</li> </ul>
補助犬の管理が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 高齢者のため</li> <li>✧ 一人暮らしを希望され、ヘルパーは介助犬の世話ができないため／重度障害者の独居</li> <li>✧ 重度障害者の独居</li> <li>✧ 精神手帳 1級・2級所持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 40日間の合同訓練の実施が無理と判断（居住地（各1人）と勤務の都合により）したため</li> <li>✧ 家族構成が変わるまで訓練できないため</li> <li>✧ 重度障害者の独居</li> </ul>
補助犬に対する理解不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 本人の認識不足</li> <li>✧ 社会参加意欲が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ ペット犬との違いを説明して「難しい」と本人が判断したため</li> </ul>
本人からの辞退	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 面接の結果、辞退されたため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 聽導犬に関する説明をしたが、本人が希望しなかったため</li> <li>✧ 訓練は嫌との意見のため</li> </ul>
周囲の理解・支援者確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 周囲や支援者の理解不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 家族に問題があったため</li> <li>✧ （自己所有犬）飼育中の犬を聴導犬にしてほしいとの依頼で犬の適性判断の結果、民間アパート居住で家主の了解を得られなかつたため</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 本人との連絡不通</li> <li>✧ 認定試験が県外（本州でしか行えない）のため、移動費用の負担が大きいため／住居地までの距離が遠いため</li> <li>✧ 都道府県委託事業の対象外もしくは貸与不格の決定のため／委託待機期間の長さのため</li> <li>✧ スタンダードプードルを介助犬にしたいとの相談であり、対応できないため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 都道府県委託事業の対象外もしくは貸与不格の決定のため／委託待機期間の長さのため</li> <li>✧ ご家庭の事情により、訓練延期</li> <li>✧ 持ち込み犬のため、犬に作業意欲が見られなかつた</li> <li>✧ 協会側からお断りしたため</li> <li>✧ そのまま連絡がなくなつたため</li> </ul>

### 【相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった理由】

分類	介助犬の場合	聴導犬の場合
認定基準に満たないため	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 指定法人の認定基準に、合致しないため。</li> </ul>	
身体障害者補助犬の対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 訓練を開始するも本人の障害受容がされておらず、介助犬の管理や、自身の生活について再度組み立てを行ったところ、介助犬導入以前に治療、福祉サービスが必要と判断したため。</li> </ul>	
本人からの辞退	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 基礎訓練のみで、使用者に満足していただいた。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 現在も訓練中</li> <li>✧ 犬の適性が合わないが、お手伝い犬に指導</li> <li>✧ 訓練というより、体験またはペットを聴導犬にしたいとの希望のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ ユーザーさんが体調を崩し、ドクターストップになつたため。</li> <li>✧ 訓練期間が長すぎて、本人および、犬（持ち込み犬）にも、負担が大きくなつてしまつたため。</li> </ul>

平成 27～29 年度における認定実績及び開設年も踏まえて、1 年当たりの認定頭数を算出したところ、団体によって 0～5.3 頭と幅があった。上位 2 位は、指定法人を兼ねる訓練事業者が占めていた。

図表 13 平成 27～29 年度における1年当たり認定頭数

	1年当たり認定頭数 (概算)
訓練事業者 1	2.7頭/年
訓練事業者 2	0.0頭/年
訓練事業者 3	3.0頭/年
訓練事業者 4	0.3頭/年
訓練事業者 5	2.3頭/年
訓練事業者 6	0.7頭/年
訓練事業者 7	0.0頭/年
訓練事業者 8	0.0頭/年
訓練事業者 9	0.7頭/年
訓練事業者 10	1.0頭/年
訓練事業者 11	0.0頭/年
訓練事業者 12	1.0頭/年
訓練事業者 13	0.0頭/年
訓練事業者 14	0.3頭/年
訓練事業者 15	0.0頭/年
訓練事業者 16	0.0頭/年
訓練事業者 17	0.0頭/年
訓練事業者 18	1.3頭/年
訓練事業者 19	-
訓練事業者 20 *	0.0頭/年
訓練事業者 21 *	5.3頭/年
訓練事業者 22 *	3.3頭/年
合計	1.0頭/年

※表中「-」は認定頭数が無回答のため算出ができなかったことを示す。

## ■ 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ（問7）

使用者が、身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけとしては、介助犬については「使用者の身体障害の状況が変わった」と「使用者の家族構成に変化があった」がそれぞれ22.2%で最も多かった。

聴導犬については「使用者の家族構成に変化があった」が26.7%で最も多く、次いで「使用者が高齢になった」が13.3%であった。

「その他」の具体的な内容としては、身体障害者補助犬が引退の時期になつたためといった内容があった。

図表14 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ(複数回答)＜介助犬＞

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	4	22.2
使用者が高齢になった	3	16.7
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	5.6
使用者の家族構成に変化があった	4	22.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	5.6
その他	5	27.8
無回答	8	44.4

図表15 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ(複数回答)＜聴導犬＞

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	1	6.7
使用者が高齢になった	2	13.3
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	6.7
使用者の家族構成に変化があった	4	26.7
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	0	0.0
その他	4	26.7
無回答	7	46.7

## ■ 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無（問 9-1）

介助犬の訓練事業者 18 件のうち、実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 11 件であった。また、聴導犬の訓練事業者 15 件のうち、実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 5 件であり、介助犬、聴導犬とともに、上限設定を設けるかどうかに関しては、団体によって方針が異なっていた。

なお、上限を設けている場合の年齢はいずれの団体も 10~11 年であった。

図表 16 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無 <介助犬>

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
設けている	11	61.1
設けていない	7	38.9
無回答	0	0.0

※上限を設けている場合の年齢は平均 10.2 年

図表 17 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無 <聴導犬>

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
設けている	5	27.8
設けていない	8	44.4
無回答	2	11.1

※上限を設けている場合の年齢は平均 10.4 年

## ■ 実働年数が3年未満のうちに認定が取り消された事例（問9-2）

これまで育成した身体障害者補助犬のうち、実働年数が3年未満のうちに認定が取り消された頭数は、介助犬については11頭（6団体の合計）、聴導犬については6頭（4団体の合計）であった。

取り消しの理由は、使用者または犬の体調の変化、家族構成の変化等が多く挙げられた。

## ■ 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約（問12-1、12-2）

身体障害者補助犬の訓練に関して、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしている団体は59.1%であった。

契約内容としては、補助犬の貸与機関や譲渡等の所有権に関する内容、フォローアップに関する内容、補助犬の健康管理・衛生管理等に関する内容、費用に関する内容、相談・苦情受付に関する内容、損害賠償に関する内容等が挙げられた。

図表18 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約書の取り交わしの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
取り交わしている	13	59.1
取り交わしていない	6	27.3
無回答	3	13.6

### 【身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約内容】

- ❖ 「貸与に関する契約書」、「継続指導に関する契約書」（貸与期間について、注意義務について、費用についてなど。）
- ❖ 使用者が補助犬に行う義務（訓練、医療、世話など）、育成協会の義務（アフターフォローの回数や、発生する費用など）、引退後の犬の所有権。
- ❖ 貸与期間、費用負担、犬の行動、健康管理、フォローアップ、引退、・犬に対する損害賠償、第三者への譲渡、賃貸、転貸、担保について、後継の貸与、個人情報
- ❖ 補助犬の所有権、および貸与年数等。
- ❖ 犬のメンテナンスや、リタイヤ後の引き取り等
- ❖ 予防ワクチンを接種すること、訓練中の事故、ケガ等の責任を、協会へ問わないこと、協会にて月に一回の調査を受けること等
- ❖ 適応調査・マッチング・合同訓練・認定・継続指導・引退などを円滑に進められるように、その流れや費用負担や、どのような判断材料をもとに、誰が判断するかを記した取り決め
- ❖ 目的、期間、サービス内容、利用料（合宿時の宿泊費等自費分）、相方の解除権、契約の終了、合同訓練中の損害賠償、秘密保持、苦情処理
- ❖ 使用者として、守るべき事等
- ❖ 補助犬の健康管理の義務、アフターケアの要求、連絡相談、認定の取り消し

## ■ 身体障害者補助犬をお渡しする形態（問 13-1、13-2）

使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態としては、大半が「貸与している」としていたが、「譲渡している」団体も 1 件あった。

また、「貸与している」と回答した団体のうち、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡に関しては、「譲渡している」が 76.5%と大半を占めていた。

図表 19 使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
貸与している	17	77.3
譲渡している	1	4.5
無回答	4	18.2

図表 20 貸与していると回答した場合の、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	17	100.0
譲渡している	13	76.5
譲渡していない	3	17.6
無回答	1	5.9

## ■ 身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関する使用者からの費用徴収の有無（問 14）

身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関して、使用者から「費用徴収はしていない」が 77.3%と大半を占めていた。「費用徴収している」も 2 件あったが、そのうち具体的な内容について回答があった 1 件についてみると、「シャンプー2000 円、口頭での説明のみ」であり、追加訓練に関しては費用徴収をしていないものと推察された。

図表 21 身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関する使用者からの費用徴収の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
費用徴収をしている	2	9.1
費用徴収はしていない	17	77.3
無回答	3	13.6

## ②身体障害者補助犬の利用に関する適性評価

### ■ 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等（問15～17）

身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミングは、「利用の相談があった際」が63.6%で最も高く、次いで「候補犬とマッチングを行う際」が31.8%であった。

なお、「候補犬とマッチングを行う際」のみを選択した団体は2件であった。

「その他」の具体的な内容としては、「合同訓練までは随時行う」といった回答があった。

図表22 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
利用の相談があった際	14	63.6
候補犬とマッチングを行う際	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	5	22.7

身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行う方法は、「面談等により実施（居宅訪問を含む）」が59.1%で最も多かった。一方、「体験会の開催により実施（宿泊を伴わない／宿泊を伴う）」や「別の法人による事前評価を実施」、「指定法人以外の医療機関で事前評価を実施」は実施割合が低かった。

「別の法人による事前評価を実施」を選択した場合の具体的な連携先としては、リハビリテーションセンター系の指定法人等が挙げられた。

なお、「面談等により実施（事業所への来訪のみ）」のみを選択した団体が3件あった。

図表23 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	7	31.8
面談等により実施（居宅訪問を含む）	13	59.1
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	18.2
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	3	13.6
別の法人による事前評価を実施	5	22.7
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	6	27.3
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

#### 【「別の法人による事前評価を実施」の場合の指定法人名】

- ❖ 横浜市総合リハビリテーションセンター
- ❖ 名古屋市ハビリテーションセンター
- ❖ 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
- ❖ 認定を希望する指定法人

身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目は「障害の内容・程度」と「生活環境」がそれぞれ45.5%で最も多かった。これら項目は、本設問について有効回答のあった団体に限定してみると、全ての団体が選択していた。

**図表 24 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)**

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
基本属性	8	36.4
障害の内容・程度	10	45.5
生活環境	10	45.5
身体障害者補助犬に対する理解	9	40.9
身体障害者補助犬に対するニーズ	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	12	54.5

**【身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目の具体的な内容】**

基本属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 年齢、協力者の有無、経済状況</li> <li>❖ 年齢、経済状況、家族の理解、コミュニケーション能力</li> <li>❖ 高齢者でないこと。</li> <li>❖ 身体障害者の認定を受けていなくても相談にのる。</li> <li>❖ 年齢</li> <li>❖ 兵庫県立総合リハビリテーションセンターの認定審査基準に、合致しているか。</li> <li>❖ 年収、家族構成など</li> </ul>
障がいの内容・程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 介助犬ニーズがあるか、外出可能か。</li> <li>❖ 特に重視してはいませんが、様々な面から評価し必要と判断すれば。</li> <li>❖ 犬の管理ができること。</li> <li>❖ 問わず相談に乗っている。</li> <li>❖ 障害原因、経過と現在の障害程度。</li> <li>❖ 介助犬の使用が可能か。</li> <li>❖ 聴覚障害、肢体障害・身体障害者手帳所有。</li> <li>❖ 知的障害がないこと。</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 一人で外出できる整備環境か、犬飼育可能な整理状況か。</li> <li>❖ 犬の受け入れをする上で、訓練士のアドバイスを聞く姿勢があるか。</li> <li>❖ 家族がいること。</li> <li>❖ 家族（ペット）として、適正に犬の世話ができるかどうか。</li> <li>❖ 1週間・1ヶ月単位の生活状況、住環境。</li> <li>❖ 介助犬と生活可能か。援助サポート体制があるか。</li> <li>❖ ケアや、犬を飼える住居環境。</li> <li>❖ 大型を飼うスペースがあること。</li> </ul>
身体障害者補助犬に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 自立と社会参加を目的としているか。</li> <li>❖ 自発的に、補助犬に関する知識を得ようとしているか。</li> <li>❖ 犬はロボットではないこと。</li> <li>❖ 当協会では、生活上様々な事象の補助になる事を説明します。</li> <li>❖ ・法的位置づけ、・動物福祉や飼育について、・作業内容。</li> <li>❖ 介助犬と暮らすことで、QOL・自立・社会参加などに有効か。</li> <li>❖ ペットとは異なり、義務があることへの理解。</li> </ul>
身体障害者補助犬に対するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ ニーズの内容</li> <li>❖ メリット、デメリットを、きちんと理解した上で希望しているか。</li> <li>❖ 社会参加や、QOL維持向上の意欲。</li> <li>❖ ペットとは異なり、義務があることへの理解と、補助犬法への理解度。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 高次脳機能障害の有無、精神障害の有無。</li> <li>❖ 家族の意向</li> </ul>

## ■ 身体障害者補助犬の使用に関する適性に関するマニュアルや手順書の有無（問 18）

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価に係るマニュアルや手順書について、「ある」は 54.5% と、マニュアル等の整備状況には団体によってばらつきが見られた。

なお、指定法人を兼ねている団体 5 件のうち、マニュアルや手順書が「ある」団体は 1 件のみであった。

図表 25 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価に係るマニュアルや手順書の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	12	54.5
ない	5	22.7
無回答	5	22.7

### ③訓練の実施状況

#### ■ 基礎訓練の実施状況

##### ● 基礎訓練の実施状況（問 19）

基礎訓練に関しては、屋内・屋外ともに概ね全ての項目について「必ず実施」されていたが、項目によっては「一部未実施」が散見された。

図表 26 基礎訓練の実施状況(n=22)

##### <屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	86.4	0.0	0.0	13.6
②座る、伏せる、待つ、止まる	86.4	0.0	0.0	13.6
③解除の意思表示があるまで維持できる	86.4	0.0	0.0	13.6
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	9.1	0.0	13.6
⑤指示された時・場所で排泄できる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	13.6	0.0	13.6
⑦使用者に注目して集中することができる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	86.4	0.0	0.0	13.6

##### <屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	77.3	0.0	0.0	22.7
②座る、伏せる、待つ、止まる	77.3	0.0	0.0	22.7
③解除の意思表示があるまで維持できる	77.3	0.0	0.0	22.7
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	0.0	0.0	22.7
⑤指示された時・場所で排泄できる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	4.5	0.0	22.7
⑦使用者に注目して集中することができる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	72.7	0.0	0.0	27.3

### ● 訓練場所（問 20）

基礎訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」や「スーパー、百貨店等の商業施設」がそれぞれ 77.3% で最も多かった。ホテル等の宿泊施設に関しては利用者の生活状況や地域の様子を反映したためか、22.7% と低かった。

図表 27 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	17	77.3
ホテル等の宿泊施設	5	22.7
スーパー、百貨店等の商業施設	17	77.3
レストラン、喫茶店等の飲食施設	16	72.7
その他	7	31.8
無回答	3	13.6

### ● 基礎訓練に関する記録の作成・保管状況（問 23-1、23-2）

基礎訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は 68.2% であった。

その場合、作成頻度は「日々記録している」「一定期間ごとに記録している」「不定期に（随時）記録している」が同程度にあり、標準的な記録の頻度は見出せなかった。

図表 28 基礎訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	15	68.2
行っていない	4	18.2
無回答	3	13.6

図表 29 基礎訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
日々記録している	5	33.3
一定期間ごとに記録している	5	33.3
不定期に（随時）記録している	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	0	0.0

### ● 基礎訓練に関する訓練動作の評価者（問24）

基礎訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 77.3%であり、「訓練を担当していない職員」は 50.0%であった。「外部の職員」や「評価していない」はいなかった。

なお、「訓練を担当している職員」のみを選択した団体が 7 件あった。

図表 30 基礎訓練に関する訓練動作の評価者(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練を担当している職員	17	77.3
訓練を担当していない職員	11	50.0
外部の職員	1	4.5
評価していない	0	0.0
無回答	3	13.6

## ■ 介助動作訓練、聴導動作訓練の実施状況

### ● 訓練計画の作成にあたって使用者の障がいとニーズの評価方法（問 26）

介助動作訓練、聴導動作訓練を開始するタイミングは、団体の職員が面談等を行い決定する方法が多く、外部の関係者が関わっている団体はごくわずかであった。

また、訓練計画の作成にあたり、使用者の障害とニーズをどのように評価しているか尋ねたところ、9件が「団体職員のみで作成」のみを選択しており、「外部の専門職と連携して作成」を選択した団体は9件にとどまった。なお、訓練と認定を行っている団体では「外部の専門職と連携して作成」を選択した団体は3件中1件のみであった。

**図表 31 介助動作訓練、聴導動作訓練を開始するタイミングの決定方法と訓練計画の作成にあたり使用者の障がいとニーズを評価する方法(複数回答)**

	介助動作訓練/聴導動作訓練を開始するタイミング	訓練計画の作成にあたり使用者の障害とニーズの評価方法		
		団体職員のみで作成	外部の専門職と連携して作成	その他
訓練事業者 1	1歳で訓練センター入所後、基礎訓練を開始し、犬の特性を見極めながら担当訓練士が判断し開始している。	○	×	○
訓練事業者 2	個体の能力に合わせて決定する。	○	×	×
訓練事業者 3	基礎訓練と平行して行う。	○	×	×
訓練事業者 4	基礎訓練終了後	○	×	×
訓練事業者 5	基礎訓練終了後	○	○	×
訓練事業者 6	候補犬導入時から開始し、マッチング終了後に、使用者のニーズに合わせて追加訓練。	×	○	×
訓練事業者 7	-	×	○	×
訓練事業者 8	基礎訓練後	○	×	×
訓練事業者 9	犬に対する服従訓練(基礎訓練)が、目標に達した時点。	○	×	×
訓練事業者 10	各候補犬の基礎訓練の進捗と習熟に合わせて。	×	○	×
訓練事業者 11	各候補犬の基礎訓練の進捗と習熟に合わせて。	×	○	×
訓練事業者 12	基礎訓練中、使用者と候補犬との相性を見て判断。	×	○	×
訓練事業者 13	指定法人の面接終了後に、当協会において。希望者のかりつけ医療機関の指導を受ける。	○	×	○
訓練事業者 14	基礎訓練、社会化、順知終了後	○	×	×
訓練事業者 15	-	×	×	×
訓練事業者 16	-	×	×	×
訓練事業者 17	訓練者の判断	○	○	×
訓練事業者 18	使用者と犬の親和がとれ、基本動作訓練がスムーズにできたころ。	○	×	×
訓練事業者 19	相談後	×	○	×
訓練事業者 20 *	基礎訓練、介助動作、聴覚動作をしておき、希望者があられたら追加する。	○	×	×
訓練事業者 21 *	希望者の希望する期間、および候補犬の訓練状況により決定。	○	×	×
訓練事業者 22 *	ハソノノイア ハルモヒノフーフアブイス (社会化と基礎訓練含む) が終わり、協会に戻ってきた時点からスタート	×	○	×
合計		13件	9件	2件

※表中「-」は無回答であることを示す。また、表側の「\*」は指定法人を兼ねていることを示す。

### ● 訓練計画の見直しの有無、経過記録の保管状況（問 28）

訓練計画の見直しの有無は、「必要に応じて実施」が 77.3%で最も高く、「定期的に実施」が 13.6%であった。

訓練計画の見直しを「定期的に実施」または「必要に応じて実施」している場合の、見直しの経過記録の保管については、「保管なし」が 55.0%と過半数を占めていた。

図表 32 訓練計画の見直しの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的に実施	3	13.6
必要に応じて実施	17	77.3
未実施	0	0.0
無回答	2	9.1

図表 33 経過記録の保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	20	100.0
保管あり	7	35.0
保管なし	11	55.0
無回答	2	10.0

### ● 介助動作訓練の実施状況（問 29）

基礎訓練に関しては、屋内・屋外ともに「物の拾い上げ及び運搬」や「特定の物を手元に持ってくる」の割合は高いものの、その他の項目に関しては利用者のニーズを反映してか、「一部実施」や「未実施」の割合が高くなっていた。

図表 34 介助動作訓練の実施状況(n=18)

#### <屋内の訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	88.9	5.6	0.0	5.6
②特定の物を手元に持ってくる	88.9	5.6	0.0	5.6
③ドアの開閉	66.7	27.8	0.0	5.6
④スイッチの操作	33.3	44.4	16.7	5.6
⑤起立、体位変換時の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑥車いすへの移乗介助	27.8	22.2	33.3	16.7
⑦歩行介助と姿勢支持	22.2	33.3	27.8	16.7
⑧階段昇降の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑨車いすの牽引等	22.2	55.6	16.7	5.6
⑩衣服や靴等の着脱	44.4	44.4	5.6	5.6
⑪緊急時の連絡手段確保	83.3	11.1	0.0	5.6

#### <屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	83.3	5.6	0.0	11.1
②特定の物を手元に持ってくる	77.8	11.1	0.0	11.1
③ドアの開閉	44.4	27.8	11.1	16.7
④スイッチの操作	22.2	38.9	22.2	16.7
⑤起立、体位変換時の介助	16.7	27.8	27.8	27.8
⑥車いすへの移乗介助	22.2	16.7	33.3	27.8
⑦歩行介助と姿勢支持	16.7	27.8	27.8	27.8
⑧階段昇降の介助	16.7	33.3	22.2	27.8
⑨車いすの牽引等	11.1	55.6	16.7	16.7
⑩衣服や靴等の着脱	16.7	55.6	11.1	16.7
⑪緊急時の連絡手段確保	61.1	22.2	5.6	11.1

### ● 訓練場所（問 30）

介助動作訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」88.9%で最も多かったが、100%には至っていなかった。

図表 35 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	16	88.9
ホテル等の宿泊施設	2	11.1
スーパー、百貨店等の商業施設	16	88.9
レストラン、喫茶店等の飲食施設	15	83.3
その他	8	44.4
無回答	0	0.0

### ● 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

介助動作訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は50.0%であった。

その場合、作成頻度は「日々記録している」が44.4%、「不定期に（随時）記録している」が33.3%であった。

図表 36 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
行っている	9	50.0
行っていない	7	38.9
無回答	2	11.1

図表 37 介助動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	9	100.0
日々記録している	4	44.4
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

### ● 介助動作訓練に関する訓練動作の評価者（問 34）

介助動作訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 77.8% であり、「訓練を担当していない職員」は 61.1% であった。なお、「外部の職員」は 2 件のみであった。

なお、「訓練を担当している職員」のみを選択した団体が 5 件あった。

図表 38 介助動作訓練に関する訓練動作の評価者(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
訓練を担当している職員	14	77.8
訓練を担当していない職員	11	61.1
外部の職員	2	11.1
評価していない	0	0.0
無回答	1	5.6

### ● 聴導動作訓練の実施状況（問 35）

聴導動作訓練に関しては、屋内では概ね「必ず実施」の割合が高いが、屋外では無回答の割合が高く、結果の解釈には留意が必要である。

図表 39 聽導動作訓練の実施状況(n=16)

#### <屋内の訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	80.0	0.0	0.0	20.0
②音源に反応し音源場所に行く	80.0	0.0	0.0	20.0
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	80.0	0.0	0.0	20.0
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	66.7	13.3	0.0	20.0
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	60.0	20.0	0.0	20.0
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	40.0	0.0	20.0
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	73.3	0.0	0.0	26.7

#### <屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	60.0	0.0	0.0	40.0
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	0.0	0.0	33.3
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	0.0	33.3
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	53.3	13.3	0.0	33.3
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	46.7	13.3	6.7	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	26.7	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	53.3	0.0	0.0	46.7

### ● 訓練場所（問 30）

聴導動作訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」が 73.3% で最も多かったが、100% には至っていなかった。

図表 40 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	11	73.3
ホテル等の宿泊施設	4	26.7
スーパー、百貨店等の商業施設	10	66.7
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	60.0
その他	5	33.3
無回答	3	20.0

### ● 聽導動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

聴導動作訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は 53.3% であった。

その場合、作成頻度は「一定期間ごとに記録している」が 37.5% であった。

図表 41 聽導動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
行っている	8	53.3
行っていない	5	33.3
無回答	2	13.3

図表 42 聽導動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	8	100.0
日々記録している	2	25.0
一定期間ごとに記録している	3	37.5
不定期に（随時）記録している	2	25.0
その他	1	12.5
無回答	0	0.0

### ● 聴導動作訓練に関する訓練動作の評価者（問 34）

聴導動作訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 66.7% であり、「訓練を担当していない職員」は 46.7% であった。また、「評価していない」が 1 件あった。

なお、「訓練を担当していない職員」のみを選んだ団体が 4 件あった。

図表 43 聽導動作訓練に関する訓練動作の評価者(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
訓練を担当している職員	10	66.7
訓練を担当していない職員	7	46.7
外部の職員	0	0.0
評価していない	1	6.7
無回答	3	20.0

## ■ 合同訓練の実施状況

### ● 使用者に対する説明方法（問 41）

使用者に対する、身体障害者補助犬法の仕組みや身体障害者補助犬の使用上の留意点に関する説明方法は、「書面により説明」が 50.0%、「講義・研修形式により説明」が 31.8% であった。

図表 44 使用者への身体障害者補助犬法の仕組み等に関する説明方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
書面により説明	11	50.0
講義・研修形式により説明	7	31.8
その他	4	18.2
無回答	5	22.7

### ● 合同訓練の実施状況（問 42）

合同訓練に関しては、いずれの項目も「必ず実施」の割合が高いが、「障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練」や「屋内外の生活環境に応じた訓練」、「不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練」は「一部未実施」が散見された。

図表 45 合同訓練の実施状況(n=22)

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
②屋内外の生活環境に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
③訓練犬との意思疎通の手段の指導	81.8	0.0	0.0	18.2
④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	81.8	0.0	0.0	18.2
⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	77.3	4.5	0.0	18.2

### ● 合同訓練に関する記録の作成・保管状況（問 45-1、45-2）

合同訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は 59.1% であった。

その場合、作成頻度は「日々作成している」が 46.2% であった。

図表 46 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	13	59.1
行っていない	6	27.3
無回答	3	13.6

図表 47 合同訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	13	100.0
日々記録している	6	46.2
一定期間ごとに記録している	3	23.1
不定期に（随時）記録している	3	23.1
その他	1	7.7
無回答	0	0.0

### ● 合同訓練の評価方法（問 46-1）

合同訓練の評価方法は、「訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」が 45.5%で最も多かった。「外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」31.8%であった。また、「認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない」が 1 件あった。「訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」のみを選択した団体が 5 件あった。

なお、受審の可否を決定する際の、評価に関する様式を「定めている」は 64.7%、「定めていない」は 35.3%であった。

図表 48 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	10	45.5
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	1	4.5
無回答	4	18.2



図表 49 認定審査の受審の可否を決定する際の評価に関する様式の定めの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	17	100.0
定めている	11	64.7
定めていない	6	35.3
無回答	0	0.0

### ● 各訓練の実施日数（問 21、31、37、43）

各訓練の実施日数は下表のとおりであり、団体によって大きなばらつきが見られたが、概ね「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」や「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」に示されている日数を上回る回答であった。

ただし、聴導動作訓練及び合同訓練の一部において、同報告書に示されている日数を下回る事例があった。

また、団体によっては、使用者に身体障害者補助犬を引き渡した後の日数を計上しており、訓練士が関わっていない日数が含まれている可能性がある点に留意が必要である。

図表 50 各訓練の実施日数

	平均的な訓練日数				
	基礎訓練	介助動作訓練	聴導動作訓練	合同訓練 1 頭目	合同訓練 2 頭目
訓練事業者 1	80日	120日		80日	50日
訓練事業者 2	-	-		-	-
訓練事業者 3	-	180日	180日	180日	180日
訓練事業者 4	120日	-	100日	10日	-
訓練事業者 5	-	-	-	40日	40日
訓練事業者 6	120日		120日	180日	90日
訓練事業者 7	60日	150日	-	40日	40日
訓練事業者 8	250日			-	-
訓練事業者 9	180日	240日		18日	10日
訓練事業者 10	-	-		-	-
訓練事業者 11	-	-		-	-
訓練事業者 12	100日		180日	-	-
訓練事業者 13	90日	-	-	90日	
訓練事業者 14	120日	120日	120日	120日	120日
訓練事業者 15	183日	183日		-	-
訓練事業者 16	-		-	-	-
訓練事業者 17	-		-	-	-
訓練事業者 18	-	175日	175日	125日	100日
訓練事業者 19	-	120日	-	40日	40日
訓練事業者 20 *	60日	120日	120日	40日	40日
訓練事業者 21 *	60日	200日	200日	40日	40日
訓練事業者 22 *	100日	140日	28日	34日	15日
合計	平均117.2日	平均158.9日	平均135.9日	平均74.1日	平均63.8日

※「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成 14 年 6 月）では、基礎訓練は通常生後 12 か月から 24 か月の間に訓練を開始することが望ましいとしており、実施日数として概ね 60 日間以上行うことが望ましいとしている。介助動作は 120 日間以上、合同訓練は 40 日以上行うこととしている。

※「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成 14 年 6 月）では、基礎訓練は実施日数として概ね 60 日間以上行うことが望ましいとしている。聴導動作は 100 日間以上、合同訓練は 10 日以上行うこととしている。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。また、表側の「\*」は指定法人を兼ねていることを示す。

※破線囲みは標準的な訓練日数を下回っていることを示す。

## ④公共の場で訓練する場合の手続き

### ■ 公共の場で訓練する場合の手続き（問47～49）

公共の場で訓練する場合の手続きに関しては、「事前に許可を得て実施」が86.4%であり、「特に許可を得ず実施」が1件あった。

公共の場での訓練について今まで苦情を「受けたことがある」が2件あった。具体的には、苦情の原因は「エレベータースイッチトレーニングで、壁紙破損。」が理由であり、対応策として「ステンレスパネル作成・使用」を講じたとのことであった。また、公共の場で訓練する場合に「特に許可を得ずに実施」と回答した団体においては、「許可を取ったのか」という苦情を受け、「施設側に話をして許可を取った」という回答もあった。

図表51 公共の場で訓練する場合の手続き

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
事前に許可を得て実施	19	86.4
特に許可を得ず実施	1	4.5
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	2	9.1

図表52 公共の場での訓練に関する苦情の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
受けたことがある	2	9.1
受けたことはない	19	86.4
無回答	1	4.5

### 【公共の場での訓練を円滑に行うために取り組んでいることや配慮していること】

- ◊ 公共の場での訓練を行うことのできる訓練士については、ハンドラー認定試験を行い判断している。
- ◊ ある程度訓練が進んでから、公共訓練を行う。
- ◊ 聴導犬についての啓発活動を進め、訓練先の許可を得るために、ていねいな説明を行っている。
- ◊ 人に迷惑をかけないように心がけている。
- ◊ 施設に事前に連絡をし、訓練に関しての説明、および日程の調整を行うことで、施設側に不安を与えないようになっている。
- ◊ 犬嫌いの人への配慮。
- ◊ レストランなどの入り口に、介助犬の訓練を行う旨の表示を設置していただく。
- ◊ 周囲に迷惑をかけないように、思いつく配慮を尽くす。
- ◊ 周囲の方達へのあいさつ、配慮を欠かさない。
- ◊ 公共の場所で訓練可能レベルかを、当協会で確認後に実
- ◊ 排泄の管理が出来る、抜毛などがないよう衛生管理
- ◊ 介助犬と識別できるマント着用。
- ◊ 服を着用したり、訓練中と表示。
- ◊ 事前の説明や、担当者へのあいさつ。
- ◊ 良識ある行動

## ■ 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集（問50）

公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集について、「情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる」が50.0%、「情報収集はしている」が22.7%と一定程度あるものの、「特にしていない」も22.7%あった。

図表53 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	11	50.0
情報収集はしている	5	22.7
特にしていない	5	22.7
無回答	1	4.5

## ⑤フォローアップの状況

### ■ フォローアップの方法（問51-1～51-3）

使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認しているか尋ねたところ、「書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している」が72.7%で最も高く、次いで「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」が54.5%であった。「確認していない」という回答はなかった。なお、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」のみを選択した団体は3件あった。

確認している場合の、確認内容としては、「犬の健康状態、作業状況」や「補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ」は90%以上と高かったが、「環境の変化」や「使用者の社会参加の状況」は73.7%と相対的に低かった。

図表54 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	16	72.7
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	12	54.5
確認していない	0	0.0
無回答	3	13.6

→ 図表55 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	19	100.0
使用者の障害やニーズの変化	15	78.9
環境の変化	14	73.7
犬の基礎動作や介助動作の状況	16	84.2
犬の健康状態、作業状況	18	94.7
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	18	94.7
使用者の社会参加の状況	14	73.7
その他	1	5.3
無回答	0	0.0

## ■ 使用開始後の訓練・指導の実施状況（問 52）

使用開始後 1 年目と 2 年目以降とでは、訓練・指導の実施状況に大きな違いは見られなかった。

図表 56 使用開始後 1 年目の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	8	36.4
無回答	4	18.2

図表 57 使用開始後 2 年目以降の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	9	40.9
無回答	5	22.7

## ■ 使用開始後の追加訓練、再訓練の記録（問 53-1、53-2）

追加訓練、再訓練に際して記録の作成や保管を「行っている」は 50.0% であり、必ずしも記録が取られていなかった。

記録の作成や保管を「行っている」場合の作成頻度は、「不定期に（随時）記録している」が 36.4% で最も高かった。

図表 58 追加訓練、再訓練に係る記録の作成や保管の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	11	50.0
行っていない	7	31.8
無回答	4	18.2

図表 59 追加訓練、再訓練に係る記録の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	11	100.0
日々記録している	3	27.3
一定期間ごとに記録している	3	27.3
不定期に（随時）記録している	4	36.4
その他	1	9.1
無回答	0	0.0

## ■ 使用者からの苦情や意見の受付状況（問 55-1、55-2）

使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口が「ある」は 81.8%であり、多くの団体が窓口を設けていた。

窓口の有無に関わらず、苦情が寄せられたことがあるかどうか尋ねたところ、「ある」が 22.7%であった。

使用者のニーズと団体との調整のため第三者機関を設けているかどうか尋ねたところ、「設けている」は 18.2%であり、多くの団体が設けていなかった。

図表 60 使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	18	81.8
ない	1	4.5
無回答	3	13.6

図表 61 使用者から苦情が寄せられた経験の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	5	22.7
ない	14	63.6
無回答	3	13.6

図表 62 使用者のニーズと団体との調整のための第三者機関の設置の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
設けている	4	18.2
設けていない	15	68.2
無回答	3	13.6

### ■ 使用者支援のための取組（問54）

使用者支援の取組として、「団体内の使用者同士の交流」を実施している団体は50.0%、「他団体の使用者同士の交流」を実施している団体は13.6%と低かった。

図表63 使用者支援のための取組:団体内の使用者同士の交流

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
実施	11	50.0
未実施	7	31.8
無回答	4	18.2

図表64 使用者支援のための取組:他団体の使用者同士の交流

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
実施	3	13.6
未実施	12	54.5
無回答	7	31.8

## ⑥人材育成の取組

### ■ 人材育成の取組（問57）

団体における人材育成の取組として実施しているものは、「自組織内での研修、勉強会の開催」と「外部の研修、勉強会への参加」が50%を超えていたが、「他の訓練事業者等との人材交流」は45.5%、「学会への参加」は22.7%、「専門講師等の招聘」は13.6%に留まった。

国等が開催する外部の研修会に対して期待する内容としては、訓練に関する実践的な内容や、補助犬の意義を再確認できる内容、福祉等の関連知識に関する内容のほか、他団体との交流や、指定法人や自治体を対象とした研修会を希望する声もあった。

図表65 団体における人材育成の取組として実施しているもの(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
自組織内での研修、勉強会の開催	14	63.6
外部の研修、勉強会への参加	12	54.5
他の訓練事業者等との人材交流	10	45.5
学会への参加	5	22.7
専門講師等の招聘	3	13.6
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

### 【国等が開催する外部の研修会に対して期待する内容】

- ◊ 育成事業者として、補助犬育成の意義（障害者の社会参加と自立の促進であること）を再認識できる様な研修会
- ◊ 自治体向けの、補助犬啓発イベントや研修会
- ◊ 指定法人向けの、認定基準統一が図れるようになるための研修会
- ◊ 海外から講師を呼んでほしい
- ◊ 実用的なトレーニングに関する研修
- ◊ 他団体と交流、情報交換できる場
- ◊ 当協会では教育しにくい、福祉などに関わるセミナーなどを開催してほしい。
- ◊ 国リハ学院の研修会の募集が、直前すぎる。もっと早く、スケジュールや講師の予定を組んでください。
- ◊ 座学ではなくて、応用できる内容を期待します。
- ◊ （認定）指定法人の具体的な認定項目と基準について。指定法人の資格取得条件について。
- ◊ 実践的な訓練ノウハウ。犬の資貸、適性検査等。

支援の質を担保するための第三者機関による評価や助言・指導を受けているかどうか尋ねたところ、「受けている」と「受けていない」が同程度であった。

図表 66 支援の質を担保するための第三者機関による評価や助言・指導の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
受けている	10	45.5
受けていない	11	50.0
無回答	1	4.5

## ⑦関係機関との連携状況

### ■ 利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけ（問6）

利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけは、利用相談者、及び実際に訓練を受けた方のいずれにおいても「団体のホームページ、SNS」や「マスコミの報道」が第1位・2位を占めていた。

一方、「市町村、都道府県の窓口や資料」は約2割、医療機関からの情報提供は1割弱にとどまっていた。

図表 67 利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけ(複数回答)

	利用相談者		実際に訓練を受けた方	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	5	22.7	4	18.2
貴団体主催の補助犬イベント	7	31.8	4	18.2
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	13	59.1	7	31.8
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	5	22.7	2	9.1
マスコミの報道	12	54.5	7	31.8
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1	2	9.1
ご家族からの紹介	7	31.8	3	13.6
知人からの紹介	8	36.4	5	22.7
その他	5	22.7	6	27.3
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	3	13.6	9	40.9

### ■ 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携（問63）

身体障害者補助犬の周知のために連携している関係機関は、「自治体」が54.5%で最も高く、次いで「学校」が50.0%であった。最も割合が高いものでも50%台であり、潜在的な利用希望者との接点が多いと考えられる「医療機関」と「障害福祉サービス事業所」はそれぞれ27.3%と、相対的に低かった。

図表 68 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
自治体	12	54.5
医療機関	5	22.7
障害福祉サービス事業所	6	27.3
学校	11	50.0
地元企業・団体	6	27.3
受け入れ拒否の多い機関・場所	0	0.0
その他	5	22.7
連携していない	6	27.3
無回答	2	9.1

## ⑧身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

### 【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

#### 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◊ 良質な補助犬育成のための訓練プログラムについて、各事業所でのばらつきが大変気になります。身体障害者補助犬法にも明記されているように、また地域生活支援事業に分類されているように、育成事業者は、利用者の社会参加を促すべき役割であり、全国に育成事業者は多数あれど、どれだけの団体が障害のある方の支援をしているかという点について疑問を感じます。補助犬とともに生活するということは、定期的なフォローアップが必要であり、指定法人はそれをモニタリングする必要があるのではないかと感じます。現時点で一部の指定法人は数か月～1年おきに報告を求めていますが、認定後のこととは把握していない指定法人もあると耳にします。肢体不自由者に犬を渡すのみでなく、その方が補助犬と、どのように一步を踏み出すかという意識で、貸与・認定等を行うべきと考えます。
- ◊ 各団体のレベルが違いすぎると思う。また、フォローアップを行う訓練を行うにしても費用がかかりすぎる。
- ◊ 認定実績を安定させるために、候補犬の導入ラインの拡大、効率的な訓練方法の考案は常に行ってています。また、ユーザーフォローとは別に、精神疾患へのフォローをどう行っていくのかが、今後の課題だと考えます。
- ◊ 訓練プログラムや使用中のフォローアップは、使用者とその家族の生活状況に応じて変化するため、適宜、対応を要するが、当協会では満足のいく活動を行えている。
- ◊ ・訓練成功率を上げる、・候補犬の確保を安定させる。
- ◊ 介助犬と候補犬（子犬）も、補助犬と同様に、公共施設や公共交通機関の利用を可能にしてほしい。
- ◊ 自宅へのフォローアップをしていない団体もありますが、訓練レベルを一定にするには、フォローアップは不可欠です。
- ◊ 都道府県の助成申請やその決定の時期の都合で契約を完了し、訓練の開始を許可されるのが秋頃であるため、認定試験の受験が年度末になりがちです。雪国においては合同訓練にも支障が生じることもあります。

#### 認定のあり方に関する課題認識

- ◊ 認定を訓練した団体が行い、第三者評価が行われないことは課題で、質の担保、透明性の確保ができるないと考えられます。認定は第三者機関によって行われるような法改正を望みます。指定法人毎の認定基準が定まっていないように感じることと、指定法人にて認定を受ける立場としては、動作検証の日程に時間を要し、不要に合同訓練が長引くことがあります。訓練生と介助犬候補犬のペアが、中途半端な状態のまま過ごす期間が長くなってしまうことがあります。くんれんが長ければ長引くほど、行動制限がでるため、改善していただきたいです。また、一部指定法人に関しては、動作検証を行う日と認定審査を受ける日、認定証を発行される日が全て異なり、更に認定までの期間が長引いてしまいます。ずっと改善を求めていますが、未だ改善していただけておりません。動作検証後すぐの審査会、認定証の発行を強く望みます。
- ◊ 地方で育成するのに、圧倒的に不便です。リハセンで認定するのであれば、全国のリハセンで行えるようにしてほしい。また、各団体により認定基準が異なるのは疑問。
- ◊ 聴導犬について言えば、1音でも覚えて、聴覚障害者の生活を豊かにする犬は認定できるように（認定のハードルが高すぎる）。
- ◊ 育成施設ではなく、第三者機関が認定を行うことが望ましいと考えます。現在認定されている聴導犬の質の差が大きいのは、そこに影響していると感じています。
- ◊ 身体障害者の認定を受けた方と訓練犬が、合同訓練を受けた上で、指定法人へ出向き認定試験を受けなければならぬため、認定試験を受けるところまで達することが非常に困難。
- ◊ ・認定審査の質が低い、・介助犬育成事業について分かっていない審査員が多い、・指定法人の担当職員の入れ替わりがある度に、引き継ぎが出来ていない、・それぞれ専門分野をもつ審査員が、自分の専門外の部分で意見を述べると、結果素人意見ばかりが出てくる。
- ◊ 基準をきちんと設けていただき、盲導犬協会のように、各育成事業者が認定するようにすれば、責任の所在が分かるのではないかと思います。

- ✧ 実際に介助犬育成の実績を有している協会は、自力認定が実施できることが、地域に促した障害者福祉、しいては介助犬の普及に効果的である。認定基準が文章化されておらず、オープンでないのが実情。
- ✧ 認定テストに、日本聴導犬協会では、乗車テスト（バス、JR で計 1 時間）、買い物（20 分）、飲食（30 分）を設けています。他では、実地テストが短すぎるのは。
- ✧ また、認定後の公共交通機関の利用は認めていただいているが、そのための練習を行うことのできる制度がありません。補助犬の質の向上や安全の確保のためには、これらの訓練を行うことのできる制度を設けてほしいと願っています。

#### 国の施策に対する要望

- ✧ 昨今の福祉分野では「我が事丸ごと」と地域共生社会について、意識付き、情報共有がなされていますが、実際の現場レベルでは、「地域共生」についての意識は高くないと感じることが多いです。私たちも介助犬による支援を通して、利用者がそれぞれで地域との関わりを持つように、企業、行政、地域住民など多くの支援者と協力体制をとっております。こういったことが全国でよりやりやすくなるように、さらなる情報・意識向上のための啓発を期待します。
- ✧ 補助犬の助成金は盲導犬を基準にしているため、介助犬、聴導犬の育成で 180 万円は安すぎる。第三機関が認定するのであれば予算を増やしてほしい。届出を出しているが活動していない団体の削除。
- ✧ ・育成団体に対する助成金の増額、・補助犬に関する啓発・啓蒙の強化。
- ✧ ・資金的なバックアップ、・育成施設や、指定法人に対する実態調査の強化、問題に対する指導、・新規の育成施設申請に対して、条件を厳しく。
- ✧ 全国の身体障害者数 436 万人のうち、5% の 21.8 万人の方が補助犬を必要とすることに対し、補助犬の総数が 1075 頭というのは、あまりにも乖離している。補助犬とは別に、同伴犬という項目を設けて、国の認定を受けた補助犬訓練施設が認定をすれば、同伴犬として活動できるようにしてほしい。
- ✧ 介助犬の認定機関が全国で片寄らず、認定を受けることが可能にする事で、障害者の利益になる（認定指定法人になる条件を具体的に示し、全国の障害者が各地域で取得しやすくしてほしい）。
- ✧ 訓練期間の設定など、厳しすぎる觀があります。増えない理由は、これもひとつだと思いますが。
- ✧ 地方のいわゆる田舎に生活する人で、生涯電車に乗る必要もない生活をなさっているにもかかわらず、認定試験のためだけに電車での乗車訓練を強いる理由がわかりません。審査する人間の都合より、受ける人の立場にたった試験方法を望みます。車椅子の人が何百キロ離れた大都市に出てきての泊りがけでの受験。過去にそれで倒れた人の例もあります。

## 2) 介助犬・聴導犬指定法人調査

### ①団体属性

#### ■ 認定頭数（問1③）

認定頭数は以下のとおり。特に聴導犬では団体ごとの累計頭数に違いが見られた。

1年当たりの認定頭数に換算した場合でも、特に聴導犬においてばらつきが見られた。

図表 69 認定頭数

	介助犬		聴導犬	
	年間	累計	年間	累計
指定法人 1	0.3頭	-		
指定法人 2	-	26頭	-	6頭
指定法人 3	4頭	22頭	6頭	56頭
指定法人 4	1頭	25頭	0頭	3頭
指定法人 5	2頭	4頭	2頭	8頭
指定法人 6	1.6頭	24頭	0.3頭	5頭
指定法人 7	2頭	34頭	1頭	19頭

※表側の網掛けはリハビリテーションセンターであることを示す。網掛けのない指定法人は訓練事業者として、身体障害者補助犬の育成も行っている。以下同様。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。

図表 70 1年当たりの認定頭数

	介助犬	聴導犬
指定法人 1	-	
指定法人 2	2.2頭/年	0.5頭/年
指定法人 3	1.4頭/年	3.5頭/年
指定法人 4	1.6頭/年	0.2頭/年
指定法人 5	0.3頭/年	0.5頭/年
指定法人 6	1.5頭/年	0.3頭/年
指定法人 7	2.1頭/年	1.2頭/年

※開設年が2002年以前の場合は2002年移行の期間を母数として計算した。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。

## ②審査の実施状況

### ■ 審査委員会の構成数（問3）

聴導犬に関する審査委員会において、医師の参画が0人と回答した指定法人が1件あった。

図表 71 介助犬に関する審査委員会の構成数  
＜内部職員＞

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1	0人	2人	0人	1人	2人	0人	1人
指定法人 2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 3	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
指定法人 4	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人 5	3人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人 6	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人 7	0人	1人	0人	1人	2人	0人	4人

＜外部職員＞

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人 3	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人 4	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
指定法人 5	3人	4人	2人	1人	2人	0人	3人
指定法人 6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

図表 72 聴導犬に関する審査委員会の構成数  
＜内部職員＞

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1							
指定法人 2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 3	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
指定法人 4	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人 5	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 6	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人 7	0人	1人	0人	1人	2人	1人	4人

＜外部職員＞

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1							
指定法人 2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人 3	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人
指定法人 4	1人	0人	3人	0人	0人	0人	0人
指定法人 5	3人	4人	2人	0人	0人	4人	3人
指定法人 6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答、網掛けは回答対象外であることを示す。

### ■ 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うこと（問4）

訓練事業者を兼ねているかどうかに関わらず、審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことが「ある」という指定法人が2件あった。

### ■ 認定に関するマニュアル・手順書（問5）

全ての指定法人が、マニュアル・手順書が「ある」と回答した。

### ■ 認定審査の際の必要事項（問6、7）

認定審査の際の必要事項に関しては、指定法人によってばらつきが見られた。

なお、全ての指定法人が、申請に係る規定様式が「ある」と回答した。

図表 73 使用者に関する事項(複数回答)

	使用者に関する事項			
	氏名、住所、年齢、性別など	身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	必要とする介助動作	その他
指定法人 1	○	○	○	×
指定法人 2	○	○	○	×
指定法人 3	○	○	○	○
指定法人 4	○	○	○	○
指定法人 5	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○
指定法人 7	○	○	○	×

図表 74 補助犬に関する事項(複数回答)

	補助犬に関する事項			
	狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む）	「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断	その他
指定法人 1	○	○	×	×
指定法人 2	○	○	○	×
指定法人 3	○	○	○	×
指定法人 4	○	○	○	×
指定法人 5	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○
指定法人 7	○	○	○	×

図表 75 訓練に関する事項(複数回答)

	訓練に関する事項					
	訓練者名及び当人の訓練経歴	使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画	当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練／聴導動作訓練、合同訓練）	訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書	当該犬との適合状況についての使用者の意見書	その他
指定法人 1	○	○	×	○	○	×
指定法人 2	○	○	○	○	×	×
指定法人 3	○	○	○	○	○	×
指定法人 4	○	○	○	○	○	×
指定法人 5	○	○	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○	○	○
指定法人 7	○	○	○	○	○	×

### ■ 書面審査の審査事項（問8）

指定法人によっては、書面審査における審査事項が1つのみという法人もあった。

図表 76 書面審査の審査事項(複数回答)

	書面審査における診査事項					
	訓練計画が作成されていること	訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練／聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること	有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	その他
指定法人 1	○	○	○	×	○	×
指定法人 2	○	×	×	×	×	×
指定法人 3	○	○	○	○	○	×
指定法人 4	○	○	○	○	○	×
指定法人 5	○	○	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○	○	×
指定法人 7	○	○	○	○	○	○

## ■ 基礎動作の検証（問9、10）

屋内での検証の際には、いずれの指定法人においても全ての項目について検証が必ず実施されていた。

一方、屋外での検証のうち、「指示された時・場所で排泄できる」の項目について未実施であると回答した指定法人が1件あった。

図表 77 基礎動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	100.0	0.0	0.0	0.0
②座る、伏せる、待つ、止まる	100.0	0.0	0.0	0.0
③解除の意思表示があるまで維持できる	100.0	0.0	0.0	0.0
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	100.0	0.0	0.0	0.0
⑤指示された時・場所で排泄できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑦使用者に注目して集中することができる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	100.0	0.0	0.0	0.0

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	71.4	14.3	0.0	14.3
②座る、伏せる、待つ、止まる	85.7	0.0	0.0	14.3
③解除の意思表示があるまで維持できる	85.7	0.0	0.0	14.3
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	85.7	0.0	0.0	14.3
⑤指示された時・場所で排泄できる	71.4	0.0	14.3	14.3
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑦使用者に注目して集中することができる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	85.7	0.0	0.0	14.3

図表 78 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	1	14.3
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

## ■ 介助動作の検証（問11、12）

介助動作の検証に関しては、項目によって検証の実施状況にばらつきが見られた。介助犬によって、必要とされる介助動作が異なるためと考えられる。

図表 79 介助動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元に持ってくる	85.7	0.0	0.0	14.3
③ドアの開閉	42.9	42.9	0.0	14.3
④スイッチの操作	42.9	42.9	0.0	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	57.1	14.3	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	57.1	14.3	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	28.6	42.9	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	42.9	42.9	0.0	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	71.4	14.3	0.0	14.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元に持ってくる	71.4	14.3	0.0	14.3
③ドアの開閉	28.6	28.6	28.6	14.3
④スイッチの操作	28.6	42.9	14.3	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	42.9	28.6	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	14.3	57.1	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	28.6	42.9	14.3	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	57.1	14.3	14.3	14.3

図表 80 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	2	28.6
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

## ■ 聴導動作の検証（問13、14）

聴導動作の検証に関しては、項目によって検証の実施状況にばらつきが見られた。聴導犬によって、必要とされる聴導動作が異なるためと考えられる。

図表81 聽導動作の検証

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	83.3	0.0	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	83.3	0.0	0.0	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	83.3	0.0	0.0	16.7
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	0.0	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	33.3	33.3	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	83.3	0.0	0.0	16.7
⑧交通機関の利用	66.7	0.0	0.0	33.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	16.7	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	16.7	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	50.0	0.0	16.7	33.3
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	50.0	0.0	16.7	33.3
⑧交通機関の利用	83.3	0.0	0.0	16.7

図表82 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	6	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	5	83.3
ホテル等の宿泊施設	2	33.3
スーパー、百貨店等の商業施設	6	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	4	66.7
その他	1	16.7
無回答	0	0.0

### ■ 公共の場で検証する場合の手続き（問 15、16-1）

すべての指定法人が、公共の場で検証する場合には「事前に許可を得て実施」しており、今まで苦情等を受けたこともないと回答した。

### ■ 認定審査会の開催状況（問 17-2）

平成 28 年度以降の認定審査会の開催回数をみると、1 回から 7 回とばらつきが見られた。また、1 回当たりの審査件数は 1.0~2.6 件と幅があった。

また、審査件数の内訳をみると、自らが育成した身体障害者補助犬のみを審査している指定法人もあった。

図表 83 平成 28 年度以降の審査会の開催回数と審査件数の内訳

平成28年度以 降の審査会の 回数	審査件数				審査会1回当 たりの審査 件数	
	自らが育成 した介助犬	他の事業者 が育成した 介助犬	自らが育成 した聴導犬	他の事業者 が育成した 聴導犬		
指定法人 1	1回	0件	1件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 2	4回	1件	2件	0件	4件	1.8件/回
指定法人 3	7回	5件	1件	9件	3件	2.6件/回
指定法人 4	2回	0件	2件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 5	3回	1件	0件	4件	0件	1.7件/回
指定法人 6	7回	0件	5件	0件	2件	1.0件/回
指定法人 7	2回	0件	1件	0件	2件	1.5件/回

平成 28 年度以降に開催した全ての認定審査会について参加者を尋ねたところ、内部職員のみが審査をしており、かつ医師が参加していない認定審査会が計 4 回あった（いずれも同一の指定法人による回答）。これらの認定審査会では理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士の参加もなかった。その他の認定審査会では、これらの職種のうちいずれか 1 名は必ず参加していた。獣医師の参加がない認定審査会は計 2 回あった（それぞれ異なる指定法人による回答）。

図表 84 認定審査会の参加者

	内部職員							外部職員								
	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他
審査会 1	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 2 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 3 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 4 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 5 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 6 *	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 7 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
審査会 8 *	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
審査会 9 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 10 *	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 11 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 12 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
審査会 13	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 14	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 15 *	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 16 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 17 *	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人
審査会 18	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 19	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 20	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 21	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 22	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 23	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 24	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 25	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 26	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答であることを示す。

※表側「\*」は訓練事業者でもある指定法人が開催した認定審査会であることを示す。

※破線囲みは医師または獣医師の参加が内部職員、外部職員いずれも 0 人であることを示す。

### ■ 自ら育成した犬を認定する場合の対応（問 19-1）

自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしているかどうかについては、訓練事業者でもある指定法人 3 件すべてが「異なる対応はしていない」と回答した。

### ③フォローアップの状況

#### ■ 使用者への補助犬の状況に関する確認方法（問 20）

使用者への補助犬の状況に関する確認方法は、複数の方法を組み合わせている法人が約半数を占めた。「面談・訪問により使用者から報告を受けている」を選んだ指定法人は4件であり、それ以外の3件は「電話により使用者から報告を受けている」または「書面により使用者から報告を受けている」のみを選んでいた。

なお、頻度は「年1回程度」か「年1回以上」が多いものの、「年1回未満」も1件あった。

図表 85 使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	書面により使用者から報告を受けている	電話により使用者から報告を受けている	面談・訪問により使用者から報告を受けている	特に確認していない	その他	頻度
指定法人 1		○	○		○	年1回程度
指定法人 2		○				年1回未満
指定法人 3	○	○	○			年1回以上
指定法人 4	○					年1回程度
指定法人 5	○	○	○			年1回以上
指定法人 6	○					年1回程度
指定法人 7	○	○	○			年1回程度

※「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成14年6月）では、指定法人は、原則として毎年1回、使用者から、認定した介助犬又は聴導犬について、それぞれ基本動作能力及び介助動作能力又は聴導動作能力について報告を求めるとしている。

### ④適正な評価実施のための取組

適正な評価実施のための取組として、次のような回答があった。

#### 【適正な評価実施のための取組】

- ✧ 外部、および内部専門家による審査と助言を受けている。アフターケアの徹底。
- ✧ 認定審査には、外部の委員は、必ず参加していただくよう取り組んでいる
- ✧ 認定水準に満たない使用者、訓練事業者に対しては、何度も打ち合わせをし、訓練で取り組むべき内容、条件等を確認しながら取り組んでいる。

## ⑤身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

### 【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

#### 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◊ 遠方に居住する使用者へのフォローアップにおいて、訓練事業所が廃業されるケースで、所在が確認できないケースが生じた。地方自治体の協力が必要。
- ◊ 補助犬が増えない理由の一つに、訓練数等、規定が厳しすぎるのではないか？。
- ◊ 訓練事業所毎に違いがあり、社会参加のためというよりは、家の中だけの訓練プログラムであったり、社会参加に向けて、必要なアセスメントが不十分なところがある。フォローアップの報告の際には、「入店を拒否された」という声がまだ多い。

#### 認定のあり方に関する課題認識

- ◊ 質の高い補助犬を維持していくためにも、認定基準や方法を統一すること、補助犬を増やしていくために、指定法人を増やしていくことが必要である。
- ◊ 他認定機関と、ノウハウや課題を共有化しながら、認定における資質の向上に取り組んでいければ。関係機関の連絡会を年1回程度実施できると良いのでは。

#### 国の施策に対する要望

- ◊ 質の高い補助犬を維持していくためにも、認定基準や方法を統一すること、補助犬を増やしていくために、指定法人を増やしていくことが必要である。
- ◊ 訓練や認定基準については、HPにて「検討会報告書」としてあげていただいているが、拡大解釈によって、目的に合わない補助犬が増える事がないよう、一般市民でも分かりやすい認定基準、目的等を含めた、ガイドラインのように更新されるとよいのでは。

### 3) 盲導犬訓練事業者調査

#### ①団体属性

##### ■ 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無（問 9-1）

実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 8 件であり、多くが上限を設けていた。上限を設けている場合の年齢は 10~12 年が多かった。

図表 86 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
設けている	8	80.0
設けていない	2	20.0
無回答	0	0.0

##### ■ 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約（問 11-1、11-2）

身体障害者補助犬の訓練に関して、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしている団体は 9 件であった。

図表 87 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約書の取り交わしの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
取り交わしている	9	90.0
取り交わしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

##### 【身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約内容】

- ◊ 使用目的、適切な管理、届出事項、指導の継続、盲導犬の返還、盲導犬引退の手続き。
- ◊ ・目的、・期間、・サービス内容、・利用料、・相方の解除権、・契約の終了、・共同訓練中の損害賠償、・秘密保持、・苦情処理。
- ◊ ・身体障害者補助犬法で記載されている内容、・犬の健康管理ができる、・指導に従う。
- ◊ 貸与規定に違反した場合は貸与を取り消す。
- ◊ 補助犬使用者として、生活が整っているよう努めること。訓練（歩行指導）で受けた内容が、守れるよう努める。補助犬の健康管理、および補助犬を本来の使用目的外にはしないことなど。
- ◊ 身体障害者補助犬法における、ユーザーの義務を遵守すること。
- ◊ 盲導犬貸与の目的、盲導犬の管理責任、使用者としての社会的責任等について。
- ◊ 重要事項の説明を受け、訓練開始に合意したこと、貸与規定を順守すること。
- ◊ 共同訓練承諾書として、協会の方針に従うことや、自身の健康管理に責任を持つこと、共同訓練が途中で中止されることがある事等を記載。。

## ■ 身体障害者補助犬をお渡しする形態（問 13-1、13-2）

使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態としては、大半が「貸与している」としていたが、「譲渡している」団体も1件あった。

また、「貸与している」と回答した団体のうち、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡に関しては、「譲渡している」は33.3%であった。

図表 88 使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
貸与している	9	90.0
譲渡している	1	10.0
無回答	0	0.0

図表 89 貸与していると回答した場合の、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
譲渡している	3	33.3
譲渡していない	6	66.7
無回答	0	0.0

## ②身体障害者補助犬の使用に関する適性評価

### ■ 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等（問15～17）

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミングは、「利用の相談があった際」と「候補犬とマッチングを行う際」が同数であった。

なお、適性評価に関するマニュアル等が「ある」は6件であった。

図表90 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
利用の相談があった際	4	40.0
候補犬とマッチングを行う際	4	40.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

#### 【「その他」の内容】

- ◊ 利用の相談後、面談を行い、その時点で実施。
- ◊ 申請書を出してもらった後、面接を行った後。
- ◊ 盲導犬貸与申込みがあった後、面接、貸与審査会により判断する。
- ◊ 体験歩行会、事前説明会、面談、事前訓練、適性評価は2～4回は行う。

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行う方法は、「面談等により実施（居宅訪問を含む）」が100%であった。

図表91 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	1	10.0
面談等により実施（居宅訪問を含む）	10	100.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	40.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	4	40.0
別の法人による事前評価を実施	0	0.0
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	0	0.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

図表92 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
基本属性	10	100.0
障害の内容・程度	10	100.0
生活環境	9	90.0
盲導犬に対する理解	10	100.0
盲導犬に対するニーズ	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

**【身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目の具体的な内容】**

基本属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 自主性、独立心に富んでいるか。</li> <li>◊ 犬を受け入れる。</li> <li>◊ 年齢</li> <li>◊ 視覚障害</li> <li>◊ 氏名、年齢、性別、住所、面接日等</li> <li>◊ 視覚障害者手帳 1級保持者</li> <li>◊ 歩行能力、視覚障害以外の病気の確認。</li> <li>◊ 家庭状況、経歴、職歴、既往歴、健康状態、収入、福祉サービスの利用等</li> <li>◊ 社会性</li> </ul>
障がいの内容・程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 原則、視覚障害者のみ、視力のある弱視者は不適。</li> <li>◊ 視覚障害 1級・2級</li> <li>◊ 視覚障害者原因、経過、現在の資格程度。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一種一級、・ロービジョン、・視覚のみ。</li> </ul> </li> <li>◊ 視覚障害原因、自免疾患、見えにくくなつた時期、視野、視機能の状態。</li> <li>◊ 複数の障害の有無についてどうか。</li> <li>◊ 障害の具体的な内容、程度の確認。</li> <li>◊ 障害等級、視覚障害状況。</li> <li>◊ 盲導犬歩行が有効である障害程度であるかどうか。</li> <li>◊ 障害の程度、受傷からの年数、障害の受容。</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 持家か、賃貸住宅で了解を得る。</li> <li>◊ 1週間・1か月単位の生活状況、住環境。</li> <li>◊ 家の中で飼育する。</li> <li>◊ 住居の状況、借家又アパート・周囲の状況、医療の状況の確認。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の有無、・住宅状況、・サポート役の有無。</li> </ul> </li> <li>◊ 飼育環境</li> <li>◊ 盲導犬飼育環境、盲導犬利用環境</li> <li>◊ 盲導犬の管理、衛生管理ができる環境かどうか。</li> <li>◊ 身辺整理、自宅周辺および、行動範囲全般の環境認知。</li> </ul>
身体障害者補助犬に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 理性的に行動できるか。</li> <li>◊ 一般的な常識程度。</li> <li>◊ 盲導犬歩行、飼育管理について、法的位置付け。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛情を持って飼育する、・社会に出た時の心構え。</li> </ul> </li> <li>◊ 申し込み現状を把握、盲導犬についてどう思っているか、何をしたいかなど。</li> <li>◊ 本人、および家族を有する場合は、双方での理解の有無。</li> <li>◊ 家族、職場の理解。</li> <li>◊ 盲導犬の知識、動物への感情等。</li> <li>◊ 犬を苦しめることなく適切に扱い、飼育し、社会性を持って使用できるか。</li> <li>◊ 盲導犬の社会的役割や立場、身体障害者補助犬法等法令の理解。</li> </ul>
身体障害者補助犬に対するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 社会参加、貢献の意志。</li> <li>◊ 社会参加の意欲</li> <li>◊ 社会参加と自立</li> <li>◊ 貸与希望者に歩行テストを行う。コントロール声、体力脚力、蹴りなど。</li> <li>◊ 職業の有無、学生であれば、通学の状況。</li> <li>◊ 盲導犬の使用理由、盲導犬盲導犬歩行意欲、家族の反応等。</li> <li>◊ 盲導犬歩行が生活の質向上に繋がるかどうか。</li> <li>◊ 盲導犬を持つことでの、生活の質向上の有無。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◊ 犬と生活できる健康状態。</li> <li>◊ 家族の意向</li> <li>◊ 自校の歩行状況を確認する。反射神経、方向感覚、足位能力。</li> <li>◊ 身体基礎能力、歩行能力、体力等</li> </ul>

### ③フォローアップの状況

#### ■ フォローアップの方法（問 45-1～45-3）

使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認しているか尋ねたところ、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」が 90.0%で最も高く、次いで「書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している」が 80.0%であった。

確認している場合の、確認内容としては、大半の項目が 90.0%以上であったが、「使用者の社会参加の状況」は 80.0%と相対的に低かった。

図表 93 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	8	80.0
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	9	90.0
確認していない	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 94 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
使用者の障害やニーズの変化	9	90.0
環境の変化	10	100.0
犬の基礎動作や介助動作の状況	9	90.0
犬の健康状態、作業状況	10	100.0
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	9	90.0
使用者の社会参加の状況	8	80.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

## ④身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

### 【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

#### 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◊ 全国盲導犬施設連合会によるセミナーや研修会、理事会に参加して、認識するようにしている。
- ◊ 常に、連合会を通して研修や交流を行い、新しい知識や情報を導入している。
- ◊ ・訓練犬の個性に合わせたプログラム、・フォローアップが充分にできる人材確保。
- ◊ 盲導犬としてのレベルであっても、使用者の扱い方で微妙に犬は変化していくため、再訓練や、フォローアップ時の必要なもの（費用）に関しては、やはり使用者自身に支払っていただくことも必要なのではないか。
- ◊ 盲導犬に係わる専門職養成は、基礎から自施設で行うしかないというのが現状。外部に養成機関があると良い。専門職をしっかりと養成することが、訓練プログラムや FU の質の向上に繋がると考える。

#### 認定のあり方に関する課題認識

- ◊ 上記①に記述したことでも知らない人々が認定に関わることは大変無責任なことです。それが横行していることには疑問を禁じ得ません。
- ◊ また、IGDF にも国際基準があり、両方で対応している。
- ◊ 重複障害に対する基準の見直しや、高齢使用者の基準の見直しを課題としている。
- ◊ 第三機関等の客観的な判断がなされていない。
- ◊ 認定までの期間短縮。
- ◊ 特定施設の補助犬使用者の、補助犬取扱いへの苦情が、多数寄せられている。動物愛護やアニマルウェルフェアの観点からも評価する必要がある。
- ◊ ユーザーの高齢化に伴い、盲導犬に求めるニーズが多様化しており、認定基準にも柔軟性が必要となってきた。

#### 国の施策に対する要望

- ◊ 補助犬法について厚労省に相談に行くと「補助犬法は議員立法だから議連に相談に行きなさい」です。議連に行くと「既に法理になっているのだから厚労省に行きなさい」と言います。結局逃げ回るだけです。
- ◊ 補助犬育成の補助金等を、地方自治体に提供していただきたい。
- ◊ 盲導犬の医療機関での受け入れを徹底してほしい。
- ◊ 飲食店等、保健所の指導要項に取り入れ、周知徹底をしてほしい。
- ◊ 盲導犬歩行指導員の国家資格化。
- ◊ 補助犬訓練士、指導員の資格化をお願いしたい。質の高い補助犬の育成には、犬の繁殖は重要であるが、海外の大規模施設に比べて立ち遅れているのが実情。研究機関等の設置をお願いしたい。
- ◊ 補助犬の育成費のほとんどが、募金や寄付金のため、安定した財源確保が見込めるよう、国からの財政面での支援をお願いしたい。

## 4) 盲導犬指定法人調査

### ①団体属性

#### ■ 認定頭数（問1③）

認定頭数は以下のとおり。特に聴導犬では団体ごとの累計頭数に違いが見られた。

図表 95 認定頭数

	年間	累計
指定法人 1	30頭	1360頭
指定法人 2	20.0頭	730頭
指定法人 3	3頭	21頭
指定法人 4	5頭	65頭
指定法人 5	10頭	415頭
指定法人 6	5頭	334頭
指定法人 7	1頭	4頭
指定法人 8	12.5頭	551頭
指定法人 9	51頭	851頭
指定法人 10	5頭	284頭

### ②審査の実施状況

#### ■ 認定に関するマニュアル・手順書（問5）

マニュアル・手順書が「ある」は7件であった。

#### ■ 認定審査の際の申請書類（問7）

申請に係る規定様式が「ある」は6件であった。

#### ■ 公共の場で検証する場合の手続き（問13、14-1）

公共の場で検証する場合には「事前に許可を得て実施」は7件であった。

すべての法人が今まで苦情等を受けたことはないと回答した。

図表 96 公共の場で検証する場合の手続き

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ずに実施	3	30.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

### ③フォローアップの状況

#### ■ 使用者への補助犬の状況に関する確認方法（問18）

使用者への補助犬の状況に関する確認方法は、面談や訪問、電話による確認が多かった。なお、頻度は「年1回程度」か「年1回以上」が多いものの、「年1回未満」も1件あった。

図表 97 使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
書面により使用者から報告を受けている	4	40.0
電話により使用者から報告を受けている	9	90.0
面談・訪問により使用者から報告を受けている	9	90.0
特に確認していない	0	0.0
その他	3	30.0
無回答	0	0.0

図表 98 使用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
年1回以上	6	60.0
年1回程度	3	30.0
年1回未満	1	10.0
無回答	0	0.0

### ④適正な評価実施のための取組

#### 【適正な評価実施のための取組】

- ❖ 犬の訓練段階では、自分が訓練した犬と、目隠しで5~6kmは安全に歩けることが基準。使用者への歩行指導段階では、各ステップ毎のテストで、犬を使って安全に単独歩行できなければならない。
- ❖ 国際盲導犬学校連盟でのスタンダードに対応している。IGDFのセミナーに参加している。
- ❖ 質の良い、ユーザーが満足できる盲導犬を育成し、貸与するためには、その「評価」は大変重要であると考えている。そのためには常に、自協会の評価プログラム、その他を検証する視点を養うことが求められると思う。
- ❖ 第三者機関での、客観的な対応が必要。
- ❖ 当協会に登録のある、外部歩行指導員の評価も参考にしている。
- ❖ ・全国盲導犬施設連合会による、訓練士指導員の資格認定制度により、指導員の養成、認定を行っている、・内部のケース会議や、他施設への研修等を通じて、有権者のスキルアップを図っている、・評価基準を明確にしている。
- ❖ 盲導犬貸与待機者への盲導犬貸与が可能かどうか、適切に判断するため、盲導犬貸与決定委員会を設置している。

## ⑤身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

### 【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

#### 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◊ 定期的に使用者のところへ出向く必要があるようなレベルでは、実用にならない。しかし現状には、定期的に出向いたり、定期的に報告書を出させることができが実施されているのは、問題だと考える。
- ◊ 全国盲導犬施設連合会のセミナーに参加している。
- ◊ 交通訓練の難しさを感じる。
- ◊ 既存のプログラムに満足せず、常に改善、向上の余地を検証する姿勢の共有。
- ◊ フォローアップが充分できる、人員確保。
- ◊ 近年は、保有視力を活用している希望者も多くなっていることから、個々に見え方に応じた指導が必要になっている。強制を中心とした、犬の訓練を実施している補助犬育成団体が未だ見受けられ、一般からの苦情に繋がっている。
- ◊ 公共交通機関や、商業施設で訓練を行う場合、事務手続きや許可が必要であるため、訓練犬であっても、一定のレベルの基準を満たした犬であれば、補助犬と同等の扱いで、事前申請なしで訓練ができるようになればありがたい。

#### 認定のあり方に関する課題認識

- ◊ 視覚障害のことや、犬の訓練のことを知らない人々が、関わりすぎている。
- ◊ 全国盲導犬施設連合会の運営会議や、資格認定会議、および理事会への参加。
- ◊ 安心安全な歩行を目指して、使用者に正しい知識と歩行技術を身につけてもらう。
- ◊ 盲導犬の認証システムは、その裁量を認められているだけに、上記の意識が多分に求められると考えている。
- ◊ 第三者機関等の、客観的な判断がなされていない。
- ◊ 認定委員の資格化、研修により、全国どの指定法人でも、同じレベルの認定が可能になる。
- ◊ 高齢化も伴い、盲導犬にも多様化が求められてきており、認定にも柔軟性が必要であるため、基準の構築が難しくなってきている。

#### 国の施策に対する要望

- ◊ どの訓練方法、どの指導方法が有効かつ安全かの実地検証をやらず、個々の事業者の語ることだけを鵜呑みにしている。
- ◊ 補助犬法を成立した以上、国としての援助や支援を実施するべきと考えます。
- ◊ 盲導犬に対する理解を深めていただく、教育制度の確立。
  - ◊ ・訓練犬のアクセスフリー、・社会の受入れ、共存意識向上への働きかけ。
- ◊ 飲食店等の、入店拒否を軽減するため、保健所の指導要項に取り入れてもらい、周知徹底をしてほしい。
- ◊ 国の指定あって育成事業が可となる事業としては、運営費が施設に予算化しておらず、9割以上が現場での社会の皆様からの寄付金、募金に頼らざるを得ないというのは。この数年はスタートゼロからでしたので、大変厳しいものでしたし、今後も続くとなると、次世代の若い方々を育てるこことも厳しいものを感じる。「盲導犬を出したら、地方自治体から助成金が出る。」この仕組みは、事業の内容の視点から考えますと、大変乏しく、貧弱なものに覚えてなりません。視覚障害者のための歩行に関するものとはいえ、事業過程、全体に非常に教育的要素が強いものであることからも、安定した事業、啓発が出来るよう考慮いただきたい思います。
- ◊ ・補助犬訓練士、指導員の資格化、・犬の繁殖に関する研究の推進、・補助犬を、補助具として位置付け、都道府県の予算に捕らわれない補助制度への転換。

### 3. 調査結果のまとめ

本調査は、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として実施し、以下のことが明らかとなった。

#### 1) 介助犬・聴導犬の訓練事業者の状況

##### 【団体概要】

- 回答が得られた訓練事業者では、職員数や訓練士の経験年数に大きな幅があり、必ずしも補助犬の訓練についての養成を受けた訓練士が確保されていない実態が明らかとなった。
- 相談件数や認定頭数を見ても、過去3年にわたっていずれも0件の団体が散見されるなど、補助犬の育成・認定にかかる経験やノウハウの蓄積に差がある可能性が示唆された。団体の属性別にみると、指定法人を兼ねている団体において、年間の認定頭数が多い傾向が見られた。
- 実働する身体障害者補助犬の年齢に関しては、必ずしも上限が設定されておらず、特に聴導犬においてその傾向が見られた。大半の団体が補助犬は貸与という形で利用者に渡されていたが、譲渡という形を採用する団体もあるなど、補助犬の扱いは団体によってばらつきが見られた。

##### 【適性評価の実施状況】

- 概ね各団体において補助犬の使用に関する適性評価が行われていたが、そのタイミングや方法は団体によってばらつきがあった。適性に関する項目として「障害の内容・程度」を挙げる団体が4割を超えていたものの、適性評価に当たって指定法人や医療機関と連携して評価を実施している団体は3割未満であった。医療機関等と連携していない場合、障害の内容・程度を適切に評価できていない可能性がある。
- また、団体によっては、適性評価の実施方法として「面談等により実施（事業所への来訪のみ）」のみを挙げる団体もあった。この場合、実際の日常生活の様子や身体障害者補助犬に対するニーズが十分に把握できない可能性がある。
- 適性評価に関するマニュアルや手順書を整備している団体は半数程度に留まっていた。

##### 【訓練の実施状況】

- 各訓練の実施日数は概ね標準的な訓練日数以上の水準が確保されているという回答であったが、一部で水準を下回る団体も散見された。ただし、補助犬の訓練開始時期や訓練状況等によっても日数は異なり、また、回答者によっては使用者に身体障害者補助犬を引き渡した後の日数を計上しており、訓練士が訓練を行っていない日数が含まれている可能性があることから、結果の解釈には留意が必要である。
- 訓練に関する記録は必ずしも作成されておらず、その頻度も団体によってばらつきが見られた。

### **【フォローアップの実施状況】**

- フォローアップは何らかの方法により実施している団体がほとんどであった。ただし、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」のみを選択している団体が3件あった。この方法では、使用者からの連絡がない限り問題の有無を把握することができず、必要な追加の訓練や指導を行うことができない恐れがある。
- フォローアップの内容としては、犬の状態や追加訓練等のニーズの評価が多かったが、使用者の社会参加の状況に関する評価は必ずしも実施されていなかった。
- 各訓練における記録の作成・保管や、使用者との訓練に関する契約の取り交わし、フォローアップに関する手順書等の整備は高くでも5～6割程度と、文書化に関する取組はあまり進んでいない実態が明らかとなった。

### **【使用者支援のための取組】**

- 使用者支援のための取組として、団体内の使用者同士の交流を実施している団体は50.0%、他団体の使用者同士の交流を実施している団体は13.6%と、いずれの場合も実施割合は低く、使用者同士の情報交換や交流等の支援は十分にはなされていないことが明らかとなった。

### **【人材育成の状況】**

- 回答いただいた団体の多くが組織内での研修や外部研修を活用していた。国等が実施する外部の研修会に対する要望として、より実践的な内容を求める意見などがあった。

### **【関係機関との連携状況】**

- 補助犬の普及に関しては大半が自治体との連携であり、潜在的な利用者との接点が多い医療機関や障害福祉サービス事業所との連携は進んでいなかった。

### **【使用者からの苦情等】**

- ほとんどの訓練事業者において使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口があると回答していたが、「ない」と回答した訓練事業者が1件あった。
- 約2割の訓練事業者が使用者から苦情が寄せられた経験があると回答していた。訓練方法やフォローアップの方法等との関係性は確認できなかった。
- また、身体障害者補助犬の認定が早期（3年以内）に取り消された理由や身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけをみても、訓練や認定の影響であると明確に確認できる結果は得られなかった。

## 2) 介助犬・聴導犬の指定法人の状況

### 【団体概要】

- 現状では、指定法人 7 団体のうち、リハビリテーションセンター系が 4 法人、訓練事業者を兼ねている団体が 3 法人である。これまでの認定実績をみると、訓練事業者を兼ねている団体で年間当たりの認定頭数が特に多いなど、指定法人によってばらつきが見られた。
- 審査回 1 回当たりの審査件数も 1.0 件～2.6 件と幅があり、1 件当たりに要している時間や審査内容が指定法人によって異なっている可能性が示唆された。

### 【審査の実施状況】

- 指定法人によっては訓練を担当した者が審査に加わると回答しており、評価の客観性の担保については更なる調査が必要と考えられた。また、指定法人の中には認定審査会の際に医師や獣医師、リハビリテーション専門職等が一切参加しないという回答もあり、「人」や「障害」に着目した専門的な見地からの評価がなされていない可能性が示唆された。
- 認定審査の際の必要事項に関して、概ねいずれの指定法人も同様の項目について確認がなされていたが、一部団体においては審査項目が限定的であるなど、指定法人によって対応のばらつきが見られた。
- 動作検証の内容も、基礎訓練のうち屋外での排泄に関する検証が一部団体で未実施であることが明らかとなり、衛生管理の確保への影響が懸念された。

### 【フォローアップの状況】

- いずれの法人においてもフォローアップは実施しているものの、団体によってはその頻度が年 1 回未満と、認定基準の検討会報告書で示されている水準を下回る事例が確認された。
- フォローアップの方法は、「面談・訪問により使用者から報告を受けている」と回答した団体が 4 団体であり、その他の 3 団体は書面もしくは電話による確認のみであった。

## 3) 盲導犬における訓練・認定の実態

- 本調査では便宜上、盲導犬についても訓練事業者調査と指定法人調査の 2 種類を実施したが、盲導犬の場合、訓練と認定は同一法人で実施することとなっている。
- 盲導犬の場合、多くの場合で補助犬の年齢に上限を設けていたり、使用者と訓練について契約書を取り交わすなど、質担保のための取組が一定程度なされている様子がうかがえた。
- 一方で、回答のあった 10 団体中 2 団体においては上限を設けていなかったり、1 団体が契約を取り交わしていないなど、必ずしも統一した対応は取られていなかった。
- フォローアップの内容も、使用者の社会参加の状況に関しては必ずしもフォローされていなかった。また、盲導犬においても、フォローアップの頻度が年 1 回未満と回答する団体が 1 件確認された。

#### **4) 身体障害者補助犬の制度に関する課題**

- いずれの調査においても、身体障害者補助犬の制度に関する課題として、訓練やフォローアップに関して人員確保や養成を課題としてあげる意見や、認定に関して第三者等による客観的な認定の必要性、認定基準の明確化等を指摘する意見があった。
- また、大部分を寄付に頼って運営しなければならず、安定した事業ができないといった意見もあった。

# 第3章 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

## 1. 調査概要

### 1) 目的

訓練プログラムや認定方法等の実態や課題についてより具体的に深掘りすることを目的として、全国の介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人を対象にヒアリング調査を実施した。

### 2) 調査方法と調査対象の選定

調査対象は、厚生労働省との協議のもと、下表のとおり、介助犬・聴導犬の指定法人7件（悉皆調査）、訓練と認定の双方を実施している訓練事業者を中心に11件を対象とした。うち3件は業務多忙につき協力が得られなかつたことから、最終的に指定法人7件、訓練事業者8件を対象にヒアリング調査を実施した。

調査対象へは事前にアンケート調査の回答を依頼しており、回答いただいた内容を踏まえ、より詳細な認定や訓練のプロセス及び課題等についてヒアリングを行った。

調査の実施に当たっては、当社の調査員が訪問することにより行い、適時厚生労働省や都道府県関係者も同席し、より詳しい状況の把握に努めた。

ヒアリング調査は平成31年1月～3月にかけて行った。

図表 99 ヒアリング対象・日時

	訓練 事業者	指定 法人	ヒアリング日時
指定法人			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		介・聴	2019年1月29日
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月14日
社会福祉法人日本聴導犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月28日
公益財団法人日本補助犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		介	2019年3月7日
社会福祉法人日本介助犬福祉協会	介・聴	介・聴	2019年3月27日
訓練事業者			
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	聴		2019年2月18日
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	介		2019年2月19日
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	介・聴		2019年2月25日
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	介・聴		2019年3月13日
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	介・聴		2019年3月18日

	訓練事業者	指定法人	ヒアリング日時
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (※ヒアリング先：びわこ みみの里)	聴		2019年3月19日
特定非営利活動法人九州補助犬協会	介		2019年3月22日
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	介・聴		2019年3月23日

※「介」は介助犬、「聴」は聴導犬の訓練または認定を行っていることを示す。

### 3) 調査内容

主なヒアリング内容は以下のとおりである。なお、ヒアリング調査では、マニュアルや記録の様式など、可能な限り参考となる資料のご提供を依頼した。

図表 100 ヒアリング内容

**【訓練に関して】**

- ・訓練の具体的な流れ・内容（利用者における身体障害者補助犬の適性の評価のタイミング）、訓練段階での指定法人との関わり
- ・訓練の質を担保するための取組（記録の保管やマニュアルの策定、第三者による評価等）
- ・認定後のフォローアップの方法、内容
- ・身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等

**【認定に関して】**

- ・認定の具体的な流れ・評価内容（訓練事業者を兼ねている場合、実施体制の違い等）、訓練段階での訓練事業者との関わり
- ・認定後の利用者のフォローアップの方法、内容
- ・認定に係る適正な評価、透明性確保のための取組
- ・身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等

## 2. 調査結果のまとめ

介助犬・聴導犬の訓練事業者や指定法人を対象としたヒアリング調査から明らかになった実態や課題等は以下のとおり。なお、個別のヒアリング結果のうち掲載許諾が得られたものは参考資料に掲載している。

### 1) 介助犬や聴導犬の訓練の質確保のための取組について

#### 【訓練の内容】

- ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者においては、訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、各訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多かった。訓練事業者からは、そもそも訓練方法が統一されておらず、身体障害者補助犬の質にばらつきが出るのは当然との意見もあった。
- また、公共の場での訓練については、事前に受け入れ施設等に許可を得て訓練している訓練事業者もあったが、中には事前に許可を得ずに訓練を行っているケースもあった。具体的には「受け入れを断られる場合の対応も実践で学ぶ」という方針のもと、施設等との調整を行うことなく訓練を実施していた。
- 周囲の人の安全確保、理解・協力を得るためにも、事前に許可を得る等の対応は必要であると考えられるが、必ずしもそうした対応が徹底されていない実態が明らかとなつた。

#### 【記録の作成・保管】

- アンケート調査で明らかなように、ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者においては、記録の作成状況は団体によって様々であった。記録を作成していない理由としては、「これまでの慣例でそこまでの対応は必要ない」「スタッフが1名なので情報共有の必要性がない」という回答があった。
- 一方で、記録を作成することで、「訓練士間の目線を合わせることができる」、「外部専門者の評価を受けやすくすることができる」といった訓練事業者もあった。
- 記録の作成により一定の質の確保が期待できるものと考えられるが、記録の作成・保管の必要性や有用性に関しては、訓練事業者間で認識に差がある様子がうかがえた。

#### 【契約書等の取り交わし】

- 合同訓練等において、利用者と契約書や覚書を取り交わしている訓練事業者は少なかつた。取り交わしていない理由として、そこまでの必要性を感じていないという意見があった。

#### 【フォローアップ】

- ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者の間でも、フォローアップの実施状況は様々であったが、認定後しばらくは頻度多くし、徐々に間隔をあけて対応している場合が多かった。

- なお、訓練事業者の中には、フォローアップの際にもチェックリストを活用したり、動画を撮影してスタッフ間で共有するなどにより、訓練士間の評価のばらつきをおさえているという取組を行っている事例もあった。
- 上記の取組は、利用者にとってもフィードバックを受けやすい、遠方でもフォローアップを受けられるというメリットがあるとのことであったことから、こうした取組を他の訓練事業者に横展開していくことが質確保のためにも有効であると考えられた。

#### 【医療機関や指定法人等との連携】

- 訓練事業者によっては、利用者からの相談や訓練計画立案の段階で、医療機関や指定法人、提携している訪問リハビリテーション事業所、ケアマネジャー等の協力を得て、専門職による評価や指導を受けていた。
- これにより、利用者の状況にあった訓練が可能となっていたことから、早期の段階からこうした医療機関や指定法人等との連携は有効であると考えられた。
- しかしながら、訓練事業者によっては医療機関や指定法人とのつながりが全くなく、そうした連携が難しい事例もあった。訓練段階から医療機関や指定法人との連携を仕組みとして制度化する等の対策が必要であると考えられた。

#### 【人材育成】

- 訓練事業者の中には看護師や作業療法士等のリハビリテーション専門職が訓練に参加している事例もあった。理由としては、身体障害者補助犬への訓練とは別に、使用者への訓練も重要であり、そのためには医療の知識を持って使用者と十分なコミュニケーションを図る必要性があるためとのことであった。
- また、限られた人員やノウハウの中で訓練を提供するため、他の訓練事業者の協力を得て協同で訓練をしている事業者もあった。訓練士のバックグラウンドも様々であるため、対象者に応じた研修を提供している訓練事業者もあった。
- 利用者の障害やニーズに応じた訓練を行うためにも、訓練士には専門的な知識や技術が求められており、上記のような取組を行う訓練事業者がある一方、そもそも人材がいない、研修等の機会がない等の理由から、人材育成をあまり積極的に行っていない訓練事業者もあった。また、人材育成を行っている場合でも、「犬」や「犬の訓練」に関する知識・技術に偏っている事例もあった。
- 訓練事業者間の人材育成・人材確保に対する認識の違いや、訓練事業者同士の横のつながりの確保、人材育成における医療との連携が課題と考えられた。

#### 【その他】

- 訓練事業者の中には、介助犬の訓練事業者として届出をしていないにも関わらず、介助犬の訓練やフォローアップを実施しており、かつ身体障害者補助犬育成事業の助成金を受領している事例があった。
- 質の担保という観点からは、訓練を行おうとする場合には、それぞれの身体障害者補助犬の種類に応じた届出を行うということを徹底する必要があるとともに、訓練事業者における活動状況を把握・監査する機能が必要と考えられた。

## 2) 介助犬や聴導犬の認定の透明性確保・評価の適正性の確保のための取組について

### 【適性評価への関わり】

- ヒアリング調査にご協力いただいた指定法人の中には、認定前の段階から訓練事業者の申出に応じて適性評価、適応評価を行っており、自立支援と質の高い訓練の実施に寄与していた。訓練の途中も経過報告を求め、必要に応じて助言指導を行うなどの取組を行っている法人も確認された。また、認定試験前に合同訓練の一部を一緒に行うことで、認定試験までに強化すべき内容や課題を洗い出すなど、適正に評価するための取組を行っていた。
- このように、利用者からの相談や訓練計画の立案、訓練の実施、認定試験の各段階において、訓練事業者と指定法人が連携することは非常に有効であると考えられた。
- 一方で、適性評価や利用相談等に係る記録、特にアセスメント結果等に関する記録は必ずしも作成・保管されておらず、訓練事業者や利用者とのやりとりや判断の根拠を検証することができない指定法人も散見された。
- 認定の質や透明性確保の観点からは、指定法人によって記録の作成・保管に関する基準が異なっていることが課題と考えられた。

### 【認定審査会の運用・認定基準等】

- 訓練も行っている指定法人では、認定審査の客觀性を担保するために、訓練を担当した者は審査には関わらないよう徹底しているとのことであった。
- しかしながら、この点について、他の指定法人からは、訓練を行った団体が認定を行うことに対して、客觀性が真に担保されているかどうか疑問を呈する意見も聞かれた。なお、アンケート調査においても、同様の指摘が複数の訓練事業者、指定法人からなされている。
- 認定に関して、動作検証の際には、必ずしも審査会の場で実施できないことから、動画を活用して効率的に審査を行っている事例もあった。
- 1回の認定審査会では1～2頭の審査が限度であり、審査には1日を要するとの意見があつた一方、最大4頭の審査をしたことがあるという指定法人もあつた。動作検証も数時間をする指定法人から1時間で済むという指定法人まであり、認定方法の違いが認定の質に影響していることが懸念された。
- 互いの認定基準や運用が異なっているが、指定法人同士の情報交換の場が少なく、統一できていないとの意見が複数の指定法人から挙げられた。訓練事業者の中には認定基準の厳しさ等から認定を受ける法人を選んでいるという意見もあり、統一した基準の整備が課題と考えられた。審査のための書式も、指定法人や訓練事業者によって様式がまちまちであることから、今後統一する必要性を指摘する意見もあつた。
- なお、訓練事業者を対象としたヒアリング調査では、認定基準が不透明であり、同一法人であってもまちまちであるため、訓練の質を高めるためにも、認定基準を明確にし、公表してほしいという意見が聞かれた。

## 【フォローアップ】

- フォローアップの方法は指定法人により異なっており、社会参加の状況も含めて書面等により年1回確認する方法もあれば、本人には直接確認せず、訓練事業者を通じて報告を受けているという方法があった。
- 指定法人の中には、訓練事業者が廃業しており、本人と連絡が取れなくなったというケースもあるなど、指定法人におけるフォローアップの確実な実施が課題と考えられた。

### 3) その他身体障害者補助犬の制度のあり方について

- その他、身体障害者補助犬の制度のあり方・課題について、次のような意見があった。  
(指定法人の整備)
  - ✓ 指定法人が少なく、認定試験のために遠方まで移動する必要があり、利用者の負担が大きいため、指定法人を増やしてほしい。
  - ✓ 指定法人からは、1頭当たりの業務量が多いため、指定法人を増やすべき。

#### (身体障害者補助犬育成補助事業)

- ✓ 訓練事業者からは、身体障害者補助犬育成補助事業による助成金額が不十分である。
- ✓ 認定を受けるための移動費等、認定のための費用も一定程度要することへの配慮を求める。
- ✓ 同事業を利用しようとする場合、4～6月などの限られた期間に申請しなければならず、利用者にとって使いづらい。利用者の希望とタイミングが合わないため、同事業を利用せず、必要な費用を訓練事業者が全額自己負担で賄っている。
- ✓ 都道府県の予算の都合上、年間に認められる頭数や種類が限定されている場合も多い。利用者、訓練事業者双方にとって利用しやすい事業としてほしい。

#### (費用補助)

- ✓ 利用者の体調不良等により訓練を中止する場合であっても訓練に要した費用等を補助する仕組みがあると、訓練事業者としても安定的に事業を運営できる。
- ✓ 利用者においては、利用相談、訓練期間中、認定審査を受ける際の様々な段階で移動費やその他経費を負担することになる。訓練事業者においても、利用相談や訓練中の移動費や認定後のフォローアップのために要する費用は自らが負担している。訓練事業者にとっては安定的な事業運営が難しく、利用者にとって身体障害者補助犬の利用を断念する要因の1つになることがある。

#### (訓練事業者の届出)

- ✓ 訓練事業者の中には活動を停止している団体があり、利用者にとって紛らわしく、利用を諦めてしまう原因の1つになってしまう。活動していない訓練事業者は届出を取り消す必要がある。

(相談ルートのあり方)

- ✓ 病院等の職員は身体障害者補助犬のことを知らないため、そこから紹介されることはほとんどない。利用者が訓練事業者等に直接問い合わせてくる場合が多い。
- ✓ 行政の窓口が身体障害者補助犬のことをよく知っておらず、利用者が相談しても訓練事業者等に橋渡しがされない事例がある。行政職員への周知が重要である。
- ✓ 各訓練事業者がそれぞれの経営判断に任せて訓練計画を立てている現状に対し、福祉職や医療職が定期的に訓練事業者を監査するとともに、社会福祉法人などが一元的な相談窓口となって、適切な訓練を行っている訓練事業者に対して利用者をつなぐという仕組みを全国的に展開する必要があるのではないか。

# 第4章 考察・まとめ

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査並びにヒアリング調査を通じて、現行の訓練・認定プロセスの実態及び課題を明らかにすることを目的として実施した。以下に、検討会での議論も踏まえ、調査結果の考察・検討課題を示す。

## 1. 訓練事業者や指定法人における現状と課題

<訓練に関する実態>

- 訓練事業者を対象としたアンケート調査からは、特に介助犬や聴導犬の訓練事業者において、職員体制や訓練士の経験年数、及び認定頭数等に大きなばらつきがあり、事業者ごとの訓練に係るノウハウや経験の蓄積に差がある可能性が示唆された。このことは、訓練の質にも影響している可能性があるが、アンケート調査やヒアリング調査からは、そこまでの関連性を確認することはできなかった。ただし、ヒアリング調査では、訓練事業者相互の情報共有はほとんどなされておらず、また、情報共有をしようという気運も薄いという現状が把握された。他の訓練事業所での訓練方法等についての情報も相当程度不足しており、同じ補助犬であってもその能力についてどの程度まで同一水準のものであるのかについては疑問が残る結果となった。
- ヒアリング調査からは、補助犬の使用を希望する「人」のニーズや障害、生活環境のアセスメントについて積極的ではなく、あくまでも「犬」の訓練に注力する訓練事業者が多数存在することも示唆された。
- 適性評価に関しては、いずれの訓練事業者においても早い段階から実施されており、一部においては指定法人や医療機関と連携して対応がなされているなど、一定の取組が確認できた。ただし、医療機関等に敷居の高さを感じている訓練事業者も少なからずあり、医療・福祉専門職による専門的な評価等といった協力を得ることができないでいた。
- 一方、適正評価や訓練、フォローアップに関して、必ずしも記録などの文書化が進んでいなかったり、使用者との契約の取り交わしがなされているという実態があり、特に介助犬や聴導犬においてその傾向があることが明らかとなった。
- 盲導犬の場合は、介助犬や聴導犬よりも歴史がある中、文書化等の取組について組織的な対応が進んでいるものの、一部実施されていない団体があるなど、統一的な対応はなされていなかった。
- 訓練事業者によっては公共の場での訓練を事前の許可を得ることなく実施している事例も確認された。トラブル等が起きた場合には、社会全体における身体障害者補助犬への理解・受け入れや、他の訓練事業者が行う訓練に支障が生じる可能性がある。
- フォローアップについては、遠方の使用者の訪問に係る旅費等については訓練事業者が自弁しているケースも多くみられた。必要経費の徴収ができない現状にあっては、訓練事業者が訪問によるフォローアップに消極的となってしまう可能性も考えられる。

- 補助犬の上限年齢の設定も、必ずしも設定されておらず、利用者の安全確保や動物愛護の観点から課題があると考えられた。
- 訓練事業者の届出があっても活動していない事業者があったり、訓練対象に応じた届出がなされていないなど、適切に制度が運用されていない実態が明らかとなつた。

<認定に関する実態>

- 訓練事業者と指定法人を兼ねている場合において、特に認定頭数が多い傾向が見られた。アンケート調査やヒアリング調査からは、認定審査会の1回当たりの審査件数や審査に要する時間が指定法人によって異なっており、また認定基準もばらついている様子がうかがえた。指定法人によっては十分な検証等がなされないうちに認定されている可能性がある。
- 上述のように、訓練事業者間でもその訓練体制や方法等が平準化されておらず、指定法人の認定基準等にもばらつきがある現状においては、認定される補助犬の質のばらつきが予想される。今後より詳細な検証が必要であると考えられる。

## 2. 訓練や認定の質確保に向けた取組

<訓練事業者における質向上の取組>

- 早期の段階から指定法人や医療機関等と連携することで適性評価を行うことで、「人」目線での補助犬の活用、自立支援という観点から、利用者のニーズにあった訓練を行うことができる。
- 訓練記録や各種ツールを活用することで、第三者による評価や助言が得られやすくなるとともに、訓練士間の質の平準化も期待できる。将来的には訓練事業者において手順書なども整備していくことが望まれる。
- 社会での理解・受け入れが進み、訓練に対する協力が得られるよう、公共の場で訓練する場合には周囲の安全確保等の配慮を行うとともに、受け入れ施設との調整等、然るべき手順を踏むことが求められる。
- 訓練事業者によって体制や訓練方法、訓練・指導に係るノウハウにばらつきがあることから、訓練事業者として求められる組織的、人的基準（職員数や訓練士の要件）を設けたり、人材育成のための支援を強化するなどの対応が必要と考えられる。
- 現状、使用希望者は訓練事業者をインターネット等で自力で探し出し、直接、訓練事業者の電話窓口に相談をしてくるケースがほとんどであることから、より全国での一元的な相談窓口等を設置するとともに、医療機関や障害福祉の担当者、都道府県・市町村等の行政職員への周知をさらに進める必要があると考えられる。
- 訓練事業者が安定して事業を行い、遠方の利用者に対する訓練やフォローアップが適切に行われるよう、経済的支援についても検討する必要があると考えられる。

#### ＜認定における透明性確保・質向上の取組＞

- 指定法人によって認定基準や運用が異なることがないよう、統一化して全国で同じように認定を受けられるよう仕組みを整える必要がある。
- 適正な認定が行われるよう、指定法人の体制の整備・強化を検討する必要がある。
- フォローアップについても利用者本人に対して年1回以上行うよう、対応を徹底する必要がある。
- 指定法人の役割を強化するためにも、指定法人の取組や機能を評価する監査機能が必要と考えられる。その実施主体については実情に沿った検討が必要と考えられる。

### 3. 今後の検討課題

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者・指定法人に対して悉皆でアンケート調査を行った。アンケート調査の回収率はいずれも80%以上を達成しており、概ね全国の訓練・認定の状況や課題を把握することができた。

以下、今回の調査結果を踏まえつつ、より詳細な調査、検討が必要と考えられる点をまとめた。さらなる調査検討も踏まえ、より質の高い訓練・認定制度の実現、社会での受け入れの促進が期待される。

- 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
  - － 本調査では、訓練や認定において実施している項目等は把握することができたが、詳細な実施方法や、質に及ぼす影響までは把握・検証していない。今後訓練、認定の具体的な内容・要件を検討するためには、これらの検証が必要と考えられる。
- 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査
  - － 本調査では、質への影響を調査する目的で、認定後3年以内と比較的短期間に認定が取り消された件数やその理由、身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけについて調査したが、訓練や認定が原因と考えられる明確な結果は得られなかった。今回実施した調査は訓練事業者を対象としたものであり、訓練事業者が詳細を把握していない可能性もあることから、別途、利用者等を対象とした調査が必要と考えられる。

## **参考資料1 アンケート調査票**



平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」  
**身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査**

**【介助犬・聴導犬訓練事業者票】**

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、平成31年1月25日（金）までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

**【お問合せ先】**

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階  
TEL : [REDACTED]  
E-mail : [REDACTED]

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先 (tel)		ご連絡先(メール)	
ご連絡先 (FAX)			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

**1. 貴団体の概要について**

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。						
① 開設年月	西暦 ( ) 年 ( ) 月					
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 一般社団法人 04 社会福祉法人 05 学校法人 06 特定非営利活動法人 07 その他					
③ 訓練対象	01 介助犬 02 聽導犬					
④ 指定法人か否か	01 指定法人でない 02 介助犬の指定法人 03 聽導犬の指定法人					

問2-1 貴団体の職員数をご記入ください。(複数に該当する場合、主たる職種において計上)						
	管理者	訓練士	研修生	事務職員	その他	合計
①職員数	人	人	人	人	人	人
②うち視覚障害のある方	人	人	人	人	人	人
聴覚障害のある方	人	人	人	人	人	人
肢体不自由のある方	人	人	人	人	人	人

問2-2 訓練士の経歴について、該当するものに○をつけてください。

- 01 訓練士の養成課程を受けている→ (具体的な内容 : )  
02 特に養成は受けていない

問2－3 訓練士の訓練経験年数別の人数、平均経験年数をご記入ください。

5年未満	5年以上10年未満	10年以上	平均経験年数
人	人	人	年

問3－1 身体障害者補助犬の種類別に、

- (1) 平成28～30年度の各年度における身体障害者補助犬の利用に関する相談件数をご記入ください。（延べ数）  
 (2) 過去3年間における、身体障害者補助犬の利用に関する相談があった人数、相談を受けたが訓練に至らなかった人数、相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数をご記入ください。（実人数）

※把握していない場合には「不明」に○をつけてください。

(1) 年度内の相談件数	①平成28年度	②平成29年度	③平成30年度（4～12月）
A. 介助犬	( ) 人・不明	( ) 人・不明	( ) 人・不明
B. 聴導犬	( ) 人・不明	( ) 人・不明	( ) 人・不明
(2) 過去3年間の状況	①補助犬の利用に関する相談があった人数	②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数
A. 介助犬	( ) 人・不明	( ) 人・不明	( ) 人・不明
B. 聴導犬	( ) 人・不明	( ) 人・不明	( ) 人・不明

問3－2 上記(2)②、③が1人以上いる場合、その主な理由についてもご記入ください。

②：相談を受けたが訓練に至らなかった理由

A. 介助犬	
B. 聴導犬	

③：相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった理由

A. 介助犬	
B. 聴導犬	

問4 貴団体において平成27～29年度に介助犬もしくは聴導犬の認定を受けた頭数、平成30年11月1日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数（PR犬は除く）をそれぞれご記入ください。

(1) 平成27～29年度に認定を受けた頭数	① 介助犬	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭
	② 聴導犬	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭

(次ページに続く。)

(次ページから続き。)

(2) 上記のうち、使用予定者との合同訓練を行っている頭数	① 介助犬	平成 27 年度： 頭 平成 28 年度： 頭 平成 29 年度： 頭
	② 聽導犬	平成 27 年度： 頭 平成 28 年度： 頭 平成 29 年度： 頭
(3) 平成 30 年 11 月 1 日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数	① 介助犬	頭
	② 聽導犬	頭

問5 貴団体で訓練・認定を受けた介助犬・聴導犬を利用している使用者の方のご職業は何ですか。現在使用中の方だけでなく、これまで使用されたことがある方も含めて、差支えない範囲でご記入ください。

問6 (1) 貴団体で訓練を受けた介助犬・聴導犬の使用を希望・検討して問い合わせをされた方、および、そのうち (2) 実際に訓練を受けた方 のそれぞれにおいて、補助犬を知ったきっかけは何ですか。  
該当するものをすべてお選びください。

	(1) 介助犬・聴導犬の 利用相談者	(2) 左記のうち実際に訓練 を受けた方
① 厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	01	01
② 貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	02	02
③ 貴団体主催の補助犬イベント	03	03
④ 厚生労働省ホームページ、SNS	04	04
⑤ 貴団体のホームページ、SNS	05	05
⑥ 貴団体以外の団体のホームページ、SNS	06	06
⑦ マスコミの報道	07	07
⑧ 市町村、都道府県の窓口や資料	08	08
⑨ 医療機関からの情報提供	09	09
⑩ ご家族からの紹介	10	10
⑪ 知人からの紹介	11	11
⑫ その他（ ）	12	12
⑬ その他（ ）	13	13

**問7** 貴団体で訓練を受けた介助犬・聴導犬の使用者が、補助犬の使用をやめたきっかけをどのように捉えていますか。使用者から聞き取った内容を踏まえ、該当するものをすべてお選びください。

① 介助犬の使用者	01 使用者の身体障害の状況が変わった 02 使用者が高齢になった 03 使用者が転居して居住環境に変化があった 04 使用者の家族構成に変化があった 05 介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった 06 その他 ( )
② 聽導犬の使用者	01 使用者の身体障害の状況が変わった 02 使用者が高齢になった 03 使用者が転居して居住環境に変化があった 04 使用者の家族構成に変化があった 05 聽導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった 06 その他 ( )

**問8-1** 貴団体における身体障害者補助犬や候補犬についてお伺いします。

貴団体では候補犬をどのように入手していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- 01 自家繁殖 02 保健所等からの保護犬の提供 03 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供  
04 ブリーダーからの購入 05 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入  
06 輸入 07 その他 ( )

**問8-2** 貴団体では、キャリアチェンジした犬はどのように処遇していますか。(例: PR 犬として活用)

**問9-1** 貴団体では、実働する介助犬、聴導犬の年齢に上限を設けていますか。

① 介助犬	01 設けている →年齢:( ) 才 02 設けていない
② 聴導犬	01 設けている →年齢:( ) 才 02 設けていない

**問9-2** これまで育成した介助犬、聴導犬のうち、認定を取り消した犬(引退等)について、実働年数別の頭数をご記入ください。また、実働年数が「1年以上」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかが1頭以上である場合は、当該犬の認定が取り消された理由についてもご記入ください。

介助犬					聴導犬				
1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

「1年未満」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかに1頭以上である場合

「1年未満」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかに1頭以上である場合

#### 認定が取り消された理由

介助犬	聴導犬

問10 貴団体における、ボランティアの人数をご記入ください（平成30年11月1日時点）。	
① ボランティアの人数	人
② うち、飼育ボランティア	A. 繁殖犬、訓練前の子犬（パピー） B. キャリアチェンジ（補助犬にならなかつた犬） C. 認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）
	人
	人
	人

問11 貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。次の①～③のそれぞれについて、該当する都道府県数をご記入ください。該当がない場合は「0」（ゼロ）をご記入ください。	
① 実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数	( ) 件
② 上記②のうち、地域生活支援事業による補助がある都道府県数	( ) 件
③ 上記①のうち、地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数	( ) 件

問12-1 貴団体では、身体障害者補助犬の訓練について、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしていますか。	
01 取り交わしている	02 取り交わしていない
問12-2 上記で「取り交わしている」と回答した場合、契約書にはどのような内容を記載していますか。	

問13-1 貴団体では、使用者に対し、身体障害者補助犬をどのような形態でお渡ししていますか。	
01 貸与している	02 謾渡している
問13-2 上記で「貸与している」と回答した場合、使用期間を終えた身体障害者補助犬について、希望する使用者に対して譲渡することはありますか。	
01 謾渡している	02 謾渡していない

**問14－1** 貴団体では、身体障害者補助犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をしていますか。

- 01 費用徴収をしている      02 費用徴収はしていない

**問14－2** 上記で「費用徴収をしている」と回答した場合、料金に関する設定方法、平均的な金額、使用者への提示方法についてもご回答ください。

(例：訓練期間や回数に応じて設定している、訓練内容に応じて設定している等)	
① 料金に関する設定方法	
② 平均的な金額	
③ 使用者への提示方法	01 契約書等の文書により提示している 02 契約書等の文書ではないが、料金表を提示している 03 口頭で説明している 04 その他（ ） 05 特に提示していない

## 2. 利用希望者が身体障害者補助犬の使用の適性があるかどうかの評価に対する適性評価の実施状況

**問15** 貴団体では、使用者に対し、身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価をどのタイミングで実施していますか。

- 01 利用の相談があった際      02 候補犬とマッチングを行う際  
03 その他（ ）

**問16** 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価をどのような方法で実施していますか。

- 01 面談等により実施（事業所への来訪のみ）      02 面談等により実施（居宅訪問を含む）  
03 体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）      04 体験会の開催により実施（宿泊を伴う）  
05 別の法人による事前評価を実施 →指定法人名：（ ）  
06 指定法人以外の医療機関で事前評価を実施  
07 その他（ ）

**問17 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目として、何がありますか。**

評価項目	具体的な内容
01 基本属性	
02 障害の内容・程度	
03 生活環境	
04 身体障害者補助犬に対する理解	
05 身体障害者補助犬に対するニーズ	
06 その他	

**問18 貴団体では、身体障害者補助犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書はありますか。**

「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 ない

### 3. 訓練の実施状況

#### 3-1. 基礎訓練の実施状況

**問19 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、基礎訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。**

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所(部屋、車等)に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ( )	01	02		01	02	
⑩ その他 ( )	01	02		01	02	
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	

**問20** 屋外で訓練する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設       |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（<br>）      |                    |

**問21** 貴団体における、平均的な基礎訓練の実施日数をご記入ください。

（　　）日

**問22** 基礎訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数（　　）年・職種（　　）	職員6	経験年数（　　）年・職種（　　）
職員2	経験年数（　　）年・職種（　　）	職員7	経験年数（　　）年・職種（　　）
職員3	経験年数（　　）年・職種（　　）	職員8	経験年数（　　）年・職種（　　）
職員4	経験年数（　　）年・職種（　　）	職員9	経験年数（　　）年・職種（　　）
職員5	経験年数（　　）年・職種（　　）	職員10	経験年数（　　）年・職種（　　）

**問23-1** 貴団体では、基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

- 01 行っている →資料提供：（ 可 ・ 不可 ） 02 行っていない

**問23-2** 基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 01 日々記録している       | 02 一定期間ごとに記録している |
| 03 不定期に（随時）記録している | 04 その他（　　）       |

**問24** 基礎訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 01 訓練を担当している職員      | 02 訓練を担当していない職員 |
| 03 外部の職員（具体的に記載：　　） | 04 評価していない      |

### 3－2. 介助動作訓練、聴導動作訓練の実施状況

#### A. 訓練計画の作成について

問25 身体障害者補助犬の介助動作訓練／聴導動作訓練を開始するタイミングの決定方法について、ご記入ください。

問26 訓練計画の作成にあたり使用者の障害とニーズを誰がどのように評価していますか。評価者、評価方法についてご記入ください。

問27 介助動作訓練／聴導動作訓練の計画をどのように作成していますか。

01 団体職員のみで作成

02 外部の専門職と連携して作成 →外部専門職の所属：( )

03 その他 ( )

問28 訓練計画の見直しを行っていますか。見直しを行っている場合、見直しの経過記録の保管状況についてもご回答ください。

① 見直しの実施の有無 01 定期的に実施 02 必要に応じて実施 03 未実施

② 見直しの経過記録の保管状況 01 保管あり 02 保管なし

## B. 介助動作訓練の実施状況

問29 次の各介助動作について、屋内・屋外の別に、介助動作訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 物の拾い上げ及び運搬	01	02	03	01	02	03
② 特定の物を手元に持ってくる	01	02	03	01	02	03
③ ドアの開閉	01	02	03	01	02	03
④ スイッチの操作	01	02	03	01	02	03
⑤ 起立、体位変換時の介助	01	02	03	01	02	03
⑥ 車いすへの移乗介助	01	02	03	01	02	03
⑦ 歩行介助と姿勢支持	01	02	03	01	02	03
⑧ 階段昇降の介助	01	02	03	01	02	03
⑨ 車いすの牽引等	01	02	03	01	02	03
⑩ 衣服や靴等の着脱	01	02	03	01	02	03
⑪ 緊急時の連絡手段確保	01	02	03	01	02	03
⑫ その他 ( )	01	02		01	02	
⑬ その他 ( )	01	02		01	02	
⑭ その他 ( )	01	02		01	02	

問30 屋外で介助動作訓練を実施する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

01 公共交通機関（電車、バス等）	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他（ ）	

問31 貴団体における、認定に至るまでの平均的な介助動作訓練の実施日数をご記入ください。

（ ）日
------

問32 介助動作訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員6	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員2	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員7	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員3	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員8	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員4	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員9	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員5	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員10	経験年数（ ）年・職種（ ）

問33-1 貴団体では、介助動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 行っている →資料提供：( 可 · 不可 ) 02 行っていない

問33-2 介助動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうががいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

01 日々記録している

02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に（随時）記録している

04 その他（ ）

問34 介助動作訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

01 訓練を担当している職員

02 訓練を担当していない職員

03 外部の職員（自由記載）

04 評価していない

### C. 聴導動作訓練の実施状況

問35 次の各聴導動作について、屋内・屋外の別に、聴導動作訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	01	02	03	01	02	03
② 音源に反応し音源場所に行く	01	02	03	01	02	03
③ 音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	01	02	03	01	02	03
④ 音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	01	02	03	01	02	03
⑤ 火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	01	02	03	01	02	03
⑥ 後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	01	02	03	01	02	03
⑦ その他使用者が求める音に対する反応動作	01	02	03	01	02	03
⑧ その他（ ）	01	02		01	02	
⑨ その他（ ）	01	02		01	02	
⑩ その他（ ）	01	02		01	02	

問36 屋外で聴導動作訓練を実施する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

01 公共交通機関（電車、バス等）

02 ホテル等の宿泊施設

03 スーパー、百貨店等の商業施設

04 レストラン、喫茶店等の飲食施設

05 その他（ ）

問37 貴団体における、認定に至るまでの平均的な聴導動作訓練の実施日数をご記入ください。

( ) 日

問38 聽導動作訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数( )年・職種( )	職員6	経験年数( )年・職種( )
職員2	経験年数( )年・職種( )	職員7	経験年数( )年・職種( )
職員3	経験年数( )年・職種( )	職員8	経験年数( )年・職種( )
職員4	経験年数( )年・職種( )	職員9	経験年数( )年・職種( )
職員5	経験年数( )年・職種( )	職員10	経験年数( )年・職種( )

問39-1 貴団体では、聴導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 行っている →資料提供：( 可 ・ 不可 ) 02 行っていない

問39-2 聽導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

01 日々記録している

02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に（随時）記録している

04 その他（ ）

問40 聽導動作訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

01 訓練を担当している職員

02 訓練を担当していない職員

03 外部の職員（自由記載）

04 評価していない

### 3－3. 合同訓練の実施状況

問41 貴団体では、使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや、盲導犬の使用上の留意点についてどのように説明していますか。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 01 書面により説明 | 02 講義・研修形式により説明 |
| 03 その他（ ）  |                 |

問42 合同訓練の実施場所別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

① 障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
② 屋内外の生活環境に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
③ 訓練犬との意思疎通の手段の指導	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
④ 訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑤ 不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑥ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑦ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑧ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	

問43 貴団体における、認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数をご記入ください。

1頭目の場合（ ）日	2頭目以降の場合（ ）日
------------	--------------

問44 合同訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員6	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員2	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員7	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員3	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員8	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員4	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員9	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員5	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員10	経験年数（ ）年・職種（ ）

問45-1 貴団体では、合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 行っている →資料提供：（ 可 ・ 不可 ）	02 行っていない
---------------------------	-----------

問45-2 合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 01 日々記録している       | 02 一定期間ごとに記録している |
| 03 不定期に（随時）記録している | 04 その他（ ）        |

**問46－1** 合同訓練の評価方法について教えてください。

- 01 訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 02 訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 03 外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 04 認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない

**問46－2** 上記で「01」～「03」と回答した場合、受審の可否を決定する際、その評価に関する様式を定めていますか。

- 01 定めている →資料提供：( 可 ・ 不可 )
- 02 定めてない

### 3－4. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で訓練する場合の手続き

**問47** 公共の場での訓練にあたり、関係先の許可を得ていますか。

- 01 事前に許可を得て実施
- 02 特に許可を得ず実施
- 03 公共の場での訓練を実施していない

**問48－1** 公共の場での訓練について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

- 01 受けたことがある
- 02 受けたことはない

**問48－2** 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

内容	その後の対応

**問49** 公共の場での訓練を円滑に行うにあたり、取り組んでいることや配慮していることがあればご記入ください。

(記入欄)

**問50** 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしていますか。

- 01 情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる
- 02 情報収集はしている
- 03 特にしていない

### 3-5. フォローアップ（継続的な訓練・指導）の実施状況

問51-1 貴団体では、使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認していますか。

- 01 書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している 02 使用者からの相談・報告があった場合に確認している  
03 確認していない

問51-2 上記設問で「01」または「02」を選んだ方に伺います。

使用者に対して、どのような内容を確認していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- 01 使用者の障害やニーズの変化 02 環境の変化  
03 犬の基礎動作や介助動作の状況 04 犬の健康状態、作業状況  
05 補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ 06 使用者の社会参加の状況  
07 その他( )

問51-3 上記の各項目について、どなたが確認していますか。

- 01 訓練を担当した職員 02 訓練を担当していない職員  
03 その他( )

問52 使用開始後1年目、2年目以降の訓練・指導の実施状況について、それぞれご回答ください。

- |         |  |
|---------|--|
| ① 1年目   | 01 定期的に実施 →頻度：( )<br>02 不定期に（随時）実施 →頻度：( ) |
| ② 2年目以降 | 01 定期的に実施 →頻度：( )<br>02 不定期に（随時）実施 →頻度：( ) |

問53-1 貴団体では、追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

- 01 行っている →資料提供：( 可 · 不可 ) 02 行っていない

問53-2 追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

- 01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している  
03 不定期に（随時）記録している 04 その他( )

問54 貴団体では、使用者支援のために、次の取組を実施していますか。

- |                |       |        |
|----------------|-------|--------|
| ① 団体内の使用者同士の交流 | 01 實施 | 02 未実施 |
| ② 他団体の使用者同士の交流 | 01 實施 | 02 未実施 |

問55-1 貴団体では、使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口はありますか。

- 01 ある 02 ない

問55-2 これまで、使用者からの苦情が寄せられたことはありますか。

- 01 ある 02 ない

問55-3 使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関を設けていますか。

- 01 設けている 02 設けていない

#### 4. 人材育成に関する取組状況

問56 訓練士の研修プログラムにおける、内容別の指導状況と、おおよその指導時間数（1人の訓練士を養成する研修プログラムにおける所定の指導時間数）をご回答ください。

① 障害のある方に対する支援に関する知識 例：視覚障害（盲導犬）、肢体不自由（介助犬）、聴覚障害（聴導犬）のある方の疾病、状態像、リハビリテーション、日常生活、社会生活、支援ニーズ等	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
② 関係法規に関する知識 例：身体障害者補助犬法、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約等	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
③ 犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
④ 犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑤ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑥ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑦ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑧ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施

問57 貴団体における人材育成の取組として実施しているものをお選びください。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 01 自組織内での研修、勉強会の開催 | 02 外部の研修、勉強会への参加 |
| 03 他の訓練事業者等との人材交流  | 04 学会への参加        |
| 05 専門講師等の招聘        | 06 その他（ ）        |

問58 国等が開催する外部の研修会に対して、どういった内容を期待していますか。

問59 貴団体では、訓練者としての要件を満たしているかどうかを、どのように確認・評価していますか。

問60 貴団体では、支援の質を担保するために、第三者機関による評価や助言・指導を受けていますか。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 01 受けている | 02 受けていない |
|----------|-----------|

問61 貴団体には、手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいますか。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 01 いる →内訳：(1 訓練者 2 事務職員) | 02 いない |
|--------------------------|--------|

## 5. 関係機関との連携状況

問6 2 貴団体における身体障害者補助犬の周知方法として実施しているものをお選びください。

- |                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| 01 ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知 (SNS を含む) | 03 体験会の開催 (自主開催) |
| 02 広報誌等の紙媒体を通じた周知                     | 04 体験会の開催 (依頼開催) |
| 05 その他 ( )                            |                  |

問6 3 貴団体では、身体障害者補助犬の周知のためにどのような関係機関と連携していますか。

- |            |                       |                |       |
|------------|-----------------------|----------------|-------|
| 01 自治体     | 02 医療機関               | 03 障害福祉サービス事業所 | 04 学校 |
| 05 地元企業・団体 | 06 受け入れ拒否の多い機関・場所 ( ) |                |       |
| 07 その他 ( ) |                       |                |       |
| 08 連携していない |                       |                |       |

## 6. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等

問6 4 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は平成31年1月25日（金）までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」  
**身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査**  
**【介助犬・聴導犬指定法人】**

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、平成31年1月25日（金）までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

**【お問合せ先】**

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みづほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階  
TEL : [REDACTED]  
E-mail : [REDACTED]

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先 (tel)		ご連絡先(メール)	
ご連絡先 (FAX)			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

**1. 貴団体の概要について**

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。				
① 開設年月	西暦( )年( )月			
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他			
③ 認定頭数	介助犬		聴導犬	
	年間	累計	年間	累計
	頭	頭	頭	頭

## 2. 審査の実施状況について

### 2-1. 認定の流れについて

問2 貴団体の認定の流れについてご回答ください。(自由記載)

※ 差支えない範囲で、認定の流れが分かる資料のご提出をお願い申し上げます。

① 介助犬  →資料提供： ( 可 ・ 不可 )	
② 聴導犬  →資料提供： ( 可 ・ 不可 )	

問3 貴団体の審査委員会の構成数をご回答ください。

	介助犬		聴導犬	
	内部職員	外部職員	内部職員	外部職員
① 訓練士	人	人	人	人
② 医師	人	人	人	人
③ 獣医師	人	人	人	人
④ 作業療法士	人	人	人	人
⑤ 理学療法士	人	人	人	人
⑥ 言語聴覚士	人	人	人	人
⑦ 社会福祉士	人	人	人	人
⑧ その他 ( )	人	人	人	人
⑨ その他 ( )	人	人	人	人
⑩ その他 ( )	人	人	人	人
⑪ うち視覚障害のある方	人	人	人	人
うち聴覚障害のある方	人	人	人	人
うち肢体不自由のある方	人	人	人	人

問4 【訓練事業者を兼ねている場合】 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことはありますか。

01 訓練担当者が審査を行うことがある

02 訓練担当者は審査を行うことはない

問5 認定に関するマニュアル・手順書はありますか。

※ 「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供：( 可 ・ 不可 )

02 ない

## 2-2. 認定申請について

問6 認定申請の際の必要事項について、該当するものに○をつけてください。

① 使用者に対する事項 (複数回答)	01 氏名、住所、年齢、性別など 02 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し 03 必要とする介助動作 04 その他 ( )
② 補助犬に対する事項 (複数回答)	01 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など 02 獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む） 03 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断 04 その他 ( )
③ 訓練に対する事項 (複数回答)	01 訓練者名及び当人の訓練経歴 02 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画 03 当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練／聴導動作訓練、合同訓練） 04 訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書 05 当該犬との適合状況についての使用者の意見書 06 その他 ( )

問7 申請に係る規定様式はありますか。

※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 ない（様式自由を含む）

## 2-3. 書面審査について

問8 書面審査における審査事項として、該当するものに○をつけてください。

01 訓練計画が作成されていること 02 訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練／聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること 03 訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること 04 有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと 05 適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと 06 その他 ( )
---

## 2-4. 補助犬の動作の検証等について

### A. 基礎動作の検証について

問9 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

	屋内での検証			屋外での検証		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所(部屋、車等)に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ( )	01	02		01	02	
⑩ その他 ( )	01	02		01	02	
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	

問10 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

01 公共交通機関(電車、バス等)	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他( )	)

## B. 介助動作・聴導動作等の確認について

問11 【介助犬の場合】次の各介助動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 物の拾い上げ及び運搬	01	02	03	01	02	03
② 特定の物を手元に持ってくる	01	02	03	01	02	03
③ ドアの開閉	01	02	03	01	02	03
④ スイッチの操作	01	02	03	01	02	03
⑤ 起立、体位変換時の介助	01	02	03	01	02	03
⑥ 車いすへの移乗介助	01	02	03	01	02	03
⑦ 歩行介助と姿勢支持	01	02	03	01	02	03
⑧ 階段昇降の介助	01	02	03	01	02	03
⑨ 車いすの牽引等	01	02	03	01	02	03
⑩ 衣服や靴等の着脱	01	02	03	01	02	03
⑪ 緊急時の連絡手段確保	01	02	03	01	02	03
⑫ その他 ( )	01	02		01	02	
⑬ その他 ( )	01	02		01	02	
⑭ その他 ( )	01	02		01	02	

問12 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

01 公共交通機関（電車、バス等）	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他 ( )	)

問13 【聴導犬の場合】次の各聴導動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	01	02	03	01	02	03
② 音源に反応し音源場所に行く	01	02	03	01	02	03
③ 音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	01	02	03	01	02	03
④ 音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	01	02	03	01	02	03
⑤ 火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	01	02	03	01	02	03
⑥ 後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	01	02	03	01	02	03
⑦ その他使用者が求める音に対する反応動作	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ( )	01	02		01	02	
⑩ その他 ( )	01	02		01	02	
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	

問14 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設       |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（ ）         |                    |

## 2－5. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で検証する場合の手続きについて

問15 公共の場での検証にあたり、関係先の許可を得ていますか。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 01 事前に許可を得て実施     | 02 特に許可を得ずに実施 |
| 03 公共の場での検証をしていない |               |

問16－1 公共の場での検証について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 01 受けたことがある | 02 受けたことはない |
|-------------|-------------|

問16－2 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

内容

その後の対応

## 2－6. 認定審査会について

問17－1 平成28年度、29年度、30年度のそれぞれについて、認定審査会の開催状況をご記入ください。

平成28年度：( )回 平成29年度：( )回 平成30年度：( )回

問17－2 上記で認定審査会を1回以上開催している場合、平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等についてお教えください。

p.10の記入欄にご記入ください。記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

問18 認定審査委員会の進め方を具体的に教えてください。

問19－1 自らが育成した犬を認定する場合に、他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしていますか。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 01 異なる対応をしている | 02 異なる対応はしていない |
|---------------|----------------|

問19－2 上記で「01 異なる対応をしている」と回答した場合、具体的にどのような対応をしているか、ご記入ください。

### 3. フォローアップの状況について

問20 使用者への補助犬の状況に関する確認方法について該当するものに○をつけてください。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 01 書面により使用者から報告を受けている    | 02 電話により使用者から報告を受けている |
| 03 面談・訪問により使用者から報告を受けている | 04 特に確認していない          |
| 05 その他 ( )               |                       |

問21 使用者への補助犬の状況に関する確認頻度について該当するものに○をつけてください。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 01 年1回以上 | 02 年1回程度 | 03 年1回未満 |
|----------|----------|----------|

問22-1 使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により、実施検証を再度実施した経験はありますか。

- |  |
|--|
| 01 ある → 認定の取消の有無：( 1 取消になったことがある 2 取消にならなかった ) |
| 02 ない  |

問22-2 「ある」場合、再度実施の理由をご記入ください。

### 4. 適正な評価実施のための取組について

問23 適正な評価を行うための取組・工夫について、ご自由にご記入ください。

## 5. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について

問24 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

- 以下は、問17-2の記入欄です。
- 平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等についてお教えください。
- 記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

＜記入欄1＞				
① 認定審査会	平成( )年度 第( )回			
② 開催日	( )月( )日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
		18 その他( )		
	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士
		27 社会福祉士		
		28 その他( )		
	④ 議事次第	※資料添付により省略可		
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( )頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( )頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( )頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( )頭			

**<記入欄2>**

① 認定審査会	平成 ( ) 年度 第 ( ) 回			
② 開催日	( ) 月 ( ) 日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
	18 その他 ( )			
	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士
		27 社会福祉士		
	28 その他 ( )			
④ 議事次第	※資料添付により省略可			
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( ) 頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( ) 頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( ) 頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( ) 頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( ) 頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( ) 頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( ) 頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( ) 頭			

**<記入欄3>**

① 認定審査会	平成( )年度 第( )回			
② 開催日	( )月( )日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
	18 その他( )			
外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	
	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	
	27 社会福祉士			
	28 その他( )			
④ 議事次第	※資料添付により省略可			
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( )頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( )頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した <u>介助犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> ( )頭			
	自らが育成した <u>聴導犬</u> ( )頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> ( )頭			

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は 平成31年1月25日(金)までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」  
**身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査**

**【盲導犬訓練施設票】**

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、平成31年1月25日（金）までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

**【お問合せ先】**

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階  
TEL : [REDACTED]  
E-mail : [REDACTED]

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先 (tel)		ご連絡先(メール)	
ご連絡先 (FAX)			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

※ 使用する用語は、身体障害者補助犬法、同法施行規則で規定する用語を基本としますが、一部、日本盲人社会福祉協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が策定した訓練基準集の用語を使用する場合があります。

**1. 貴団体の概要について**

**問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。**

① 開設年月	西暦 ( ) 年 ( ) 月
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他

**問2-1 貴団体の職員数をご記入ください。(複数に該当する場合、主たる職種において計上)**

	管理者	盲導犬歩行指導員	盲導犬訓練士	研修生	事務職員	その他	合計
①職員数	人	人	人	人	人	人	人
②うち視覚障害のある方	人	人	人	人	人	人	人
聽覚障害のある方	人	人	人	人	人	人	人
肢体不自由のある方	人	人	人	人	人	人	人

**問2-2 盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士の訓練経験年数別の人数、平均経験年数をご記入ください。**

	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	平均経験年数
盲導犬歩行指導員	人	人	人	年
盲導犬訓練士のみ	人	人	人	年

- 問3-1 (1) 平成28~30年度の各年度における盲導犬の利用に関する相談件数をご記入ください。(延べ数)  
 (2) 過去3年間における、盲導犬の利用に関する相談があった人数、相談を受けたが訓練に至らなかつた人数、相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数をご記入ください。(実人数)

※把握していない場合には「不明」に○をつけてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

(1) 年度内の相談件数	①平成28年度	②平成29年度	③平成30年度(4~12月)
	( ) 件・不明	( ) 件・不明	( ) 件・不明
(2) 過去3年間の状況	①盲導犬の利用に関する相談があつた人数	②相談を受けたが訓練に至らなかつた人数	③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数
	( ) 人・不明	( ) 人・不明	( ) 人・不明

問3-2 上記(2)②、③が1人以上いる場合、その主な理由についてもご記入ください。

②：相談を受けたが訓練に至らなかつた理由

③：相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた理由

問4 貴団体において平成27~29年度に盲導犬の認定を受けた頭数、平成30年11月1日時点での訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数(PR犬は除く)をそれぞれご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

① 平成27~29年度に盲導犬の認定を受けた頭数	平成27年度： 平成28年度： 平成29年度：
② 上記のうち、使用予定者との合同訓練を行っている頭数	平成27年度： 平成28年度： 平成29年度：
③ 平成30年11月1日時点での訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数	頭

問5 貴団体で訓練・認定を受けた盲導犬を利用している使用者の方のご職業は何ですか。現在使用中の方だけでなく、これまで使用されたことがある方も含めて、差支えない範囲でご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

**問6** (1) 貴団体で訓練を受けた盲導犬の使用を希望・検討して問い合わせをされた方、および、そのうち(2)実際に訓練を受けた方のそれぞれにおいて、盲導犬を知ったきっかけは何ですか。  
該当するものをすべてお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

	(1) 盲導犬の利用相談者	(2) 左記のうち実際に訓練を受けた方
① 厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	01	01
② 貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	02	02
③ 貴団体主催の補助犬イベント	03	03
④ 厚生労働省ホームページ、SNS	04	04
⑤ 貴団体のホームページ、SNS	05	05
⑥ 貴団体以外の団体のホームページ、SNS	06	06
⑦ マスコミの報道	07	07
⑧ 市町村、都道府県の窓口や資料	08	08
⑨ 医療機関からの情報提供	09	09
⑩ ご家族からの紹介	10	10
⑪ 知人からの紹介	11	11
⑫ その他( )	12	12
⑬ その他( )	13	13

**問7** 貴団体で訓練を受けた盲導犬の使用者が、補助犬の使用をやめたきっかけをどのように捉えていますか。  
使用者から聞き取った内容を踏まえ、該当するものをすべてお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| 01 使用者の身体障害の状況が変わった         | 02 使用者が高齢になった      |
| 03 使用者が転居して居住環境に変化があった      | 04 使用者の家族構成に変化があった |
| 05 盲導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった |                    |
| 06 その他( )                   |                    |

**問8-1** 貴団体における盲導犬や候補犬についてお伺いします。  
貴団体では候補犬をどのように入手していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- |               |                  |                            |
|---------------|------------------|----------------------------|
| 01 自家繁殖       | 02 保健所等からの保護犬の提供 | 03 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供 |
| 04 ブリーダーからの購入 |                  | 05 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入 |
| 06 輸入         | 07 その他( )        |                            |

**問8-2** 貴団体では、キャリアチェンジした犬はどのように処遇していますか。(例:PR犬として活用)

問9-1 貴団体では、実働する盲導犬の年齢に上限を設けていますか。

01 設けている →年齢：( ) 才 02 設けていない

問9-2 これまで育成した盲導犬のうち、認定を取り消した犬（引退等）について、実働年数別の頭数をご記入ください。また、実働年数が「1年以上」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかが1頭以上である場合は、当該犬の認定が取り消された理由についてもご記入ください。

1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
頭	頭	頭	頭	頭

認定が取り消された理由

問10 貴団体における、ボランティアの人数をご記入ください（平成30年11月1日時点）。

① ボランティアの人数	人
② うち、飼育ボランティア	人
A. 繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）	人
B. キャリアチェンジ（補助犬にならなかつた犬）	人
C. 認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）	人

問11 貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。次の①～③のそれぞれについて、該当する都道府県数をご記入ください。該当がない場合は「0」（ゼロ）とご記入ください。

① 実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数	（ ） 県
② 上記①のうち、地域生活支援事業による補助がある都道府県数	（ ） 県
③ 上記①のうち、地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数	（ ） 県

問12-1 貴団体では、盲導犬の訓練について、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしていますか。  
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 取り交わしている 02 取り交わしていない

問12-2 上記で「取り交わしている」と回答した場合、契約書にはどのような内容を記載していますか。

問13-1 貴団体では、使用者に対し、盲導犬をどのような形態でお渡ししていますか。

01 貸与している 02 謾渡している

問13-2 上記で「貸与している」と回答した場合、使用期間を終えた盲導犬について、希望する使用者に対して譲渡することありますか。

01 謾渡している 02 謾渡していない

**問14-1** 貴団体では、盲導犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をしていますか。  
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 費用徴収をしている

02 費用徴収はしていない

**問14-2** 上記で「費用徴収をしている」と回答した場合、料金に関する設定方法、平均的な金額、使用者への提示方法についてもご回答ください。

① 料金に関する設定方法

(例: 訓練期間や回数に応じて設定している、訓練内容に応じて設定している等)

② 平均的な金額

③ 使用者への提示方法

- 01 契約書等の文書により提示している
- 02 契約書等の文書ではないが、料金表を提示している
- 03 口頭で説明している
- 04 その他 ( )
- 05 特に提示していない

## 2. 利用希望者が盲導犬の使用の適性があるかどうかの評価に対する適性評価の実施状況

**問15** 貴団体では、使用者に対し、盲導犬の利用の適性に関する評価をどのタイミングで実施していますか。

01 利用の相談があった際

02 候補犬とマッチングを行う際

03 その他 ( )

**問16** 盲導犬の利用の適性に関する評価をどのような方法で実施していますか。

01 面談等により実施 (事業所への来訪のみ)

02 面談等により実施 (居宅訪問を含む)

03 体験会の開催により実施 (宿泊を伴わない)

04 体験会の開催により実施 (宿泊を伴う)

05 別の法人による事前評価を実施 →指定法人名 : ( )

06 指定法人以外の医療機関で事前評価を実施

07 その他 ( )

**問17** 盲導犬の利用の適性に関する評価項目として、何がありますか。

評価項目	具体的な内容
01 基本属性	
02 障害の内容・程度	
03 生活環境	
04 盲導犬に対する理解	
05 盲導犬に対するニーズ	
06 その他	

**問18** 貴団体では、盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書はありますか。  
 「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 ない

### 3. 訓練の実施状況

#### 3-1. 基礎訓練の実施状況

**問19** 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ( )	01	02		01	02	
⑩ その他 ( )	01	02		01	02	
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	

**問20** 屋外で訓練する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 公共交通機関（電車、バス等）      02 ホテル等の宿泊施設

03 スーパー、百貨店等の商業施設      04 レストラン、喫茶店等の飲食施設

05 その他（ ）

**問21** 貴団体における、認定に至る盲導犬を訓練するにあたっての平均的な基礎訓練の実施日数をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

( ) 日

**問22** 基礎訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

職員1	経験年数( )年・職種( )	職員11	経験年数( )年・職種( )
職員2	経験年数( )年・職種( )	職員12	経験年数( )年・職種( )
職員3	経験年数( )年・職種( )	職員13	経験年数( )年・職種( )
職員4	経験年数( )年・職種( )	職員14	経験年数( )年・職種( )
職員5	経験年数( )年・職種( )	職員15	経験年数( )年・職種( )
職員6	経験年数( )年・職種( )	職員16	経験年数( )年・職種( )
職員7	経験年数( )年・職種( )	職員17	経験年数( )年・職種( )
職員8	経験年数( )年・職種( )	職員18	経験年数( )年・職種( )
職員9	経験年数( )年・職種( )	職員19	経験年数( )年・職種( )
職員10	経験年数( )年・職種( )	職員20	経験年数( )年・職種( )

**問23-1** 貴団体では、基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 行っている →資料提供:( 可 · 不可 ) 02 行っていない

**問23-2** 基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に( 隨時 )記録している 04 その他( )

**問24** 基礎訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 訓練を担当している職員 02 訓練を担当していない職員

03 外部の職員(具体的に記載: ) 04 評価していない

### 3-2. 歩行誘導訓練の実施状況

#### A. 訓練計画の作成について

問25 盲導犬の歩行誘導訓練を開始するタイミングの決定方法について、ご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

問26 歩行誘導訓練の計画作成にあたり、使用者の障害とニーズを誰がどのように評価していますか。評価者、評価方法についてご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

問27 歩行誘導訓練の計画をどのように作成していますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 団体職員のみで作成

02 外部の専門職と連携して作成 →外部専門職の所属：( )

03 その他 ( )

問28 歩行誘導訓練の計画の見直しを行っていますか。見直しを行っている場合、見直しの経過記録の保管状況についてもご回答ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

① 見直しの実施の有無	01 定期的に実施	02 必要に応じて実施	03 未実施
② 見直しの経過記録の保管状況	01 保管あり	02 保管なし	

## B. 歩行誘導訓練の実施状況

問29 次の各歩行誘導動作について、屋内・屋外の別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 歩道の通行	01	02	03	01	02	03
② 道路の横断	01	02	03	01	02	03
③ 障害物の回避	01	02	03	01	02	03
④ 階段の昇降	01	02	03	01	02	03
⑤ 扉への誘導	01	02	03	01	02	03
⑥ 通行人の回避	01	02	03	01	02	03
⑦ 公共場所での待機	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ 歩道のない道路歩行	01	02	03	01	02	03
⑩ エスカレーターへの誘導、昇降	01	02	03	01	02	03
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	
⑫ その他 ( )	01	02		01	02	
⑬ その他 ( )	01	02		01	02	

問30 屋外で歩行誘導訓練を実施する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 公共交通機関（電車、バス等）

02 ホテル等の宿泊施設

03 スーパー、百貨店等の商業施設

04 レストラン、喫茶店等の飲食施設

05 その他（ ）

問31 貴団体における、認定に至る盲導犬を訓練するにあたっての平均的な歩行誘導訓練の実施日数をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

（ ）日

**問3 2** 歩行誘導訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。  
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

職員 1	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 11	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 2	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 12	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 3	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 13	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 4	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 14	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 5	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 15	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 6	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 16	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 7	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 17	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 8	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 18	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 9	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 19	経験年数 ( ) 年・職種 ( )
職員 10	経験年数 ( ) 年・職種 ( )	職員 20	経験年数 ( ) 年・職種 ( )

**問3 3-1** 貴団体では、歩行誘導訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。  
 「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。  
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 行っている →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 行っていない

**問3 3-2** 歩行誘導訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。  
 訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 日々記録している      02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に（随時）記録している      04 その他（ ）

**問3 4** 歩行誘導訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。  
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 訓練を担当している職員      02 訓練を担当していない職員

03 外部の職員（自由記載）      04 評価していない

### 3-3. 合同訓練の実施状況

問35 貴団体では、使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや、盲導犬の使用上の留意点についてどのように説明していますか。

01 書面により説明

02 講義・研修形式により説明

03 その他（ ）

問36 合同訓練の実施場所別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

① 障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
② 屋内外の生活環境に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
③ 訓練犬との意思疎通の手段の指導	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
④ 訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑤ 不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑥ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑦ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑧ その他（ ）	01 必ず実施	02 一部未実施	

問37 貴団体における、認定に至る盲導犬を訓練するにあたり平均的な合同訓練の実施日数をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

1頭目の場合（ ）日

2頭目以降の場合（ ）日

問38 合同訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

職員1	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員11	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員2	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員12	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員3	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員13	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員4	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員14	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員5	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員15	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員6	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員16	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員7	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員17	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員8	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員18	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員9	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員19	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員10	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員20	経験年数（ ）年・職種（ ）

**問39-1** 貴団体では、合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 行っている →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 行っていない

**問39-2** 合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 日々記録している      02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に（随時）記録している      04 その他（ ）

**問40-1** 合同訓練の評価方法について教えてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している

02 訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している

03 外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している

04 認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない

**問40-2** 上記で「01」～「03」と回答した場合、受審の可否を決定する際、その評価に関する様式を定めていますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

01 定めている →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 定めてない

### 3-4. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で訓練する場合の手続き

**問41** 公共の場での訓練にあたり、関係先の許可を得ていますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 事前に許可を得て実施      02 特に許可を得ず実施

03 公共の場での訓練を実施していない

**問42-1** 公共の場での訓練について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 受けたことがある

02 受けたことはない

**問42-2** 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

内容

その後の対応

**問43** 公共の場での訓練を円滑に行うにあたり、取り組んでいることや配慮していることがあればご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

**問44** 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしていますか。

01 情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる 02 情報収集はしている

03 特にしていない

### 3-5. フォローアップ（継続的な訓練・指導）の実施状況

**問45-1** 貴団体では、使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認していますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している 02 使用者からの相談・報告があった場合に確認している

03 確認していない

**問45-2** 上記設問で「01」または「02」を選んだ方に伺います。

使用者に対して、どのような内容を確認していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

01 使用者の障害やニーズの変化

02 環境の変化

03 犬の基礎動作や介助動作の状況

04 犬の健康状態、作業状況

05 補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ

06 使用者の社会参加の状況

07 その他( )

**問45-3** 上記の各項目について、どなたが確認していますか。

01 訓練を担当した職員

02 訓練を担当していない職員

03 その他( )

**問46** 使用開始後1年目、2年目以降の訓練・指導の実施状況について、それぞれご回答ください。  
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

① 1年目	01 定期的に実施 →頻度：( )
	02 不定期に（隨時）実施 →頻度：( )
② 2年目以降	01 定期的に実施 →頻度：( )
	02 不定期に（隨時）実施 →頻度：( )

**問47-1** 貴団体では、追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。  
「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。  
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 行っている →資料提供：( 可 ・ 不可 )      02 行っていない

**問47-2** 追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。  
訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。  
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 日々記録している	02 一定期間ごとに記録している
03 不定期に（隨時）記録している	04 その他 ( )

**問48** 貴団体では、使用者支援のために、次の取組を実施していますか。

① 団体内の使用者同士の交流	01 実施	02 未実施
② 他団体の使用者同士の交流	01 実施	02 未実施

**問49-1** 貴団体では、使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口はありますか。  
01 ある      02 ない

**問49-2** これまで、使用者からの苦情が寄せられたことはありますか。  
01 ある      02 ない

**問49-3** 使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関を設けていますか。  
01 設けている      02 設けていない

#### 4. 人材育成に関する取組状況

問50 盲導犬訓練士の研修プログラムにおける、内容別の指導状況と、およその指導時間数（1人の訓練士を養成する研修プログラムにおける所定の指導時間数）をご回答ください。

① 障害等に関する知識 例：視覚障害（盲導犬）、肢体不自由（介助犬）、聴覚障害（聴導犬）のある方の疾病、状態像、リハビリテーション、日常生活、社会生活、支援ニーズ等	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
② 関係法規に関する知識 例：身体障害者補助犬法、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約等	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
③ 犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
④ 犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑤ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑥ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑦ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施
⑧ その他（ ）	01 実施 → ( ) 時間      02 未実施

問51 貴団体における人材育成の取組として実施しているものをお選びください。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 01 自組織内の研修、勉強会の開催 | 02 外部の研修、勉強会への参加 |
| 03 他の訓練事業者等との人材交流 | 04 学会への参加        |
| 05 専門講師等の招聘       | 06 その他（ ）        |

問52 国等が開催する外部の研修会に対して、どういった内容を期待していますか。

問53 貴団体では、訓練者としての要件を満たしているかどうかを、どのように確認・評価していますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

問54 貴団体では、支援の質を担保するために、第三者機関による評価や助言・指導を受けていますか。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 01 受けている | 02 受けていない |
|----------|-----------|

問55 貴団体には、手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいますか。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 01 いる →内訳：(1 訓練者 2 事務職員) | 02 いない |
|--------------------------|--------|

## 5. 関係機関との連携状況

問56 貴団体における盲導犬の周知方法として実施しているものをお選びください。

- |                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 01 ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知 (SNSを含む) | 03 体験会の開催 (自主開催) |
| 02 広報誌等の紙媒体を通じた周知                    | 04 体験会の開催 (依頼開催) |
| 05 その他 ( )                           |                  |

問57 貴団体では、盲導犬の周知のためにどのような関係機関と連携していますか。

- |            |                       |                |       |
|------------|-----------------------|----------------|-------|
| 01 自治体     | 02 医療機関               | 03 障害福祉サービス事業所 | 04 学校 |
| 05 地元企業・団体 | 06 受け入れ拒否の多い機関・場所 ( ) |                |       |
| 07 その他 ( ) |                       |                |       |
| 08 連携していない |                       |                |       |

## 6. 盲導犬の訓練や認定に関する課題・展望等

問58 盲導犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は平成31年1月25日(金)までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」  
**身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査**  
**【盲導犬指定法人】**

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはございません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、平成31年1月25日（金）までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

**【お問合せ先】**

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階  
TEL : [REDACTED]  
E-mail : [REDACTED]

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先 (tel)		ご連絡先 (メール)	
ご連絡先 (FAX)			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

**1. 貴団体の概要について**

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。			
① 開設年月	西暦 ( ) 年 ( ) 月		
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他		
③ 認定頭数	年間 ( ) 頭	累計 ( ) 頭	

## 2. 審査の実施状況について

### 2-1. 認定の流れについて

問2 貴団体の認定の流れについてご回答ください。(自由記載)

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

※差支えない範囲で、認定の流れが分かる資料のご提出をお願い申し上げます。

盲導犬

→資料提供：  
( 可 ・ 不可 )

問3 貴団体の審査委員会の構成数をご回答ください。

	内部職員	外部職員
① 訓練士	人	人
② 歩行指導員	人	人
③ 医師	人	人
④ 獣医師	人	人
⑤ 作業療法士	人	人
⑥ 理学療法士	人	人
⑦ 言語聴覚士	人	人
⑧ 社会福祉士	人	人
⑨ その他 ( )	人	人
⑩ その他 ( )	人	人
⑪ その他 ( )	人	人
⑫ うち視覚障害のある方	人	人
うち聴覚障害のある方	人	人
うち肢体不自由のある方	人	人

問4 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことはありますか。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 訓練担当者が審査を行うことがある

02 訓練担当者は審査を行うことはない

問5 認定に関するマニュアル・手順書はありますか。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供：( 可 ・ 不可 )

02 ない

## 2-2. 認定申請について

問6 認定申請の際の必要事項について、該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

① 使用者に対する事項 (複数回答)	01 氏名、住所、年齢、性別など 02 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し 03 必要とする歩行誘導動作 04 その他 ( )
② 補助犬に対する事項 (複数回答)	01 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など 02 獣医師による予防接種及び健康診断の記録(避妊・去勢手術証明書を含む) 03 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断 04 その他 ( )
③ 訓練に対する事項 (複数回答)	01 訓練者名及び当人の訓練経歴 02 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画 03 当該犬及び使用者の訓練に関する記録(基礎訓練、歩行誘導訓練、合同訓練) 04 訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書 05 当該犬との適合状況についての使用者の意見書 06 その他 ( )

問7 申請に係る規定様式はありますか。

※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供:( 可 · 不可 )      02 ない(様式自由を含む)

## 2-3. 書面審査について

問8 書面審査における審査事項として、該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 訓練計画が作成されていること
02 訓練記録が基礎訓練・歩行誘導訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること
03 訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること
04 有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと
05 適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと
06 その他 ( )

## 2-4. 補助犬の動作の検証等について

### A. 基礎動作の検証について

問9 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

	屋内での検証			屋外での検証		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他（ ）	01	02		01	02	
⑩ その他（ ）	01	02		01	02	
⑪ その他（ ）	01	02		01	02	

問10 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 公共交通機関（電車、バス等）	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他（ ）	

## B. 歩行動作の確認について

問11 次の各歩行誘導動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 歩道の通行	01	02	03	01	02	03
② 道路の横断	01	02	03	01	02	03
③ 障害物の回避	01	02	03	01	02	03
④ 階段の昇降	01	02	03	01	02	03
⑤ 扉への誘導	01	02	03	01	02	03
⑥ 通行人の回避	01	02	03	01	02	03
⑦ 公共場所での待機	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ 歩道のない道路歩行	01	02	03	01	02	03
⑩ エスカレーターへの誘導、昇降	01	02	03	01	02	03
⑪ その他 ( )	01	02		01	02	
⑫ その他 ( )	01	02		01	02	
⑬ その他 ( )	01	02		01	02	

問12 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 公共交通機関（電車、バス等） 02 ホテル等の宿泊施設

03 スーパー、百貨店等の商業施設 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設

05 その他（ ）

## 2-5. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で検証する場合の手続きについて

問13 公共の場での検証にあたり、関係先の許可を得ていますか。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 事前に許可を得て実施

02 特に許可を得ずに実施

03 公共の場での検証をしていない

問14-1 公共の場での検証について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

01 受けたことがある

02 受けたことはない

問14-2 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

内容	その後の対応

## 2-6. 認定審査会について

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

問15-1 平成28年度、29年度、30年度のそれぞれについて、認定審査会の開催状況をご記入ください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

平成28年度：( )回 平成29年度：( )回 平成30年度：( )回

問15-2 上記で認定審査会を1回以上開催している場合、平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等についてお教えください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

p. 9の記入欄にご記入ください。記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

問16 認定審査委員会の進め方を具体的に教えてください。

**問17-1** 自らが育成した犬を認定する場合に、他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしていますか。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

01 異なる対応をしている

02 異なる対応はしていない

**問17-2** 上記で「01 異なる対応をしている」と回答した場合、具体的にどのような対応をしているか、ご記入ください。

### 3. フォローアップの状況について

**問18** 使用者への補助犬の状況に関する確認方法について該当するものに○をつけてください。

01 書面により使用者から報告を受けている

02 電話により使用者から報告を受けている

03 面談・訪問により使用者から報告を受けている

04 特に確認していない

05 その他 ( )

**問19** 使用者への補助犬の状況に関する確認頻度について該当するものに○をつけてください。

01 年1回以上

02 年1回程度

03 年1回未満

**問20-1** 使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により、実施検証を再度実施した経験はありますか。

01 ある → 認定の取消の有無：(1 取消になったことがある 2 取消にならなかった )

02 ない

**問20-2** 「ある」場合、再度実施の理由をご記入ください。

#### 4. 適正な評価実施のための取組について

問21 適正な評価を行うための取組・工夫について、ご自由にご記入ください。

#### 5. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について

問22 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

- 以下は、問15-2の記入欄です。
- 平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等についてお教えください。
- 記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

＜記入欄1＞				
① 認定審査会	平成（　　）年度 第（　　）回			
② 開催日	（　　）月（　　）日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
		18 その他（　　）		
	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士
		27 社会福祉士		
		28 その他（　　）		
④ 議事次第	※資料添付により省略可			
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した犬（　　）頭 他の事業者が育成した犬（　　）頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した犬（　　）頭 他の事業者が育成した犬（　　）頭			

<記入欄2>				
① 認定審査会	平成( )年度 第( )回			
② 開催日	( )月( )日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
		18 その他( )		
	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士
		27 社会福祉士		
		28 その他( )		
④ 議事次第	※資料添付により省略可			
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した犬( )頭 他の事業者が育成した犬( )頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した犬( )頭 他の事業者が育成した犬( )頭			

<記入欄3>				
① 認定審査会	平成( )年度 第( )回			
② 開催日	( )月( )日			
③ 参加者	01 使用予定者			
	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師
		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士
		17 社会福祉士		
		18 その他( )		
	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士
		27 社会福祉士		
		28 その他( )		
④ 議事次第	※資料添付により省略可			
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容			
	動作検証の評価内容			
⑥ 審査件数	自らが育成した犬( )頭 他の事業者が育成した犬( )頭			
⑦ 認定件数	自らが育成した犬( )頭 他の事業者が育成した犬( )頭			

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は平成31年1月25日(金)までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

## **參考資料2 集計結果一覧**



## ①介助犬・聴導犬 訓練事業者調査 単純集計

### 問1①団体の開設年月

	n	%
調査数	22	100.0
1995年以前	2	9.1
1996~2000年	2	9.1
2001~2005年	8	36.4
2006~2010年	6	27.3
2011年以降	4	18.2
無回答	0	0.0

### 問1①団体の開設年月（西暦）

	n	%
調査数	22	100.0
平均値	2005.0	
標準偏差	6.5	
最小値	1990.0	
最大値	2017.0	

### 問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	22	100.0
1月	2	9.1
2月	3	13.6
3月	3	13.6
4月	1	4.5
5月	1	4.5
6月	1	4.5
7月	1	4.5
8月	3	13.6
9月	2	9.1
10月	5	22.7
11月	0	0.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

### 問1②団体の経営主体

	n	%
公益財団法人	1	4.5
一般財団法人	0	0.0
一般社団法人	1	4.5
社会福祉法人	5	22.7
学校法人	0	0.0
特定非営利活動法人	12	54.5
その他	3	13.6
無回答	0	0.0

### 問1③訓練対象

	n	%
調査数	22	100.0
介助犬	18	81.8
聴導犬	15	68.2
無回答	0	0.0

### 問1④指定法人か否か

	n	%
調査数	22	100.0
指定法人でない	15	68.2
介助犬の指定法人	4	18.2
聴導犬の指定法人	5	22.7
無回答	1	4.5

問2-2訓練士の経歴について

	n	%
調査数	22	100.0
訓練士の養成課程を受けている	15	68.2
特に養成は受けていない	4	18.2
無回答	3	13.6

問2-3訓練士の人数訓練経験5年未満

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	1.5	
標準偏差	1.1	
最小値	0.0	
最大値	4.0	

問2-3訓練士の人数訓練経験5年以上10年未満

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	1.7	
標準偏差	1.0	
最小値	0.0	
最大値	3.0	

問2-3訓練士の人数訓練経験10年以上

	n	%
調査数	19	100.0
平均値	1.7	
標準偏差	0.9	
最小値	1.0	
最大値	4.0	

問2-3訓練士の平均経験年数

	n	%
調査数	16	100.0
平均値	16.7	
標準偏差	9.0	
最小値	3.0	
最大値	31.0	

問6（1）介助犬・聴導犬の利用相談者の補助犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	5	22.7
貴団体主催の補助犬イベント	7	31.8
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	13	59.1
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	5	22.7
マスコミの報道	12	54.5
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1
ご家族からの紹介	7	31.8
知人からの紹介	8	36.4
その他	5	22.7
その他	0	0.0
無回答	3	13.6

問6 (2) 実際に訓練を受けた方の補助犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	4	18.2
貴団体主催の補助犬イベント	4	18.2
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	7	31.8
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	2	9.1
マスコミの報道	7	31.8
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1
ご家族からの紹介	3	13.6
知人からの紹介	5	22.7
その他	6	27.3
その他	0	0.0
無回答	9	40.9

問7補助犬の使用をやめたきっかけ①介助犬の使用者

	n	%
調査数	22	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	4	18.2
使用者が高齢になった	3	13.6
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	4.5
使用者の家族構成に変化があった	4	18.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	4.5
その他	5	22.7
無回答	12	54.5

問7補助犬の使用をやめたきっかけ②聴導犬の使用者

	n	%
調査数	22	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	1	4.5
使用者が高齢になった	2	9.1
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	4.5
使用者の家族構成に変化があった	4	18.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	0	0.0
その他	4	18.2
無回答	14	63.6

問8-1候補犬の入手方法

	n	%
調査数	22	100.0
自家繁殖	7	31.8
保健所等からの保護犬の提供	7	31.8
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供	4	18.2
ブリーダーからの購入	14	63.6
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入	7	31.8
輸入	3	13.6
その他	4	18.2
無回答	0	0.0

問9-1年齢に上限を設けているか①介助犬

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	11	50.0
設けていない	8	36.4
無回答	3	13.6

問9-1設けている年齢の上限①介助犬

	n	%
調査数	11	100.0
平均値	10.2	
標準偏差	0.4	
最小値	10.0	
最大値	11.0	

問9-1年齢に上限を設けているか②聴導犬

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	6	27.3
設けていない	9	40.9
無回答	7	31.8

問9-1設けている年齢の上限②聴導犬

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	10.3	
標準偏差	0.5	
最小値	10.0	
最大値	11.0	

問10①ボランティアの人数

	n	%
調査数	20	100.0
平均値	50.3	
標準偏差	97.4	
最小値	0.0	
最大値	430.0	

問10②飼育ボランティアの人数A.繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）

	n	%
調査数	16	100.0
平均値	16.2	
標準偏差	47.5	
最小値	0.0	
最大値	196.0	

問10②飼育ボランティアの人数B.キャリアチェンジ（補助犬になら

なかった犬）

	n	%
調査数	17	100.0
平均値	24.4	
標準偏差	54.6	
最小値	0.0	
最大値	230.0	

問10②飼育ボランティアの人数C.認定を取り消された補助犬（引退

犬を含む）

	n	%
調査数	15	100.0
平均値	2.1	
標準偏差	3.1	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問11補助を受けている都道府県数①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数

	n	%
調査数	19	100.0
平均値	2.1	
標準偏差	4.3	
最小値	0.0	
最大値	15.0	

問11補助を受けている都道府県数②地域生活支援事業による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	18	100.0
平均値	1.2	
標準偏差	3.5	
最小値	0.0	
最大値	15.0	

問11補助を受けている都道府県数③地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	17	100.0
平均値	0.1	
標準偏差	0.2	
最小値	0.0	
最大値	1.0	

問12-1身体障害者犬の訓練について、使用者と契約書を取り交わしているか

	n	%
調査数	22	100.0
取り交わしている	13	59.1
取り交わしていない	6	27.3
無回答	3	13.6

問13-1身体障害者補助犬を使用者に渡す際の形態

	n	%
調査数	22	100.0
貸与している	17	77.3
譲渡している	1	4.5
無回答	4	18.2

問13-2使用期間を終えた身体障害者補助犬について、希望する使用者に対して譲渡することはあるか

	n	%
調査数	17	100.0
譲渡している	13	76.5
譲渡していない	3	17.6
無回答	1	5.9

問14-1身体障害者補助犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をするか

	n	%
調査数	22	100.0
費用徴収をしている	2	9.1
費用徴収はしていない	17	77.3
無回答	3	13.6

問14-2費用徴収について②平均的な金額

	n	%
調査数	1	100.0
平均値	2000	
標準偏差	0	
最小値	2000	
最大値	2000	

問14-2費用徴収について③使用者への提示方法

	n	%
調査数	2	100.0
契約書等の文書により提示している	1	50.0
契約書等の文書ではないが、料金表を提示している	0	0.0
口頭で説明している	1	50.0
その他	0	0.0
特に提示していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問15使用者に対する身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価実

施のタイミング

	n	%
調査数	22	100.0
利用の相談があった際	14	63.6
候補犬とマッチングを行う際	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	5	22.7

問16身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価方法

	n	%
調査数	22	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	7	31.8
面談等により実施（居宅訪問を含む）	13	59.1
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	18.2
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	3	13.6
別の法人による事前評価を実施	5	22.7
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	6	27.3
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

問17身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目

	n	%
調査数	22	100.0
基本属性	8	36.4
障害の内容・程度	10	45.5
生活環境	10	45.5
身体障害者補助犬に対する理解	9	40.9
身体障害者補助犬に対するニーズ	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	12	54.5

問18身体障害者補助犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の

有無

	n	%
調査数	22	100.0
ある	12	54.5
ない	5	22.7
無回答	5	22.7

問20屋外で基礎訓練をする場合の訓練場所

	n	%
調査数	22	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	17	77.3
ホテル等の宿泊施設	5	22.7
スーパー、百貨店等の商業施設	17	77.3
レストラン、喫茶店等の飲食施設	16	72.7
その他	7	31.8
無回答	3	13.6

問21平均的な基礎訓練の実施日数

	n	%
調査数	13	100.0
平均値	117.2	
標準偏差	54.4	
最小値	60.0	
最大値	250.0	

問23-1基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	15	68.2
行っていない	4	18.2
無回答	3	13.6

問23-1基礎訓練に関しての資料提供可否

	n	%
調査数	15	100.0
可	5	33.3
不可	4	26.7
無回答	6	40.0

問23-2基礎訓練に関する訓練記録の作成頻度

	n	%
調査数	15	100.0
日々記録している	5	33.3
一定期間ごとに記録している	5	33.3
不定期に（随時）記録している	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	0	0.0

問24基礎訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	22	100.0
訓練を担当している職員	17	77.3
訓練を担当していない職員	11	50.0
外部の職員	1	4.5
評価していない	0	0.0
無回答	3	13.6

問27介助動作訓練・聴導動作訓練の計画の作成方法

	n	%
調査数	22	100.0
団体職員のみで作成	13	59.1
外部の専門職と連携して作成	9	40.9
その他	2	9.1
無回答	2	9.1

問28①訓練計画の見直し実施の有無

	n	%
調査数	22	100.0
定期的に実施	3	13.6
必要に応じて実施	17	77.3
未実施	0	0.0
無回答	2	9.1

問28②訓練計画の見直しの経過記録の保管状況

	n	%
調査数	20	100.0
保管あり	7	35.0
保管なし	11	55.0
無回答	2	10.0

問30屋外で介助動作訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	18	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	16	88.9
ホテル等の宿泊施設	2	11.1
スーパー、百貨店等の商業施設	16	88.9
レストラン、喫茶店等の飲食施設	15	83.3
その他	8	44.4
無回答	0	0.0

問31認定に至るまでの平均的な介助動作訓練の実施日数

	n	%
調査数	11	100.0
平均値	158.9	
標準偏差	38.2	
最小値	120.0	
最大値	240.0	

問33-1介助動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	18	100.0
行っている	9	50.0
行っていない	7	38.9
無回答	2	11.1

問33-1介助動作訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	3	33.3
不可	4	44.4
無回答	2	22.2

問33-2介助動作訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	4	44.4
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

問34介助動作訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	18	100.0
訓練を担当している職員	14	77.8
訓練を担当していない職員	11	61.1
外部の職員	2	11.1
評価していない	0	0.0
無回答	1	5.6

問36屋外で聴導動作訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	15	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	11	73.3
ホテル等の宿泊施設	4	26.7
スーパー、百貨店等の商業施設	10	66.7
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	60.0
その他	5	33.3
無回答	3	20.0

問37認定に至るまでの平均的な聴導動作訓練の実施日数

	n	%
調査数	9	100.0
平均値	135.9	
標準偏差	50.8	
最小値	28.0	
最大値	200.0	

問39-1聴導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	15	100.0
行っている	8	53.3
行っていない	5	33.3
無回答	2	13.3

問39-1聴導動作訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	8	100.0
可	2	25.0
不可	3	37.5
無回答	3	37.5

問39-2聴導動作訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	8	100.0
日々記録している	2	25.0
一定期間ごとに記録している	3	37.5
不定期に（随時）記録している	2	25.0
その他	1	12.5
無回答	0	0.0

問40聴導動作訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	15	100.0
訓練を担当している職員	10	66.7
訓練を担当していない職員	7	46.7
外部の職員	0	0.0
評価していない	1	6.7
無回答	3	20.0

問41使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや盲導犬の使用上の留意点についての説明

	n	%
調査数	22	100.0
画面により説明	11	50.0
講義・研修形式により説明	7	31.8
その他	4	18.2
無回答	5	22.7

問43認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数1頭目の場合

	n	%
調査数	14	100.0
平均値	74.1	
標準偏差	54.8	
最小値	10.0	
最大値	180.0	

問43認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数2頭目以降の場合

	n	%
調査数	12	100.0
平均値	63.8	
標準偏差	47.4	
最小値	10.0	
最大値	180.0	

問45-1合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	13	59.1
行っていない	6	27.3
無回答	3	13.6

問45-1合同訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	13	100.0
可	4	30.8
不可	4	30.8
無回答	5	38.5

問45-2合同訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	13	100.0
日々記録している	6	46.2
一定期間ごとに記録している	3	23.1
不定期に（随時）記録している	3	23.1
その他	1	7.7
無回答	0	0.0

問46-1合同訓練の評価方法

	n	%
調査数	22	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	10	45.5
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	1	4.5
無回答	4	18.2

問46-2受審の可否を決定する際の評価に関する様式を定めているか

	n	%
調査数	17	100.0
定めている	11	64.7
定めていない	6	35.3
無回答	0	0.0

問46-2受審の可否を決定する際の評価に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	11	100.0
可	4	36.4
不可	2	18.2
無回答	5	45.5

問47公共の場での訓練にあたり関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	22	100.0
事前に許可を得て実施	19	86.4
特に許可を得ず実施	1	4.5
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	2	9.1

問48-1公共の場での訓練について今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	22	100.0
受けたことがある	2	9.1
受けたことはない	19	86.4
無回答	1	4.5

問50公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしているか

	n	%
調査数	22	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	11	50.0
情報収集はしている	5	22.7
特にしていない	5	22.7
無回答	1	4.5

問51-1使用者に対する追加訓練や再訓練の必要性の確認

	n	%
調査数	22	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	16	72.7
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	12	54.5
確認していない	0	0.0
無回答	3	13.6

問51-2使用者に対して確認する内容

	n	%
調査数	19	100.0
使用者の障害やニーズの変化	15	78.9
環境の変化	14	73.7
犬の基礎動作や介助動作の状況	16	84.2
犬の健康状態、作業状況	18	94.7
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	18	94.7
使用者の社会参加の状況	14	73.7
その他	1	5.3
無回答	0	0.0

問51-3使用者に対しての確認を行う職員

	n	%
調査数	19	100.0
訓練を担当した職員	19	100.0
訓練を担当していない職員	8	42.1
その他	4	21.1
無回答	0	0.0

問52使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	8	36.4
無回答	4	18.2

問52使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	9	40.9
無回答	5	22.7

問53-1追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っている

か

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	11	50.0
行っていない	7	31.8
無回答	4	18.2

問53-1追加訓練・再訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	11	100.0
可	4	36.4
不可	3	27.3
無回答	4	36.4

問53-2追加訓練・再訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	11	100.0
日々記録している	3	27.3
一定期間ごとに記録している	3	27.3
不定期に（随時）記録している	4	36.4
その他	1	9.1
無回答	0	0.0

問54使用者支援のために実施している取組①団体内の使用者同士の

交流

	n	%
調査数	22	100.0
実施	11	50.0
未実施	7	31.8
無回答	4	18.2

問54使用者支援のために実施している取組②他団体の使用者同士の  
交流

	n	%
調査数	22	100.0
実施	3	13.6
未実施	12	54.5
無回答	7	31.8

問55-1使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	n	%
調査数	22	100.0
ある	18	81.8
ない	1	4.5
無回答	3	13.6

問55-2これまで、使用者からの苦情が寄せられたこと

	n	%
調査数	22	100.0
ある	5	22.7
ない	14	63.6
無回答	3	13.6

問55-3使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関の設置

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	4	18.2
設けていない	15	68.2
無回答	3	13.6

問57団体における人材育成の取組として実施しているもの

	n	%
調査数	22	100.0
自組織内での研修、勉強会の開催	14	63.6
外部の研修、勉強会への参加	12	54.5
他の訓練事業者等との人材交流	10	45.5
学会への参加	5	22.7
専門講師等の招聘	3	13.6
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

問60支援の質を担保するために第三者機関による評価や助言・指導  
を受けているか

	n	%
調査数	22	100.0
受けている	10	45.5
受けていない	11	50.0
無回答	1	4.5

問61団体に手話によるコミュニケーションを取ることができる職員  
はいるか

	n	%
調査数	22	100.0
いる	7	31.8
いない	15	68.2
無回答	0	0.0

問61手話によるコミュニケーションを取ることができる職員について

て

	n	%
調査数	7	100.0
訓練者	6	85.7
事務職員	4	57.1
無回答	1	14.3

問62身体障害者補助犬の周知方法として実施しているもの

	n	%
調査数	22	100.0
ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含）	19	86.4
広報誌等の紙媒体を通じた周知	11	50.0
体験会の開催（自主開催）	11	50.0
体験会の開催（依頼開催）	12	54.5
その他	8	36.4
無回答	1	4.5

問36身体障害者補助犬の周知のために連携している関係機関

	n	%
調査数	22	100.0
自治体	12	54.5
医療機関	5	22.7
障害福祉サービス事業所	6	27.3
学校	11	50.0
地元企業・団体	6	27.3
受け入れ拒否の多い機関・場所	0	0.0
その他	5	22.7
連携していない	6	27.3
無回答	2	9.1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1①職員数管理者	10 15.4	2.9	2.7	1	8
問2-1①職員数盲導犬歩行指導員	10 15.4	4.5	5.0	1	19
問2-1①職員数盲導犬訓練士	9 13.8	2.2	1.8	1	7
問2-1①職員数研修生	8 12.3	2.1	1.5	0	5
問2-1①職員数事務職員	10 15.4	5.7	4.6	1	18
問2-1①職員数その他	8 12.3	12.3	16.7	2	56
問2-1①職員数合計	10 15.4	26.5	28.1	12	110

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち視覚障害のある方管理者	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬訓練士	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方研修生	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方事務職員	4 16.7	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち視覚障害のある方その他	4 16.7	0.5	0.9	0	2
問2-1②うち視覚障害のある方合計	4 16.7	0.5	0.9	0	2

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち聴覚障害のある方管理者	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬訓練士	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方研修生	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方事務職員	4 18.2	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち聴覚障害のある方その他	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方合計	3 13.6	0.0	0.0	0	0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち肢体不自由のある方管理者	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬歩行指導員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬訓練士	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方研修生	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方事務職員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方その他	4 17.4	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち肢体不自由のある方合計	4 17.4	0.3	0.4	0	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数①平成28年度	8 30.8	34.4	53.0	1	173
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数②平成29年度	9 34.6	43.0	65.2	1	223
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数③平成30年度 (4~12月)	9 34.6	29.3	40.8	1	139

	調査数	不明	無回答
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明①平成28年度	10 100.0	2 20.0	8 80.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明②平成29年度	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明③平成30年度 (4~12月)	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (2) 過去3年の状況①盲導犬の利用に関する相談があった人数	9 33.3	88.4	160.2	3	535
問3-1 (2) 過去3年の状況②相談を受けたが訓練に至らなかつた人数	9 33.3	73.1	160.4	0	523
問3-1 (2) 過去3年の状況③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数	9 33.3	1.3	2.1	0	7

	調査数	不明	無回答
問3-1 (2) 過去3年の状況不明①盲導犬の利用に関する相談があった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明②相談を受けたが訓練に至らなかつた人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4③平成30年11月1日時点の訓練センター内で飼育している訓練犬の件数	10 14.3	27.4	23.5	3	87

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年末満	5 17.2	12.8	9.2	3	30
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年以上3年末満	7 24.1	17.4	19.9	1	63
問9-2認定を取り消した犬（引退等）3年以上5年末満	6 20.7	21.2	18.5	1	48
問9-2認定を取り消した犬（引退等）5年以上10年末満	7 24.1	105.9	83.6	16	241
問9-2認定を取り消した犬（引退等）10年以上	4 13.8	67.3	73.9	5	187

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	7 70.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問22基礎訓練を実施している職員1の経験年数	10 13.0	23.4	11.1	11	48
問22基礎訓練を実施している職員2の経験年数	10 13.0	17.6	8.4	9	40
問22基礎訓練を実施している職員3の経験年数	9 11.7	13.4	6.5	6	30
問22基礎訓練を実施している職員4の経験年数	9 11.7	6.3	3.4	1	12
問22基礎訓練を実施している職員5の経験年数	8 10.4	6.0	3.0	1	10
問22基礎訓練を実施している職員6の経験年数	7 9.1	4.4	2.4	1	9
問22基礎訓練を実施している職員7の経験年数	5 6.5	3.8	2.9	1	9
問22基礎訓練を実施している職員8の経験年数	4 5.2	2.8	2.1	1	6
問22基礎訓練を実施している職員9の経験年数	3 3.9	3.0	2.8	1	7
問22基礎訓練を実施している職員10の経験年数	2 2.6	3.0	2.0	1	5
問22基礎訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.3	0.0	0.0	0	0
問22基礎訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.3	7.0	0.0	7	7
問22基礎訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.3	1.0	0.0	1	1
問22基礎訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.3	21.0	0.0	21	21
問22基礎訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.3	12.0	0.0	12	12
問22基礎訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	7 70.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問32歩行誘導訓練を実施している職員1の経験年数	10 16.1	23.4	11.1	11	48
問32歩行誘導訓練を実施している職員2の経験年数	10 16.1	17.6	8.4	9	40
問32歩行誘導訓練を実施している職員3の経験年数	9 14.5	13.4	6.5	6	30
問32歩行誘導訓練を実施している職員4の経験年数	6 9.7	7.0	3.0	3	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員5の経験年数	5 8.1	6.6	2.2	4	10
問32歩行誘導訓練を実施している職員6の経験年数	4 6.5	5.0	2.5	3	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員7の経験年数	3 4.8	5.3	2.9	2	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員8の経験年数	2 3.2	4.5	1.5	3	6
問32歩行誘導訓練を実施している職員9の経験年数	2 3.2	4.0	3.0	1	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員10の経験年数	1 1.6	5.0	0.0	5	5
問32歩行誘導訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.6	0.0	0.0	0	0
問32歩行誘導訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.6	7.0	0.0	7	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.6	21.0	0.0	21	21
問32歩行誘導訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.6	12.0	0.0	12	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.6	6.0	0.0	6	6

	調 査 数	必 ず 実 施	一 部 未 実 施	未 実 施	無 回 答
問36合同訓練の実施場所①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所②屋内外の生活環境に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所③訓練犬との意思疎通の手段の指導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調 査 数	必 ず 実 施	一 部 未 実 施	無 回 答
問36合同訓練の実施場所⑥その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問36合同訓練の実施場所⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問36合同訓練の実施場所⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問38合同訓練を実施している職員1の経験年数	10 20.8	23.4	11.1	11	48
問38合同訓練を実施している職員2の経験年数	10 20.8	17.6	9.8	7	40
問38合同訓練を実施している職員3の経験年数	7 14.6	13.7	8.1	6	32
問38合同訓練を実施している職員4の経験年数	5 10.4	7.2	3.3	3	12
問38合同訓練を実施している職員5の経験年数	3 6.3	6.7	2.5	4	10
問38合同訓練を実施している職員6の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員7の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員8の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員9の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員10の経験年数	1 2.1	5.0	0.0	5	5
問38合同訓練を実施している職員11の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員12の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員13の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員14の経験年数	1 2.1	21.0	0.0	21	21
問38合同訓練を実施している職員15の経験年数	1 2.1	12.0	0.0	12	12
問38合同訓練を実施している職員16の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員17の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員18の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員19の経験年数	- -	-	-	-	-
問38合同訓練を実施している職員20の経験年数	- -	-	-	-	-

	調査数	実施	未実施	無回答
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況①障害等に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況②関係法規に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑤その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑥その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調 査 数	平 均 値	標準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問50①障害等に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	10.0	7.2	1	18
問50②関係法規に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	2.3	1.6	1	5
問50③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）について指導を実施している時間	5 26.3	7.2	3.5	3	13
問50④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）について指導を実施している時間	4 21.1	83.5	125.1	6	300
問50⑤その他について指導を実施している時間	2 10.5	9.0	7.0	2	16
問50⑥その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑦その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑧その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-

## ②介助犬・聴導犬 指定法人調査 単純集計

※問3,9,11,13は末尾参照

### 問1①団体の開設年

	n	%
調査数	7	100.0
1995年以前	4	57.1
1996～2000年	1	14.3
2001～2005年	1	14.3
2006～2010年	1	14.3
2011年以降	0	0.0
無回答	0	0.0

### 問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	7	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	0	0.0
4月	1	14.3
5月	0	0.0
6月	1	14.3
7月	1	14.3
8月	1	14.3
9月	0	0.0
10月	2	28.6
11月	1	14.3
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

### 問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	7	100.0
公益財団法人	1	14.3
一般財団法人	0	0.0
社会福祉法人	6	85.7
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

### 問1③介助犬認定頭数（年間）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	1.8	
標準偏差	1.1	
最小値	0.3	
最大値	4	

### 問1③介助犬認定頭数（累計）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	22.5	
標準偏差	9.1	
最小値	4	
最大値	34	

問1③補助犬認定頭数（年間）

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	1.9	
標準偏差	2.2	
最小値	0	
最大値	6	

問1③補助犬認定頭数（累計）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	16.2	
標準偏差	18.5	
最小値	3	
最大値	56	

問2団体の認定の流れ①介助犬資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	5	71.4
不可	1	14.3
無回答	1	14.3

問2団体の認定の流れ②補助犬資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	4	57.1
不可	1	14.3
無回答	2	28.6

問4【訓練事業者を兼ねている場合】審査対象の補助犬の訓練担当者

が審査を行うこと

	n	%
調査数	7	100.0
訓練担当者が審査を行うことがある	2	28.6
訓練担当者は審査を行うことはない	4	57.1
無回答	1	14.3

問5認定に関するマニュアル・手順書の有無

	n	%
調査数	7	100.0
ある	7	100.0
ない	0	0.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	3	42.9
不可	1	14.3
無回答	3	42.9

問6認定申請の際の必要事項①使用者に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
氏名、住所、年齢、性別など	7	100.0
身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	7	100.0
必要とする介助動作	7	100.0
その他	3	42.9
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項②補助犬に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	7	100.0
獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む）	7	100.0
「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項③訓練に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
訓練者名及び当人の訓練経歴	7	100.0
使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画	7	100.0
当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練／聴導動作訓練、合同訓練）	6	85.7
訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書	7	100.0
当該犬との適合状況についての使用者の意見書	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の有無

	n	%
調査数	7	100.0
ある	7	100.0
ない	0	0.0
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	6	85.7
不可	1	14.3
無回答	0	0.0

問8書面審査における審査事項

	n	%
調査数	7	100.0
訓練計画が作成されていること	7	100.0
訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練／聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	6	85.7
訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致している	6	85.7
有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	5	71.4
適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問10屋外で基礎動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	1	14.3
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問12屋外で介助動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	2	28.6
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問14屋外で聴導動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	6	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	5	83.3
ホテル等の宿泊施設	2	33.3
スーパー、百貨店等の商業施設	6	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	4	66.7
その他	1	16.7
無回答	0	0.0

問15公共の場での検証にあたって関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	7	100.0
事前に許可を得て実施	7	100.0
特に許可を得ずに実施	0	0.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問16-1公共の場での検証で今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	7	100.0
受けたことがある	0	0.0
受けたことはない	7	100.0
無回答	0	0.0

問17-1平成28年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	1.6	
標準偏差	1.3	
最小値	0	
最大値	4	

問17-1平成29年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	2.3	
標準偏差	1.6	
最小値	0	
最大値	5	

問17-1平成30年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	0.7	
標準偏差	0.7	
最小値	0	
最大値	2	

問19-1自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成し

た犬の認定と異なる対応をしているか

	n	%
調査数	7	100.0
異なる対応をしている	0	0.0
異なる対応はしていない	5	71.4
無回答	2	28.6

問20使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	n	%
調査数	7	100.0
書面により使用者から報告を受けている	5	71.4
電話により使用者から報告を受けている	5	71.4
面談・訪問により使用者から報告を受けている	4	57.1
特に確認していない	0	0.0
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問21使用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	n	%
調査数	7	100.0
年1回以上	2	28.6
年1回程度	4	57.1
年1回未満	1	14.3
無回答	0	0.0

問22-1使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報に

より実施検証を再度実施した経験

	n	%
調査数	7	100.0
ある	1	14.3
ない	6	85.7
無回答	0	0.0

問22-1実施検証を再度実施した結果による認定の取消の有無

	n	%
調査数	1	100.0
取消になったことがある	0	0.0
取消にならなかつた	1	100.0
無回答	0	0.0

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員①訓練士	3 10.7	2.7	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員②医師	4 14.3	1.3	0.4	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員③獣医師	1 3.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員④作業療法士	5 17.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑤理学療法士	5 17.9	1.4	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑥言語聴覚士	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑦社会福祉士	5 17.9	1.6	1.2	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑧その他	3 10.7	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑨その他	1 3.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑫うち聴覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑬うち肢体不自由のある方	1 3.6	1.0	0.0	1	1

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員①訓練士	5 20.0	1.8	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員②医師	3 12.0	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員③獣医師	6 24.0	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員④作業療法士	3 12.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑤理学療法士	2 8.0	1.5	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑥言語聴覚士	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑦社会福祉士	1 4.0	3.0	0.0	3	3
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑧その他	2 8.0	1.5	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑨その他	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑫うち聴覚障害のある方	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑬うち肢体不自由のある方	- -	-	-	-	-

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員①訓練士	3 14.3	2.7	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員②医師	3 14.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員③獣医師	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員④作業療法士	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑤理学療法士	1 4.8	2.0	0.0	2	2
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑥言語聴覚士	3 14.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑦社会福祉士	4 19.0	1.8	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑧その他	3 14.3	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑨その他	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑫うち聴覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑬うち肢体不自由のある方	1 4.8	1.0	0.0	1	1

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員①訓練士	5 20.8	1.6	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員②医師	3 12.5	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員③獣医師	5 20.8	1.6	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員④作業療法士	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑤理学療法士	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑥言語聴覚士	3 12.5	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑦社会福祉士	1 4.2	3.0	0.0	3	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑧その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑨その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑩その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑫うち聴覚障害のある方	2 8.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑬うち肢体不自由のある方	- -	-	-	-	-

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋内の基本動作の検証①呼んだら来る	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4	
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4	
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7	

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証①呼んだら来る	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	7 100.0	5 71.4	0 0.0	1 14.3	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練①物の拾い上げ及び運搬	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練②特定の物を手元に持ってくる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練③ドアの開閉	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練④スイッチの操作	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑤起立、体位変換時の介助	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑥車いすへの移乗介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑦歩行介助と姿勢支持	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑧階段昇降の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑨車いすの牽引等	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑩衣服や靴等の着脱	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑪緊急時の連絡手段確保	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑫その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑬その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑭その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練①物の拾い上げ及び運搬	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練②特定の物を手元に持ってくる	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練③ドアの開閉	7 100.0	2 28.6	2 28.6	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練④スイッチの操作	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑤起立、体位変換時の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑥車いすへの移乗介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑦歩行介助と姿勢支持	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑧階段昇降の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑨車いすの牽引等	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑩衣服や靴等の着脱	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑪緊急時の連絡手段確保	7 100.0	4 57.1	1 14.3	1 14.3	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑫その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7	
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑬その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7	
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑭その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7	

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練②音源に反応し音源場所に行く	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	6 100.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑦その他使用するもので使用者が求める音に対する反応動作	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑧交通機関の利用	6 100.0	4 66.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑨その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑩その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑪その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練②音源に反応し音源場所に行く	6 100.0	4 66.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	6 100.0	4 66.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	6 100.0	3 50.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	6 100.0	3 50.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑧交通機関の利用	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑨その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑩その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑪その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3

### ③盲導犬 訓練事業者調査 単純集計

※問2-1,3-1,4,9-2,19,22,29,32,36,38,50は末尾参照

#### 問1①団体の開設年月

	n	%
調査数	10	100.0
1995年以前	6	60.0
1996～2000年	0	0.0
2001～2005年	2	20.0
2006～2010年	0	0.0
2011年以降	2	20.0
無回答	0	0.0

#### 問1①団体の開設年月（西暦）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	1985.2	
標準偏差	19.6	
最小値	1957.0	
最大値	2013.0	

#### 問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	10	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	1	10.0
4月	0	0.0
5月	0	0.0
6月	1	10.0
7月	2	20.0
8月	2	20.0
9月	1	10.0
10月	0	0.0
11月	3	30.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

#### 問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	10	100.0
公益財団法人	6	60.0
一般財団法人	1	10.0
社会福祉法人	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

#### 問2-2盲導犬歩行指導員人数5年未満

	n	%
調査数	3	100.0
平均値	0.3	
標準偏差	0.5	
最小値	0.0	
最大値	1.0	

#### 問2-2盲導犬歩行指導員人数5年以上10年未満

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	2.8	
標準偏差	2.8	
最小値	0.0	
最大値	8.0	

問2-2盲導犬歩行指導員人数10年以上

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	3.3	
標準偏差	3.4	
最小値	0.0	
最大値	12.0	

問2-2盲導犬歩行指導員人数平均経験年数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	17.0	
標準偏差	7.6	
最小値	5.0	
最大値	31.5	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数5年未満

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.5	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数5年以上10年未満

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.6	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数10年以上

	n	%
調査数	4	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.7	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数平均経験年数

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	8.0	
標準偏差	6.2	
最小値	2.0	
最大値	21.0	

問6（1）盲導犬の利用相談者が盲導犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	2	20.0
貴団体主催の補助犬イベント	9	90.0
厚生労働省ホームページ、SNS	1	10.0
貴団体のホームページ、SNS	6	60.0
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	1	10.0
マスコミの報道	4	40.0
市町村、都道府県の窓口や資料	8	80.0
医療機関からの情報提供	4	40.0
ご家族からの紹介	4	40.0
知人からの紹介	8	80.0
その他	2	20.0
その他	0	0.0
無回答	1	10.0

問6 (2) 実際に訓練を受けた方が盲導犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	2	20.0
貴団体主催の補助犬イベント	8	80.0
厚生労働省ホームページ、SNS	1	10.0
貴団体のホームページ、SNS	4	40.0
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	1	10.0
マスコミの報道	3	30.0
市町村、都道府県の窓口や資料	6	60.0
医療機関からの情報提供	3	30.0
ご家族からの紹介	3	30.0
知人からの紹介	5	50.0
その他	2	20.0
その他	0	0.0
無回答	2	20.0

問7補助犬の使用をやめたきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	7	70.0
使用者が高齢になった	9	90.0
使用者が転居して居住環境に変化があった	4	40.0
使用者の家族構成に変化があった	3	30.0
盲導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	10.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問8-1候補犬の入手方法

	n	%
調査数	10	100.0
自家繁殖	10	100.0
保健所等からの保護犬の提供	0	0.0
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供	6	60.0
ブリーダーからの購入	2	20.0
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入	4	40.0
輸入	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問9-1実働する盲導犬の年齢に上限を設けているか

	n	%
調査数	10	100.0
設けている	8	80.0
設けていない	2	20.0
無回答	0	0.0

問9-1設けている年齢の上限

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	18.0	
標準偏差	19.7	
最小値	10.0	
最大値	70.0	

問10①ボランティアの人数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	439.3	
標準偏差	567.6	
最小値	15.0	
最大値	2081.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数A.繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	58.4	
標準偏差	43.4	
最小値	2.0	
最大値	145.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数B.キャリアチェンジ（補助犬にならなかつた犬）

	n	%
調査数	9	100.0
平均値	167.9	
標準偏差	249.1	
最小値	15.0	
最大値	837.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数C.認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	42.3	
標準偏差	55.5	
最小値	0.0	
最大値	192.0	

問11補助を受けている都道府県数①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	13.2	
標準偏差	10.0	
最小値	2.0	
最大値	31.0	

問11補助を受けている都道府県数②地域生活支援事業による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	8.9	
標準偏差	8.1	
最小値	0.0	
最大値	22.0	

問11補助を受けている都道府県数③地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	3.3	
標準偏差	3.6	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問12-1盲導犬の訓練について、使用者と契約書を取り交わしているか

	n	%
調査数	10	100.0
取り交わしている	9	90.0
取り交わしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問13-1盲導犬を使用者に渡す際の形態

	n	%
調査数	10	100.0
貸与している	9	90.0
譲渡している	1	10.0
無回答	0	0.0

問13-2使用期間を終えた盲導犬について、希望する使用者に対して譲渡することはあるか

	n	%
調査数	9	100.0
譲渡している	3	33.3
譲渡していない	6	66.7
無回答	0	0.0

問14-1盲導犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をするか

	n	%
調査数	10	100.0
費用徴収をしている	3	30.0
費用徴収はしていない	7	70.0
無回答	0	0.0

問14-2費用徴収について②平均的な金額

	n	%
調査数	3	100.0
平均値	24476.7	
標準偏差	22443.0	
最小値	1680.0	
最大値	55000.0	

問14-2費用徴収について③使用者への提示方法

	n	%
調査数	3	100.0
契約書等の文書により提示している	3	100.0
契約書等の文書ではないが、料金表を提示している	0	0.0
口頭で説明している	0	0.0
その他	0	0.0
特に提示していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問15使用者に対する盲導犬の利用の適性に関する評価実施のタイミング

	n	%
調査数	10	100.0
利用の相談があった際	4	40.0
候補犬とマッチングを行う際	4	40.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問16盲導犬の利用の適性に関する評価方法

	n	%
調査数	10	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	1	10.0
面談等により実施（居宅訪問を含む）	10	100.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	40.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	4	40.0
別の法人による事前評価を実施	0	0.0
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	0	0.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問17盲導犬の利用の適性に関する評価項目

	n	%
調査数	10	100.0
基本属性	10	100.0
障害の内容・程度	10	100.0
生活環境	9	90.0
盲導犬に対する理解	10	100.0
盲導犬に対するニーズ	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問18盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	4	40.0
無回答	0	0.0

問18盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の資料提供可否

	n	%
調査数	6	100.0
可	4	66.7
不可	2	33.3
無回答	0	0.0

問20屋外で基礎訓練をする場合の訓練場所

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	3	30.0
スーパー、百貨店等の商業施設	10	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	6	60.0
無回答	0	0.0

問21平均的な基礎訓練の実施日数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	136.1	
標準偏差	85.0	
最小値	21.0	
最大値	300.0	

問23-1基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	9	90.0
行っていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問23-1基礎訓練に関しての資料提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	3	33.3
不可	4	44.4
無回答	2	22.2

問23-2基礎訓練に関する訓練記録の作成頻度

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	7	77.8
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	1	11.1
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問24基礎訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当している職員	9	90.0
訓練を担当していない職員	8	80.0
外部の職員	0	0.0
評価していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問27歩行誘導訓練の計画の作成方法

	n	%
調査数	10	100.0
団体職員のみで作成	9	90.0
外部の専門職と連携して作成	1	10.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問28①歩行誘導訓練計画の見直し実施の有無

	n	%
調査数	10	100.0
定期的に実施	0	0.0
必要に応じて実施	10	100.0
未実施	0	0.0
無回答	0	0.0

問28②歩行誘導訓練計画の見直しの経過記録の保管状況

	n	%
調査数	10	100.0
保管あり	6	60.0
保管なし	4	40.0
無回答	0	0.0

問30屋外で歩行誘導訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	4	40.0
スーパー、百貨店等の商業施設	10	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問31認定に至るまでの平均的な歩行誘導訓練の実施日数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	191.1	
標準偏差	80.1	
最小値	28.0	
最大値	300.0	

問33-1歩行誘導訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	10	100.0
行っていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問33-1歩行誘導訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	10	100.0
可	6	60.0
不可	4	40.0
無回答	0	0.0

問33-2歩行誘導訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	10	100.0
日々記録している	9	90.0
一定期間ごとに記録している	1	10.0
不定期に（随時）記録している	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問34歩行誘導訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当している職員	10	100.0
訓練を担当していない職員	8	80.0
外部の職員	0	0.0
評価していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問35使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや、盲導犬の使用上の留意点についての説明

	n	%
調査数	10	100.0
書面により説明	0	0.0
講義・研修形式により説明	10	100.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問37認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数1頭目の場合

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	41.3	
標準偏差	46.4	
最小値	20.0	
最大値	180.0	

問37認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数2頭目以降の場合

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	35.3	
標準偏差	61.74	
最小値	10	
最大値	220	

問39-1合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	10	100.0
行っていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問39-1合同訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	10	100.0
可	6	60.0
不可	3	30.0
無回答	1	10.0

問39-2合同訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	10	100.0
日々記録している	8	80.0
一定期間ごとに記録している	1	10.0
不定期に（随時）記録している	0	0.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問40-1合同訓練の評価方法

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	70.0
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	6	60.0
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	1	10.0
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	0	0.0
無回答	0	0.0

問40-2受審の可否を決定する際の評価に関する様式を定めているか

	n	%
調査数	10	100.0
定めている	7	70.0
定めていない	2	20.0
無回答	1	10.0

問40-2受審の可否を決定する際の評価に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	7	100.0
可	3	42.9
不可	3	42.9
無回答	1	14.3

問41公共の場での訓練にあたり関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ず実施	3	30.0
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問42-1公共の場での訓練について今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	10	100.0
受けたことがある	4	40.0
受けたことはない	5	50.0
無回答	1	10.0

問44公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしているか

	n	%
調査数	10	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	5	50.0
情報収集はしている	4	40.0
特にしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問45-1使用者に対する追加訓練や再訓練の必要性の確認

	n	%
調査数	10	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	8	80.0
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	9	90.0
確認していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問45-2使用者に対して確認する内容

	n	%
調査数	10	100.0
使用者の障害やニーズの変化	9	90.0
環境の変化	10	100.0
犬の基礎動作や介助動作の状況	9	90.0
犬の健康状態、作業状況	10	100.0
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	9	90.0
使用者の社会参加の状況	8	80.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問45-3使用者に対しての確認を行う職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当した職員	10	100.0
訓練を担当していない職員	7	70.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問46使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	10	100.0
定期的に実施	8	80.0
不定期に（随時）実施	3	30.0
無回答	0	0.0

問46使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	10	100.0
定期的に実施	6	60.0
不定期に（随時）実施	4	40.0
無回答	0	0.0

問47-1追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	9	90.0
行っていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問47-1追加訓練・再訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	4	44.4
不可	4	44.4
無回答	1	11.1

問47-2追加訓練・再訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	5	55.6
一定期間ごとに記録している	0	0.0
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

問48使用者支援のために実施している取組①団体内の使用者同士の交流

	n	%
調査数	10	100.0
実施	9	90.0
未実施	1	10.0
無回答	0	0.0

問48使用者支援のために実施している取組②他団体の使用者同士の交流

	n	%
調査数	10	100.0
実施	6	60.0
未実施	2	20.0
無回答	2	20.0

問49-1使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	9	90.0
ない	1	10.0
無回答	0	0.0

問49-2これまで、使用者からの苦情が寄せられたこと

	n	%
調査数	10	100.0
ある	7	70.0
ない	3	30.0
無回答	0	0.0

問49-3使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関の設置

	n	%
調査数	10	100.0
設けている	4	40.0
設けていない	6	60.0
無回答	0	0.0

問51団体における人材育成の取組として実施しているもの

	n	%
調査数	10	100.0
自組織内の研修、勉強会の開催	10	100.0
外部の研修、勉強会への参加	9	90.0
他の訓練事業者等との人材交流	8	80.0
学会への参加	4	40.0
専門講師等の招聘	3	30.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問54支援の質を担保するために第三者機関による評価や助言・指導を受けているか

	n	%
調査数	10	100.0
受けている	6	60.0
受けていない	4	40.0
無回答	0	0.0

問55団体に手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいるか

	n	%
調査数	10	100.0
いる	3	30.0
いない	7	70.0
無回答	0	0.0

問55手話によるコミュニケーションを取ることができる職員について

	n	%
調査数	3	100.0
訓練者	3	100.0
事務職員	1	33.3
無回答	0	0.0

問56盲導犬の周知方法として実施しているもの

	n	%
調査数	10	100.0
ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含）	10	100.0
広報誌等の紙媒体を通じた周知	9	90.0
体験会の開催（自主開催）	7	70.0
体験会の開催（依頼開催）	8	80.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問57盲導犬の周知のために連携している関係機関

	n	%
調査数	10	100.0
自治体	10	100.0
医療機関	6	60.0
障害福祉サービス事業所	8	80.0
学校	7	70.0
地元企業・団体	9	90.0
受け入れ拒否の多い機関・場所	4	40.0
その他	2	20.0
連携していない	0	0.0
無回答	0	0.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1①職員数管理者	10 15.4	2.9	2.7	1	8
問2-1①職員数盲導犬歩行指導員	10 15.4	4.5	5.0	1	19
問2-1①職員数盲導犬訓練士	9 13.8	2.2	1.8	1	7
問2-1①職員数研修生	8 12.3	2.1	1.5	0	5
問2-1①職員数事務職員	10 15.4	5.7	4.6	1	18
問2-1①職員数その他	8 12.3	12.3	16.7	2	56
問2-1①職員数合計	10 15.4	26.5	28.1	12	110

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち視覚障害のある方管理者	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬訓練士	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方研修生	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方事務職員	4 16.7	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち視覚障害のある方その他	4 16.7	0.5	0.9	0	2
問2-1②うち視覚障害のある方合計	4 16.7	0.5	0.9	0	2

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち聴覚障害のある方管理者	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬訓練士	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方研修生	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方事務職員	4 18.2	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち聴覚障害のある方その他	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方合計	3 13.6	0.0	0.0	0	0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち肢体不自由のある方管理者	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬歩行指導員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬訓練士	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方研修生	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方事務職員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方その他	4 17.4	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち肢体不自由のある方合計	4 17.4	0.3	0.4	0	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数①平成28年度	8 30.8	34.4	53.0	1	173
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数②平成29年度	9 34.6	43.0	65.2	1	223
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数③平成30年度 (4~12月)	9 34.6	29.3	40.8	1	139

	調査数	不明	無回答
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明①平成28年度	10 100.0	2 20.0	8 80.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明②平成29年度	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明③平成30年度 (4~12月)	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (2) 過去3年の状況①盲導犬の利用に関する相談があった人数	9 33.3	88.4	160.2	3	535
問3-1 (2) 過去3年の状況②相談を受けたが訓練に至らなかつた人数	9 33.3	73.1	160.4	0	523
問3-1 (2) 過去3年の状況③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数	9 33.3	1.3	2.1	0	7

	調査数	不明	無回答
問3-1 (2) 過去3年の状況不明①盲導犬の利用に関する相談があった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明②相談を受けたが訓練に至らなかつた人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかつた人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4③平成30年11月1日時点の訓練センター内で飼育している訓練犬の件数	10 14.3	27.4	23.5	3	87

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年末満	5 17.2	12.8	9.2	3	30
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年以上3年末満	7 24.1	17.4	19.9	1	63
問9-2認定を取り消した犬（引退等）3年以上5年末満	6 20.7	21.2	18.5	1	48
問9-2認定を取り消した犬（引退等）5年以上10年末満	7 24.1	105.9	83.6	16	241
問9-2認定を取り消した犬（引退等）10年以上	4 13.8	67.3	73.9	5	187

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	7 70.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問22基礎訓練を実施している職員1の経験年数	10 13.0	23.4	11.1	11	48
問22基礎訓練を実施している職員2の経験年数	10 13.0	17.6	8.4	9	40
問22基礎訓練を実施している職員3の経験年数	9 11.7	13.4	6.5	6	30
問22基礎訓練を実施している職員4の経験年数	9 11.7	6.3	3.4	1	12
問22基礎訓練を実施している職員5の経験年数	8 10.4	6.0	3.0	1	10
問22基礎訓練を実施している職員6の経験年数	7 9.1	4.4	2.4	1	9
問22基礎訓練を実施している職員7の経験年数	5 6.5	3.8	2.9	1	9
問22基礎訓練を実施している職員8の経験年数	4 5.2	2.8	2.1	1	6
問22基礎訓練を実施している職員9の経験年数	3 3.9	3.0	2.8	1	7
問22基礎訓練を実施している職員10の経験年数	2 2.6	3.0	2.0	1	5
問22基礎訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.3	0.0	0.0	0	0
問22基礎訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.3	7.0	0.0	7	7
問22基礎訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.3	1.0	0.0	1	1
問22基礎訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.3	21.0	0.0	21	21
問22基礎訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.3	12.0	0.0	12	12
問22基礎訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	7 70.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問32歩行誘導訓練を実施している職員1の経験年数	10 16.1	23.4	11.1	11	48
問32歩行誘導訓練を実施している職員2の経験年数	10 16.1	17.6	8.4	9	40
問32歩行誘導訓練を実施している職員3の経験年数	9 14.5	13.4	6.5	6	30
問32歩行誘導訓練を実施している職員4の経験年数	6 9.7	7.0	3.0	3	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員5の経験年数	5 8.1	6.6	2.2	4	10
問32歩行誘導訓練を実施している職員6の経験年数	4 6.5	5.0	2.5	3	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員7の経験年数	3 4.8	5.3	2.9	2	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員8の経験年数	2 3.2	4.5	1.5	3	6
問32歩行誘導訓練を実施している職員9の経験年数	2 3.2	4.0	3.0	1	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員10の経験年数	1 1.6	5.0	0.0	5	5
問32歩行誘導訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.6	0.0	0.0	0	0
問32歩行誘導訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.6	7.0	0.0	7	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.6	21.0	0.0	21	21
問32歩行誘導訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.6	12.0	0.0	12	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.6	6.0	0.0	6	6

	調 査 数	必 ず 実 施	一 部 未 実 施	未 実 施	無 回 答
問36合同訓練の実施場所①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所②屋内外の生活環境に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所③訓練犬との意思疎通の手段の指導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調 査 数	必 ず 実 施	一 部 未 実 施	無 回 答
問36合同訓練の実施場所⑥その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問36合同訓練の実施場所⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問36合同訓練の実施場所⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問38合同訓練を実施している職員1の経験年数	10 20.8	23.4	11.1	11	48
問38合同訓練を実施している職員2の経験年数	10 20.8	17.6	9.8	7	40
問38合同訓練を実施している職員3の経験年数	7 14.6	13.7	8.1	6	32
問38合同訓練を実施している職員4の経験年数	5 10.4	7.2	3.3	3	12
問38合同訓練を実施している職員5の経験年数	3 6.3	6.7	2.5	4	10
問38合同訓練を実施している職員6の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員7の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員8の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員9の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員10の経験年数	1 2.1	5.0	0.0	5	5
問38合同訓練を実施している職員11の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員12の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員13の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員14の経験年数	1 2.1	21.0	0.0	21	21
問38合同訓練を実施している職員15の経験年数	1 2.1	12.0	0.0	12	12
問38合同訓練を実施している職員16の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員17の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員18の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員19の経験年数	- -	-	-	-	-
問38合同訓練を実施している職員20の経験年数	- -	-	-	-	-

	調査数	実施	未実施	無回答
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況①障害等に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況②関係法規に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑤その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑥その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調 査 数	平 均 値	標準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問50①障害等に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	10.0	7.2	1	18
問50②関係法規に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	2.3	1.6	1	5
問50③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）について指導を実施している時間	5 26.3	7.2	3.5	3	13
問50④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）について指導を実施している時間	4 21.1	83.5	125.1	6	300
問50⑤その他について指導を実施している時間	2 10.5	9.0	7.0	2	16
問50⑥その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑦その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑧その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-

#### ④盲導犬 指定法人調査 単純集計

※問3,9,11は末尾参照

##### 問1①団体の開設年

	n	%
調査数	10	100.0
1995年以前	6	60.0
1996～2000年	0	0.0
2001～2005年	2	20.0
2006～2010年	0	0.0
2011年以降	2	20.0
無回答	0	0.0

##### 問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	10	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	1	10.0
4月	0	0.0
5月	0	0.0
6月	1	10.0
7月	2	20.0
8月	2	20.0
9月	0	0.0
10月	0	0.0
11月	4	40.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

##### 問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	10	100.0
公益財団法人	6	60.0
一般財団法人	1	10.0
社会福祉法人	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

##### 問1③認定頭数（年間）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	14.2	
標準偏差	14.9	
最小値	1.0	
最大値	51.0	

##### 問1③認定頭数（累計）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	461.5	
標準偏差	406.2	
最小値	4.0	
最大値	1360.0	

##### 問2団体の認定の流れ盲導犬資料提供について

	n	%
調査数	10	100.0
可	7	70.0
不可	1	10.0
無回答	2	20.0

問4審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うこと

	n	%
調査数	10	100.0
訓練担当者が審査を行うことがある	6	60.0
訓練担当者は審査を行うことはない	4	40.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	7	70.0
ない	3	30.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	4	57.1
不可	3	42.9
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項①使用者に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
氏名、住所、年齢、性別など	10	100.0
身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	10	100.0
必要とする介助動作	7	70.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項②補助犬に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	10	100.0
獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む）	10	100.0
「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断	9	90.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項③訓練に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
訓練者名及び当人の訓練経歴	8	80.0
使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画	9	90.0
当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、歩行誘導訓練、合同訓練）	10	100.0
訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書	4	40.0
当該犬との適合状況についての使用者の意見書	5	50.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	3	30.0
無回答	1	10.0

問7申請に係る規定様式の資料提供について

	n	%
調査数	6	100.0
可	5	83.3
不可	1	16.7
無回答	0	0.0

問8書面審査における審査事項

	n	%
調査数	10	100.0
訓練計画が作成されていること	6	60.0
訓練記録が基礎訓練・歩行誘導訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	8	80.0
訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること	7	70.0
有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	4	40.0
適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	5	50.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問10屋外で基礎動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

の

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	2	20.0
スーパー、百貨店等の商業施設	9	90.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問12屋外で歩行誘導動作の検証をする場合、検証場所として該当す

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	2	20.0
スーパー、百貨店等の商業施設	9	90.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	4	40.0
無回答	0	0.0

問13公共の場での検証にあたって関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ずに実施	3	30.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問14 01公共の場での検証で今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	10	100.0
受けたことがある	0	0.0
受けたことはない	10	100.0
無回答	0	0.0

問15 01平成28年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	4.1	
標準偏差	4.0	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問15 01平成29年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	4.1	
標準偏差	4.1	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問15 01平成30年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	3.9	
標準偏差	3.7	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問17 01自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成

した犬の認定と異なる対応をしているか

	n	%
調査数	10	100.0
異なる対応をしている	2	20.0
異なる対応はしていない	6	60.0
無回答	2	20.0

問18使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	n	%
調査数	10	100.0
書面により使用者から報告を受けている	4	40.0
電話により使用者から報告を受けている	9	90.0
面談・訪問により使用者から報告を受けている	9	90.0
特に確認していない	0	0.0
その他	3	30.0
無回答	0	0.0

問19使用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	n	%
調査数	10	100.0
年1回以上	6	60.0
年1回程度	3	30.0
年1回未満	1	10.0
無回答	0	0.0

問20 01使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報

により実施検証を再度実施した経験

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	4	40.0
無回答	0	0.0

問20 01実施検証を再度実施した結果による認定の取消の有無

	n	%
調査数	6	100.0
取消になったことがある	2	33.3
取消にならなかつた	4	66.7
無回答	0	0.0

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数内部職員①訓練士	6 12.8	1.2	0.7	0	2
問3団体の審査委員会の構成数内部職員②歩行指導員	9 19.1	2.7	1.8	1	7
問3団体の審査委員会の構成数内部職員③医師	1 2.1	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員④獣医師	5 10.6	0.8	0.4	0	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑤作業療法士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑥理学療法士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑦言語聴覚士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑧社会福祉士	4 8.5	0.5	0.9	0	2
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑨その他	4 8.5	3.8	4.8	1	12
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑩その他	2 4.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑪その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑫うち視覚障害のある方	2 4.3	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑬うち聴覚障害のある方	3 6.4	0.3	0.5	0	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑭うち肢体不自由のある方	2 4.3	0.0	0.0	0	0

	調 査 数	平 均 値	標 準 偏 差	最 小 値	最 大 値
問3団体の審査委員会の構成数外部職員①訓練士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員②歩行指導員	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員③医師	2 11.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員④獣医師	3 17.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑤作業療法士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑥理学療法士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑦言語聴覚士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑧社会福祉士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑨その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑩その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑪その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑫うち視覚障害のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑬うち聴覚障害のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑭うち肢体不自由のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋内の基本動作の検証①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内の基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋内の基本動作の検証⑨その他	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0	
問9屋内の基本動作の検証⑩その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0	
問9屋内の基本動作の検証⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0	

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	8 80.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

## **参考資料3 ヒアリング調査記録**



# 訓練事業者・ヒアリング記録（特定非営利活動法人 兵庫介助犬協会）

## 1. 事業者概要

### <基本情報>

- 兵庫介助犬協会は、2005年から兵庫県西宮市にて介助犬の訓練事業者として活動するNPO法人である。2016年には同法人において「千葉介助犬協会（千葉県船橋市）」も立ち上げ、同様に介助犬の訓練事業を行っている。  
※なお、本ヒアリング記録では主に「兵庫介助犬協会（以下、「同協会」と表記）」の活動について報告する。訓練の具体的な流れ・内容等は、兵庫と千葉で同様の仕組みである。
- 同協会のスタッフは、理事長1名（訓練士を兼任）、常勤の訓練士2名、非常勤の作業療法士1名である。
- 訓練犬は入れ替わりがあるものの、同協会では常時5～6頭を訓練している。現在は、6頭の訓練犬、3頭のPR犬を飼育している。

### <相談ルート>

- 介助犬の利用に当たっては、障害者本人あるいはその家族からの問い合わせが最も多い。過去には兵庫県や他県の自治体から問い合わせを受けたケースもある。
- 兵庫介助犬協会と千葉介助犬協会を合わせて年間10件程度の問い合わせがあり、このうち同協会の訓練士が使用希望者への自宅訪問を行う（「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容／（使用希望者とのマッチング）>参照」）のは半数程度である。
- なお、問い合わせは同協会が所在する兵庫県内だけに限らない。実際、これまでに同協会では12頭が介助犬認定を受けたが、兵庫県在住の使用者は2名のみである。

### <身体障害者補助犬の取り扱い>

- 介助犬の候補犬（ゴールデンレトリバー、ラブラドールレトリバー）は、ブリーダーもしくは他の盲導犬・介助犬育成事業者より購入する。その際にはスタッフがブリーダーを訪問し、ブリーダーから話を聞きながら、介助犬としての適性を持つと見込まれた生後2ヶ月程度の子犬を選ぶ。
- 稽に他の補助犬訓練事業者から、介助犬としての適性を持つ成犬を購入することもある。これまでに盲導犬の候補犬がキャリアチェンジし、同協会で介助犬としての訓練を受けた上で認定を受けたケースもある。同協会からも、盲導犬の訓練事業者に「介助犬の適性を持つキャリアチェンジ犬がいれば譲ってほしい」と依頼している（介助犬の適性を持つ犬は、候補犬10頭に対して3頭もいないのではないか）。
- 認定後の介助犬は、使用者に貸与する。
- 介助犬の引退目安年齢は、おおむね10歳としている。

## <費用関係>

- 介助犬を引き渡すまで、使用希望者には同協会に計3～4回程度訪問していただくことになるが、その際の交通費・食費等は使用希望者負担となる。それ以外の、たとえばブリーダー等からの子犬の購入費、すべての訓練費用（介助犬として適性がないと判断されキャリアチェンジ犬となった候補犬のそれまでの訓練費用を含む）、マッチング時や合同訓練時の使用希望者の自宅等への訪問・滞在費用（「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容（使用希望者とのマッチング、合同訓練）>」参照）等、原則としてすべての費用を同協会が自己負担している。
- 都道府県からの補助犬育成事業給付金を受けて訓練を行うこともあるが、予算執行に係るタイミングの問題から同協会では当該給付金の利用はしづらいと考えている。そのため、同協会事業の資金は寄付に頼っているのが実態である（「5. 課題や今後の展望」参照）。

## 2. 訓練の具体的な流れ・内容

### <訓練の流れ・内容>

- 介助犬認定・フォローアップまでのおおよその流れは以下の通りである。
  - ・ブリーダーからの候補犬の購入
  - ・健康チェック
  - ・パピーウォーカーへの引渡し
  - ・適性評価
  - ・基礎訓練
  - ・遺伝性疾患の診断
  - ・介助動作訓練
  - ・使用希望者とのマッチング
  - ・合同訓練
  - ・認定試験
  - ・フォローアップ

#### (ブリーダーからの候補犬の購入)

- 「1. 事業者概要<身体障害者補助犬の取扱い>」参照。

#### (健康チェック)

- 協会にて候補犬を1週間程度預かり、検便などの健康チェックやトイレトレーニングの意識付け等を行う。

#### (パピーウォーカーへの引渡し)

- パピーウォーカーに1年程度預ける。
- 同期間中は訓練士が月に1回程度パピーウォーカーを訪ね、候補犬の様子を報告書（同協会独自のフォーマットあり）に記入する。1年間分の報告書は、同協会の訓練士間で共有している。

## (適性評価)

- パピーウォーカーから同協会に訓練犬として入所後に、訓練士による「適性評価」を実施する。同評価は候補犬の得手・不得手を見極め、今後の訓練の方向性を決めるためのものであり、同協会で独自に作成したチェック項目に基づき実施する。
- なお、チェック項目は点数化したり、適性有無を判断したりするものではない。これは、合計点により適性判断を行うと、各候補犬の得手・不得手が分かりづらくなることによる。

## (基礎訓練)

- 適性評価により各候補犬の訓練の方向性が決まると、適性評価の結果、パピーウォーカーの下での報告書(前述)、キャリアチェンジ犬の場合は前事業所からの報告書を踏まえた基礎訓練を始める。
- 基礎訓練は同協会の訓練士3名が行い(現在は理事長以外の2名が行うことが多い)、訓練結果は必要に応じて電子ファイル上や動画に記録している。訓練犬の習熟度合い等により訓練内容や課題が異なるため、特に決まった記録フォーマットを用意しているわけではない。
- 訓練士はすべての候補犬の訓練担当となる可能性があるため、これら記録は次に訓練する際の訓練内容の目安として訓練士間で共有している。
- 屋外での基礎訓練は、電車、スーパー、レストラン等の公共施設も利用しながら実施する。その際には、先方に事前申請する場合としない場合がある。たとえば鉄道事業者など「補助犬の訓練はこのような手順で行ってほしい」との指針を策定している公共施設もあり、そのような場合には事前申請することとなる。なお、事前申請先の公共施設のみならず、事前申請しない公共施設においても、訓練犬であることが分かるよう訓練犬にケープを装着させている。
- 基礎訓練の評価は、同協会の訓練士のほか、同協会の非常勤職員である作業療法士が行う。
- 同協会として、基礎訓練の日数は決めていない。これは、パピーウォーカーから同協会に入所後の適性評価を終えた時点から基礎訓練は始まり、認定試験が終わるまで基礎訓練は続いているという認識を持つためである。言い換えれば「基礎訓練は90日間で終了、その後は介助動作訓練に移行する」との区切りがつくものではない。基礎訓練は認定試験まで続き、平行して介助動作訓練や合同訓練が上乗せされるイメージである。

## (遺伝性疾患の診断)

- 基礎訓練期間中の候補犬(生後1歳6ヶ月頃)に、介助犬として活躍するに当たり健康上の問題がないか、獣医による遺伝性疾患の診断を受けさせる。

## (介助動作訓練)

- 介助動作訓練は訓練前に訓練計画を立てができるようなものではないと考えている。すなわち、「くわえる」「運ぶ」「くわえた物を出す」「くわえたものを引っ張る」「鼻で押す」などの介助動作のベースとなる動きを組み合わせて使用者に必要な介助動作をつくりあげていくものであり、使用者が決まっていない段階では具体的な訓練計画は策定できない。そのあたりは、認定事業者や行政の考え方とのズレを感じる部分である。

- 使用者がおおよそ決まると、同協会の作業療法士のほか、同協会が提携している訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士、使用希望者が日頃関わる医師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー・社会福祉士等とも相談しながら、介助動作訓練計画を立てることとなる。
- 介助動作訓練は同協会の訓練士3名が行い（現在は理事長以外の2名が行うことが多い）、訓練結果は必要に応じて電子ファイル上や動画に記録している。基礎訓練と同様に、訓練犬の習熟度合い等により訓練内容や課題が異なるため、特に決まった記録フォーマットを用意しているわけではない。

#### (使用希望者とのマッチング)

- 「1. 事業者概要<相談ルート>」の通り、介助犬の利用に当たっては、障害者本人あるいはその家族からの問い合わせから始まることが多く、以降は「使用希望者による同協会所定の書類記入」→「同協会が書類確認後にさらに確認すべき事項とした内容に係る、同協会による使用希望者への電話での聴き取り」→「書類および電話聴取により、介助犬を使用することでよりよい生活を送ることができると同協会が判断した場合に限り、訓練士や作業療法士が使用希望者宅へ訪問。生活環境、障害があることによる日常生活の工夫や周囲のサポートの状況等の確認」→「同協会の訓練士および作業療法士による使用可否の最終判断」→「候補犬とのマッチング」となる。
- 書類への記入事項は、家族構成、職業、障害の経緯、犬の飼育経験等である。犬の飼育経験により使用可否を判断することはないが、飼育経験を持つことによる「よい面・そうではない面」があるため、基礎情報として入手している。
- 使用可否の判断に当たっては「使用希望者が介助犬に何を求めているのか」を重視しており、たとえば「障害者本人が介助犬の利用を希望していない（＝家族等が利用した方がよいと考えている）」ケースでは、電話聴取の時点でお断りする。また、同協会では「使用者自身が介助犬を管理できる」「貸与された介助犬の飼育にかかる経済的負担が可能と認められる者」という条件にあてはめると、「18歳以上」が使用者として適していると考えている。
- 使用可能と判断した場合、候補犬とのマッチングを行う。マッチングは使用希望者の自宅に訓練士と候補犬が訪問して行うことがほとんどであり、複数の候補犬がいる場合にはすべての候補犬と引き合わせることがほとんどで、相性や適性から選定する。

#### (合同訓練)

- 上記により「使用希望者にはこの候補犬が適切そうだ」との目安がついた段階（＝確定する前の段階）から、その使用者が求める介助を習得するための訓練をこれまでに学ばせた介助動作訓練に上乗せし、合同訓練に備える。
- 合同訓練の内容は、同協会訓練士と同協会の作業療法士と使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士・社会福祉士等が話し合いながらオーダーメイドで決める。国の規定では「合同訓練は40日以上実施するもの」とされているが、同協会では特に訓練期間を設けず（40日の実施は必須）、「使用者のニーズに合わせたオーダーメイドの介助動作がすべてスムーズにできるようになるまで」、すなわち「使用者と候補犬が社会生活を送るに際し、安心して送り出せるまで」を訓練期間と捉えている。

- オーダーメイドを基本としているため 40 日以上の合同訓練は原則として使用者の自宅および自宅周辺で行うが、その要領は使用者の仕事や生活の状況により異なる。たとえば「使用者が平日は仕事をしている場合は、金曜日夜～日曜日のみの訓練」「同協会から遠方に居住している場合は、訓練士と候補犬が使用者の自宅近隣のホテルに宿泊しながら訓練」等である。
- 訓練期間終了の具体的な判断は、使用者が候補犬をコントロールできているかを基準とする。候補犬は訓練を重ねており、たいていの動作は習得しているため、訓練士が「使用者はこの部分のコントロールが苦手である」と見極めた場合には、「候補犬のこの部分を強化する」といった再訓練を行うこともある。
- なお、合同訓練を行うのは、同協会の訓練士3名のうち2名である。これは、もう1名の訓練士は訓練士としての経験が2年程度であり、合同訓練を実施するにはもうしばらく経験を積むことが必要だと考えていることによる(2名の経験年数はそれぞれ13年・15年)。
- 訓練結果は協会独自のフォーマットに日報形式で記録し、訓練士間のみならず、必要に応じて使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業者の作業療法士・社会福祉士等とも共有している。

#### (認定試験)

- 介助犬認定試験は認定事業者により行われるが、同協会では使用希望者の居住地等に応じて認定事業者を選定している。これまでに最も多く利用した認定事業者は、兵庫県立リハビリテーションセンター(以下、「兵庫リハ」と表記)である。

#### (フォローアップ)

- 認定後1年目は少なくとも1～3ヶ月に1回以上、2年目以降は少なくとも1年に1回以上、訓練士が使用者の自宅を訪問の上、使用者の障害やニーズの変化、介助犬の健康状態・動作状況等について確認する。使用者の介助犬に対する接し方が合同訓練時とは異なり自己流になるなどして介助犬が混乱している場合などは、必要に応じて合同訓練を再度行うこともある。再訓練の場所は、使用者の自宅、同協会等、訓練内容によりケースバイケースである。なお、使用者側に問題があり再訓練を行う場合には、訓練士と使用者で共有するチェックリストを作成するなどし、正しい方法を記録に残すようにしている。
- このような定期的なフォローアップのほか、使用者から相談や要望が寄せられる場合もある。たとえばこれまでに、介助犬のシャンプー、爪切り、耳掃除等を依頼され、訓練士が使用者の自宅を定期的に訪問するケースがあった。

#### <その他>

- 合同訓練の実施に当たっては、同協会が独自に作成した「介助犬貸与に関する基本規約」で定めた「合同訓練に関する覚書」にて同協会と使用者間での契約を締結する。規約の内容は主に合同訓練から認定試験までの使用希望者の費用負担等に関するものであり、「使用希望者自宅の最初の訪問」の段階で訓練士が初めて使用希望者の自宅へ訪問した際に、「介助犬貸与に関する基本規約」を用いて口頭で説明して文書を渡している。

- 基礎訓練および介助動作訓練の結果は必要に応じて、合同訓練の結果は常に記録しているが、前者2つについてはフォーマットがなく、後者にはフォーマットがある主な理由として、合同訓練は訓練士の他にも関わる者が多い点、訓練犬によっては介助動作訓練時の資料がほんない場合がある点、訓練士が限られており業務負担の軽減を図る必要がある（基礎訓練結果として毎日細かい記録を残すことは実質的に難しい）点等が挙げられる。

### 3. 訓練の質を担保するための取組

#### <訓練士以外との連携>

- 「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容>」でみたように、基礎訓練では同協会の作業療法士が、介助動作訓練では同協会の作業療法士、同協会が提携している訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士、使用者が日頃関わる医師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー、社会福祉士等が、マッチングでは同協会の作業療法士が、合同訓練では同協会の作業療法士や使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士・社会福祉士等と連携しながら訓練等を進めている。

#### <記録の作成・保管>

- 「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容>」でみたように、パピーウォーカーへの引渡し期間中の候補犬の様子、適性評価の結果、基礎訓練の結果、介助動作訓練の結果、使用希望者とのマッチング時の確認内容、合同訓練の結果、フォローアップ時のチェックリストなど、各段階において記録を作成（状況に応じて動画でも記録）し、保管している。
- 加えて、介助犬認定後も介助犬の健康状態に変化があった場合（血尿、嘔吐、誤飲、手術等）は、使用者に同協会へ連絡するよう依頼しており、すべて記録に残している。

#### <他の事業者との連携>

- 他の事業者との定期的な会合等の機会は設けていないが、近隣に所在する訓練事業者等と情報交換を行ったり、NPO法人日本補助犬情報センターからアドバイスをもらったりしながら、同協会の取組改善を図ることもある。
- 今後は訓練事業者同士の横のつながりを強化し、お互いが抱えている課題を共有するとともにそれを解決できる方法を探れればよいと考えている。

#### <人材育成>

- 訓練士育成のための特別な研修等は行っていない。むしろ訓練士の育成プログラムはない方がよいのではないか。その理由は、育成プログラムは効率的に同質の多くの訓練士を育てられるメリットはあるものの、訓練士には多様性が必要だと考えるためである。
- 同協会には3名の訓練士がいるが、それぞれ訓練士になるまでの経歴が異なる。そのため同じ1つのことに対しても捉え方が様々であり、相互から学ぶこともある。各自の経験を活かした柔軟に対応できる組織の方が、よりよい訓練事業者になれるだろう。

#### 4. 繼続的な訓練や指導、使用者からの相談対応等

- 別紙参照（略）。

#### 5. 課題や今後の展望

##### ～行政の補助犬育成事業に係る仕組みについて～

- 使用者によって、訓練に要する費用は異なる。たとえば、ある使用者が2頭目・3頭目の補助犬の利用を希望する場合には、使用者側にも介助犬に対するノウハウが蓄積されているため1頭目よりも短い訓練期間で利用に至ることができるだろう。また、使用者の障害の種類や程度によって介助犬に求められる介助動作の量や質は異なる。しかしながらそのような事情は一切考慮されず、現在、都道府県の補助犬育成事業給付金は介助犬・盲導犬・聴導犬を問わず「1頭につき150万円等」と決まっており、その根拠も明示されていない。「1頭につきいくら」と給付金額が決定されていることは、訓練事業者が行っている福祉サービスが適正に評価されていないことの裏返しなのではないかと懸念している。実際のところ、同協会における介助犬1頭の育成費用は、フォローアップや介助犬引退後のケア、訓練士の人件費、事業所の家賃・光熱費等も含めればおよそ800万円程度に上る。
- また、ほとんどの自治体では予算執行スケジュールの関係上、補助犬使用希望者の募集を4月～5月に、使用希望者と行政担当者との面談を6月～7月に、使用希望者の決定を8月に、訓練事業者への訓練委託をその後に行い、年度内に補助犬認定まで終えなければならない。そのため、4～5月の募集タイミングを逃してしまうと、使用希望者は翌年度の募集まで補助犬希望の申請を待つ必要がある。
- すなわち、仮に同協会で6月の段階にすぐに合同訓練に移行できるだけの候補犬を育成しており、かつ、使用希望者が可能な限り早い時期の介助犬利用を希望していたとしても、補助犬育成事業給付金を利用することはできないのである。したがって、同協会ではタイミングが合わない限りは同給付金を利用せず、全額を自費で賄っているのが実態である。
- 併せて、予算額の関係上、給付金対象となる補助犬数が制限されていることも、使用希望者・訓練事業者の双方にデメリットと言えるだろう。これら仕組みの早急な改善が望まれる。
- なお、本年より国立リハビリテーションセンターの身体障害者補助犬訓練者等研修会に行政担当者も参加できるようになっている点は、実態を知つてもらうための非常によい取組だと考えている。

##### ～認定事業者および認定基準について～

- 認定事業者ごとに「色」があると感じる。同協会の考え方の基盤である「使用者主体で考えた介助犬のあり方」、および「候補犬をどのように評価するか」について、認定事業者と方向性が合うかどうかを「色」とするならば、同協会が最もよく利用する認定事業者である兵庫リハは「色」が似ている。兵庫リハを利用する度に意見を伝えていることで、それをもとに改善されている点も多い。

- 以前、兵庫リハでは介助犬の適性の見極めやユーザーの対処能力を判定するため犬に対して突発的なハプニングを与える際に、犬の訓練に携わったことがない職種の者がそのタスクを与える役割を担っていたため、以前は動物虐待と捉えられかねない状況が度々見られた。また、厚生労働省が定めた認定手順に沿って一つひとつの項目をチェックするのみの審査であったが、そのチェック項目は訓練事業者からみれば「普段、犬に携わっていない者が犬を評価するためのチェック項目」であった。訓練事業者は使用者と介助犬が日々の生活を送るなかで起こりうる事態を想定し、それを解決するための訓練を行っていることから、兵庫リハにこれらの改善を求めたところ、現在は動物虐待と捉えられかねない状況は見られなくなった。
- 一方で、「使用者主体で考えた介助犬のあり方」の考えをもとに同協会が改善を求めるとしても、改善がなされていない認定事業者もあるのが実態である。国が認定事業者を設けているのは「第三者の目を通す」ことだと理解しているが、育成事業者職員、認定事業者相談員、認定事業者医師の3つの立場を同一の人物が担うことがまかり通っている現状では、公平公正な認定審査がなされている状況とは言えず、本来的な意味での第三者になりえていない認定事業者の存在は問題である。

#### ～「身体障害者補助犬育成促進」について～

- 平成29年9月に厚生労働省社会・援護局から自治体宛てに「地域生活支援事業等の実施について」の通達が発出された。ここには身体障害者育成事業の一つとして「身体障害者補助犬育成促進」が掲げられ、「他県との連携体制の構築（育成計画の作成に当たり、実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等）」が挙がっているが、各都道府県の担当者に同通達はあまり知られていない。たとえば、補助犬育成事業給付金について東京都では年に2回の募集を行っている。このような取組を行う自治体があることが連携により認知され、取組が拡がるとよいと考える。

以上

